

出席委員 関口委員長、山上副委員長
山田委員、柳田委員、横手委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 伊藤学び育成部長、宮崎子育て支援課長、野呂技幹、加藤副主幹、木下副主幹、
遠藤副主幹、加藤主査、熊倉主査
徳江保育幼稚園課長、川部副主幹、中村主査
芝崎学び推進課長、守屋主査、佐野主査
大八木スポーツ課長、大鷲主査、山仲主任主事
三橋健康福祉部長、中澤福祉課長、藤井副主幹、袴田主査、柏木主査
三橋高齢介護課長、青木副主幹、秋庭副主幹、伊波主査、中瀬主査、
高木保険年金課長、吉野副主幹、山本主査、早乙女主査
原健康づくり課長、飯塚主査、石黒主査、安藤主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第58号 令和4年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第59号 令和4年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第60号 令和4年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第61号 令和4年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第62号 令和4年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和5年10月18日

午前9時00分 開会

【関口委員長】 おはようございます。それでは、ただいまより決算特別委員会を開会いたします。委員の皆さん、2日目に入りましたけども、どうか審査のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。それでは、本日は学び育成部から入ってまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより学び育成部の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。まず最初に、子育て支援課の審査に入りますので、よろしくお願ひいたします。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 皆様、おはようございます。これより学び育成部の令和4年度決算審査をお願ひいたします。

それでは、まず初めに、子育て支援課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては、宮崎課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 おはようございます。それでは、子育て支援課所管の令和4年度決算について説明させていただきます。説明につきましては、タブレット資料010決算特別委員会説明参考資料に基づいて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、母子保健事業や母子予防接種事業などの事業実績をまとめた令和4年度保健事業について、決算資料の後25ページ以降に添付させていただいておりますので、ご参照ください。

なお、令和4年度において、子育て支援課保育担当が所管しておりました事業費につきましては、この後の保育幼稚園課からご説明いたします。

それでは、決算書につきましては、75、76ページをご覧ください、タブレット資料は2ページをご覧ください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。職員給与費につきましては、学び育成部長を含む子育て支援課16人分と学び推進課2人分、合わせて18人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

特定財源は、下の表をご覧くださいまして、まず歳入番号①、決算書は35、36ページの子ども・子育て支援事業費補助金64万4,000円は、児童手当法改正に対応するために市町村において必要となる事務に対する国の補助金で、補助率は10分の10でございます。現況届の原則廃止に伴う事務に係る職員の時間外勤務手当に12万6,978円を充当したほか、備考欄記載のとおり充当しております。

次に、歳入番号②、決算書は同じく35、36ページの保育士等処遇改善臨時特例交付金1,758万7,020円は、保育士や幼稚園教諭、放課後児童クラブ支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入の3%程度引き上げるための措置が令和4年2月から実施されたことに伴い、令和4年4月から9月にかかる分として交付されたもので、補助率は10分の10でございます。町内の特定教育・保育施設や特定地域型保育事業所に対する交付事務に係る職員の時間外勤務手当として20万円を充当したほか、備考欄記載のとおり充当しております。

次に、歳入番号③、決算書は35、36ページの出産子育て応援交付金1,350万円と、2行飛びまして、歳入番号⑥、決算書は39、40ページの出産子育て応援交付金274万3,000円は、本年2月から事業を開始した出産子育て応援事業に対する国と県の交付金で、補助率は出産子育て応援給付金と伴走型相談支援に係る分は国が3分の2、県が6分の1、事業に係る……。

【関口委員長】 課長、ちょっと待って。

委員の皆さん、傍聴者が1人お見えになりましたので、傍聴者を許可したいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、傍聴の方に入ってもらってください。

(傍聴者入室)

【関口委員長】 それでは、課長、すみません。続けてください。

【宮崎子育て支援課長】 事業に係るシステム更新等導入経費に係る分は国が10分の10でございます。

出産子育て応援給付金の支給事務に伴う職員の時間外勤務手当にそれぞれ充当額の欄に記載の額を充当したほか、備考欄記載のとおり充当しております。

続いて、歳入番号④、決算書35、36ページの特別児童扶養手当事務取扱委託金16万4,274円は、国の制度で県が実施主体の特別児童扶養手当の各種申請届出事務を町が行っていることに対する国からの委託金で、令和4年12月末現在の特別児童扶養手当受給権者85人分と手当額改定4人分でございます。

次の歳入番号⑤、決算書は37、38ページの市町村移譲事務交付金275万6,940円は、財政課において説明した県からの交付金で、児童福祉施設の設置認可や認可外保育施設の届出等に係る経由事務に対して1,980円を充当しております。

1行飛びまして、歳入番号⑦、決算書は45、46ページの児童発達支援給付費等負担金3,071万898円は、児童発達支援事業所であるひまわり教室の年間利用者21人に係る障害児通所給付費等利用者負担金でございます。ひまわり教室を担当する子育て支援課職員の給料、職員手当等及び共済費で、839万1,574円を充当したほか、備考欄記載のとおり充当しております。

以上が①から⑦の特定財源の充当額合計898万9,661円を支出済額1億4,348万5,570円から差し引いた1億3,449万5,909円が一般財源でございます。

続いて、資料3ページ、子育て支援事業費でございます。子育て支援センターにおいて、育児不安や子育てについての相談、利用者支援事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センターによる会員相互の育児援助活動の支援、乳児家庭全戸訪問や養育に関する助言、指導が必要な家庭を専門相談員が訪問する養育支援訪問事業等を実施し、子育てに関する情報提供と育児不安の解消、児童虐待の防止に努めました。報酬、職員手当等、共済費及び旅費は、養育支援訪問を行う子育て支援相談員や乳児家庭全戸訪問を行う助産師や保健師の会計年度任用職員の報酬や期末手当、共済費等の負担金及び交通費を支出したものでございます。需用費の消耗品費は、親支援プログラムとして毎年実施しているNP講座のファシリテーター養成講座を職員が受講する際に使用するテキストと乳幼児紙おむつ用ごみ袋配布事業に使用するラベルシールを購入したもので、修繕料は、子育て支援センターのエアコン故障に伴い更新修繕を行ったものでございます。役務費は、NP講座のファシリテーター登録認定手数料を支払ったものでございます。委託料と使用料及び賃借料の内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、子育てサポートセンターの光熱水費及びエレベーターや電気設備等の維持に係る保守点検料その他の維持管理経費について、建物を賃借する他の事業者と電力使用料などによる案分により建物所有者へ支払う負担金とNPファシリテーター養成講座の受講料でございます。償還金、利子及び割引料は、令和3年度の児童虐待DV対策総合支援事業費国庫補助金と子ども・子育て支援交付金の精算に伴う国庫返納金でございます。子育て支援センターの令和4年度の利用者数は6,010人、相談件数は933件でした。利用者数につきましては、令和3年度より2,288人の増となったものの、令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため支援センターの利用の予約制と利用者数の制限を継続したことから、コロナ禍より前の利用状況と比べると依然として少ない結果となりました。また、ファミリー・サポート・センターの4年度末時点での会員登録者数は合計878人で、3年度末より17人の増となっております。なお、ファミリー・サポート・センターの利用件数につきましては、3,030件で、令和3年度より66件の増となっております。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページ、子ども・子育て支援交付金4,779万8,000円と、2行飛びまして、歳入番号④、決算書は39、40ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金の2,940万6,000円は、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的に、対象となる事業ごとに国で定める基準額に基づき利用者支援事業に係る部分は国3分の2、県6分の1、それ以外の部分は国、県それぞれ3分の1の補助率で交付されたものでございます。充当額につきましては、乳児家庭全戸訪問を行う会計年度任用職員の報酬等や子育て支援センター及びファミリー・サポート・センターの委託料へ国、県それぞれ充当額欄に記載の金額を充当したほか、備考欄記載のとおり充当しております。

続いて、歳入番号②、決算書は33、34ページの児童虐待DV対策等総合支援事業費国庫補助金308万3,000円は、児童虐待防止対策に係る市町村相談体制整備事業と市町村子ども家庭総合支援拠点運営事業に対する国の補助金で、国の基準額に対して補助率2分の1で交付されたもので、子育て支援相談員の報酬と期末手当、共済費、旅費に充当しております。

次に、歳入番号③、決算書は35、36ページの出産子育て応援交付金1,350万円と、1行飛びまして、歳入番号⑤、決算書39、40ページの出産子育て応援交付金274万3,000円は、先ほど職員給与費でご説明したとおり、本年2月から事業を開始した出産子育て応援事業に対する国と県の交付金で、出生後の面談を行う会計年度任用職員の助産師や保健師の報酬にそれぞれ充当額欄に記載の額を充当しております。これらの特定財源の充当額合計1,716万3,456円を除いた2,844万2,999円が一般財源でございます。

次に、資料の4ページ、小児医療費助成事業費です。小児が病院等を受診した際に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を助成したもので、通院、入院共にゼロ歳から中学3年生までを対象としております。令和3年度から所得制限を廃止して実施しております。助成金額は、扶助費の欄に記載の1億5,041万8,060円で、前年度と比べて約859万円の増となっております。対象者及び助成件数につきましては、備考欄記載のとおりでございます。扶助費以外の支出は需用費の消耗品費は医療証の用紙代、印刷製本費は医療証郵送用窓付封筒の印刷代、役務費は、医療証等の郵送に伴う通信運搬費と国保連合会等による審査支払に対する手数料、委託料は、神奈川県の小児医療費助成事業の制度改正に伴い令和5年4月診療分から通院の補助対象年齢がそれまでの就学前から小学校卒業までに引き上げられたことに対応するための小児医療システム改修委託料、使用料及び賃借料は、小児医療システムの借上料を支払ったものでございます。不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございます。令和4年度につきましては、当初予算の段階では、前年度実績等を勘案して扶助費として1億4,500万円を計上しておりましたが、それ以上の医療費の伸びが見られたため、3月補正予算で1億5,100万円の予算現額としたものでございます。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページの小児医療費助成事業補助金2,271万6,000円は、神奈川県の小児医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は3分の1でございます。

次に、歳入番号②、決算書は45、46ページの小児医療費助成金高額療養費返戻金7万9,899円は、町が助成した医療費の一部負担金のうち高額療養費に相当する額について医療保険者から返戻金として収入したものでございます。これらの特定財源の充当額の2,279万5,899円を除いた一般財源は、1億3,496万5,075円でございます。

続いて、資料5ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭の父または母や児童が医療機関にかかった場合に医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、生活の安定と自立支援を行ったもので、助成金額は扶助費の欄に記載の2,593万4,952円でした。対象者及び助成件数につきましては、備考欄記載のとおりでございます。扶助費以外の支出につきましては、消耗品費は、医療証の用紙代、役務費は、医療証更新に伴う郵送のための通信運搬費と国保連合会等による審査支払いに対する手数料でございます。不用額の理由は備考欄記載のとおりでございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、決算書は37、38ページのひとり親家庭等医療費助成事業補助金1,209万3,000円は、神奈川県の一ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づく補助金で、補助率は2分の1以内となっております。

次に、歳入番号②、決算書45、46ページのひとり親家庭等医療費助成金高額療養費返戻金50万5,274円は、小児医療費と同様高額療養費に相当する額を医療保険者から収入したものでございます。これらの充当額合計1,259万8,274円を除いた一般財源は1,398万3,317円でございます。

続いて、資料の6ページ、地域子育て環境づくり支援事業費につきましては、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため、子育て支援に関する事業等を行う団体に対して30万円を限度に補助する地域子育て環境づくり支援事業補助金、または国の地域子供の未来応援交付金を活用して125万円を限度に補助する子どものつながり場づくり支援事業補助金を申請により補助するもので、備考欄記載の3団体に対して地域子育て環境づくり支援事業補助金による補助を行いました。不用額の理由は、備考欄記載のとおりで、令和4年度から新設した子どものつながりの場づくり支援事業補助金は、申請がございませんでした。特定財源につきましては、今申し上げた令和4年度からの新設補助に充当するため、歳入番号①の地域子供の未来応援交付金を予算計上したものの、申請がなかったため収入はございませんでした。

歳入番号②、決算書は37、38ページの市町村事業推進交付金57万円につきましては、財政課から説明した内容で、このうち5万4,000円を不登校サポートネットワーク事業への寄附金に充当しております。その他の一般財源は19万7,197円でございます。

次に、資料の7ページ、児童福祉施設維持管理経費につきましては、町内9か所の児童の遊び場に設置している遊具の維持管理を行ったもので、修繕料は、岡田二丁目の大塚児童遊び場のフェンスの破損と一之宮八丁目の金毘羅さん境内に設置しているブランコのチェーンや座板の破損に伴い、緊急な対応が必要と判断し、予備費充用により修繕を行ったものでございます。委託料は、遊具点検の専門業者に委託したもので、全額一般財源でございます。

次に、資料8ページ、児童発達支援事業費でございます。児童発達支援事業所であるひまわり教室に係る経費で、就学前の発達に心配な児童に対して日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施したもので、令和4年度は21人の児童が通園しました。報酬、職員手当等、共済費、旅費は、指導に当たる保育士や言語聴覚士、理学療法士などの会計年度任用職員の雇用に係る経費を支出したものでございます。需用費及び役務費につきましては、教室の運営及び維持のための消耗品費、光熱水費、電話料金、火災保険料などを支出したものです。なお、修繕料につきましては、事務室に設置したエアコンが経年劣化に伴い温度調節できない状態になったため、利用児童の体調管理の観点から緊急に機器

の更新修繕が必要と判断し、予備費充用により対応したものでございます。委託料は、教室の機械警備委託とカーペットクリーニング委託、利用児童の歯科健診業務委託のための委託料を支払ったものでございます。使用料及び賃借料は、秋の野外指導時の大型バス借上料を支払ったものでございます。備品購入費は、経年劣化に伴い国内用遊具3点を購入したもので、負担金補助及び交付金は、サービス管理責任者研修や各種専門研修の受講に伴う研修受講料を支払ったものでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページの児童発達支援給付費等負担金3,071万898円は、先ほど職員給与費においてご説明したもので、事業費全額に当たる1,418万4,488円を充当しております。

次に、資料の9ページ、特定不妊治療費等助成事業費は、不妊治療のうち医療保険が適用されない特定不妊治療費の一部を県が実施している補助に上乗せする形で助成する特定不妊治療費助成と、同じように医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不育症治療に要する費用の一部を助成する不育症治療費助成を行うもので、助成することにより対象者の経済的負担の軽減を図ったものでございます。支出済額は、全て特定不妊治療費助成に係るもので、助成件数は29件でした。不育症治療費助成につきましては、令和4年度における助成申請はございませんでした。不用額の理由については、備考欄記載のとおりで、財源については全額一般財源でございます。

次に、資料の10ページ、児童福祉事務経費でございます。報酬は、寒川町子ども・子育て会議の開催に伴う委員報酬を支払ったもので、令和4年度は対面での会議を2回開催したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により書面会議を1回開催し、令和3年度子ども・子育て支援事業の進行管理や第2期計画の中間年見直しに関してご審議をいただきました。旅費は、子育て支援事業における児童虐待防止対策に関わる研修やNPファシリテーター養成講座、児童発達支援事業に関わる研修等への出席に伴う職員の普通旅費を支出したものでございます。

特定財源につきましては、歳入番号①の児童発達支援給付費等負担金から8,466円を充当しております。

次に、資料の11ページ、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費ひとり親世帯分は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その影響で損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から対象児童1人当たり5万円の特別給付金が県から支給されたもので、町では事業の周知や申請の受付、申請内容の確認等に係る事務を行いました。職員手当等は、この事業に要した職員の時間外勤務手当、消耗品費は、事業に必要な物品等の購入費、役務費は、案内通知等の郵送に伴う通信運搬費を支出したものでございます。支給実績及び不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

特定財源は、歳入番号①、決算書37、38ページ、低所得の子育て世帯特別給付事務費補助金ひとり親世帯分で、補助率は10分の10でございます。収入済額全額を充当しており、一般財源は429円でございます。

次に、資料の12ページ、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費その他世帯分は、ひとり親世帯分と同様に新型コロナウイルス感染症の影響で損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、対象児童1人当たり5万円の特別給付金が支給されたもので、町では特別給付金の支給、事業の周知や申

請の受付、確認等に係る事務を行いました。職員手当等は、この事業に要した職員の時間外勤務手当、消耗品費は、事業に必要な物品等の購入費を支出し、印刷製本費は、支給決定通知用の圧着はがき、メールシーラーの印刷代でございます。役務費は、案内通知等の郵送に伴う通信運搬費と給付金支給に伴う口座振込のための手数料、タウンニュースへの周知広告掲載に伴う広告料を支出したものでございます。委託料は、申請内容の判定等に必要な課税情報や児童手当等の受給情報、支給時に必要な振込口座情報などの集約のための既存システム改修委託料、負担金補助及び交付金は、支給決定者へ特別給付費を支払ったものでございます。償還金利子及び割引料は、令和3年度の低所得の子育て世帯の特別給付事務費補助金その他世帯分と、低所得の子育て世帯特別給付事業費補助金その他世帯分の精算に伴う国庫返納金でございます。支給実績及び不用額の理由については、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源は、歳入番号①、決算書は37、38ページ、低所得の子育て世帯特別給付事務費補助金その他世帯分734万7,000円は、負担金補助及び交付金を除く支出済額に対して585万3,000円を充当しており、補助率は10分の10でございます。

次に、歳入番号②、決算書37、38ページ、低所得の子育て世帯特別給付事業費補助金その他世帯分2,700万円は、負担金補助及び交付金に2,160万円を充当しており、補助率は10分の10でございます。充当額合計2,745万3,000円を除いた2,338万3,529円が一般財源でございます。

続いて、資料13ページ、出産子育て応援事業費につきましては、妊娠期から出産子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するもので、令和5年1月補正予算第10号で予算措置し、同年2月から事業を開始したものでございます。令和4年度における事業の対象者は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間で妊娠届出されている方、あるいは出生した児童を養育する方で、妊娠届出時と出生届出後の全ての妊産婦への面談と妊娠8か月前後の妊婦へのアンケート及び希望者への面談を行うとともに、妊婦届出時及び出生届出後にそれぞれ出産応援ギフト、子育て応援ギフトとして各5万円を支給しております。需用費の消耗品費は、事業実施に必要な物品を購入したものでございます。役務費は、対象者への制度案内通知や妊娠8か月前後のアンケート等を郵送、申請書等の受取人払いに伴う通信運搬費と出産子育て応援ギフトとして5万円を口座振込する際の手数料でございます。委託料は、本事業実施に必要な出産子育て応援ギフトシステムの導入業務委託料を、負担金補助及び交付金は、支給決定者へ出産子育て応援ギフトを支払ったものでございます。不用額の理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。令和4年度内を対象者としながらも、令和5年2月からの事業開始であったことから、年度内に支給できた件数の関係で不用額となっておりますが、委託料の800円を除く全額を翌年度へ繰り越しております。

特定財源ですが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、国庫支出金の出産子育て応援交付金1,350万円と歳入番号②、決算書39、40ページ、県支出金の出産子育て応援交付金274万3,000円は、先ほど職員給与費等のところで説明したとおり、本事業に対する国と県の交付金でございます。本事業費の各支出にそれぞれ充当額の欄に記載の額を充当したほか、備考欄記載のとおり充当しております。

次に、資料14ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費は、コロナ禍で出産されたことへの敬意と感謝の気持ちと感染防止の願いを込めて『「高座」のこころ。』の温かさ、優しさを伝える寒川町出産お祝いパッケージの配布を行ったもので、需用費の消耗品費は、感染防止用マスクとマスクケース、

育児用品カタログの購入費、印刷製本費は、町長メッセージカードの印刷代でございます。不用額については、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源は、歳入番号①、決算書43、44ページのまちづくり基金繰入金で、事業費全額の325万9,135円を充当しております。

次に、資料15ページをご覧ください。2目児童措置費でございます。児童手当等事務経費は、児童手当や児童扶養手当等を支給するための事務経費で、報酬と職員手当等は、児童手当事務の補助のための会計年度任用職員報酬と期末勤勉手当、旅費は、担当者会議出席に伴う職員の普通旅費、需用費の印刷製本費は、支払通知用の圧着はがきや現況届等郵送用の封筒印刷代、役務費は、現況届各種通知の郵送に伴う通信運搬費を支出したものでございます。不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源は、歳入番号①の子ども・子育て支援事業費補助金64万4,000円は、児童手当法改正に対応するために市町村において必要となる事務に対する国の補助金で、補助率は10分の10でございます。現況届の原則廃止に伴う事務に係る会計年度任用職員の報酬や印刷製本費、役務費の通信運搬費に47万9,022円を充当しております。この補助金を除いた171万5,787円が一般財源でございます。

次に、資料16ページ、児童手当支給事業費でございます。扶助費は、児童手当法に基づき子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給したものです。支給件数は延べ7万1,297件でした。償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度の児童手当負担金の精算に伴う国庫返納金でございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、決算書33、34ページ、国庫支出金の児童手当負担金5億4,405万3,332円と歳入番号②、決算書37、38ページ、県支出金の児童手当負担金1億1,947万5,832円は、児童手当法に基づき支給額のうち被用者に対する3歳未満の児童に該当する部分については、国が45分の37、県が45分の4の割合、それ以外の部分においては、国が6分の4、県が6分の1の割合で交付されたものでございます。

歳入番号③、決算書47、48ページの児童福祉費国庫負担金過年度収入23万1,000円と歳入番号④、決算書47、48ページの児童福祉費県費負担金過年度収入27万6,320円のうち3万5,333円につきましては、令和3年度の児童手当負担金の精算に伴う追加交付でございます。これらの特定財源の合計額6億6,379万5,497円を除いた1億1,985万1,170円が一般財源でございます。

続いて、資料17ページ、決算書は77、78ページをご覧ください。5目子育て世帯臨時特別給付費でございます。子育て世帯臨時特別給付金給付事業費につきましては、令和3年度において新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、コロナ克服新時代開拓のための経済対策として、子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、18歳以下の子どもへ1人当たり10万円の臨時特別給付が行われましたが、誕生日の関係等から年度内に支給できないケースが想定されたため、令和4年度へ繰越明許して執行するとともに、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の精算に伴う国庫返納金を現年予算において執行したものでございます。需用費の印刷製本費は、支給決定通知の圧着はがき印刷代を繰り越しましたが、在庫で対応できたため執行しなかったことにより残となっております。役務費は、案内通知や支給決定通知の郵送に伴う通信運搬費と給付金振込のための手数料でございます。負担金補助及び交付金は、対象児童分の特別給付金を支出したものでございます。

償還金利息及び割引料は、先ほど申し上げたとおり、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の精算に伴う国庫返納金でございます。令和4年度繰越明許予算に支給人数等の状況及び不用額の理由については、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源は、歳入番号①、決算書35、36ページの子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金898万9,356円で、給付金及び支給事務に係る費用として130万3,633円を充当しており、この額を除いた一般財源は6,750万円でございます。

続いて、資料の18ページ、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費町単独事業分は、国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならなかった18歳以下の児童に対して、町独自に児童1人当たり10万円の給付金を支給したものでございます。令和4年度につきましては、令和3年度からの繰越明許予算による執行分と令和4年度補正予算第1号で予算措置した基準日以降に転入してきた対象児童に対する執行分でございます。需用費の印刷製本費は、支給決定通知の圧着はがきを購入したもので、役務費は、支給決定通知の郵送等に伴う通信運搬費と給付金の振込に伴う手数料、負担金補助及び交付金は、対象児童分の特例給付金を支出したものでございます。支給人数等の状況及び不用額の理由については、備考欄記載のとおりでございます。財源については全額一般財源でございます。

続きまして、資料19ページ、決算書は79、80ページをご覧ください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。職員給与費につきましては、子育て支援課7人分と健康づくり課11人分、合わせて18人分の給料、職員手当等及び共済費を支払ったものでございます。

特定財源は、歳入番号①、決算書33、34ページの子ども・子育て支援交付金と、2行飛びまして、歳入番号④、決算書39、40ページの子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、子育て支援事業費のところでご説明したもので、母子保健コーディネーターの任期付職員の給料、職員手当等及び共済費としてそれぞれ記載の額を充当しております。

次に、歳入番号②、決算書35、36ページ、国庫支出金の出産子育て応援交付金と、2行飛びまして、歳入番号⑤、決算書39、40ページ、県支出金の出産子育て応援交付金は、先ほど児童福祉総務費の職員給与費や子育て支援事業費のところで説明したもので、伴走型相談支援の実施に伴う職員の時間外勤務手当として、それぞれ記載の額を充当しております。

次に、歳入番号③、決算書は35、36ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4億374万9,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴う職員の時間外勤務手当に885万3,760円を充当したほか、備考欄記載のとおり他事業へ充当しております。これらの充当額合計1,323万4,040円を除いた1億3,164万8,137円が一般財源でございます。

続いて、資料20ページ、母子保健事業費につきましては、母子保健法に基づき窓口での母子健康手帳の交付、父親・母親教室や離乳食講習会などの母子健康教育、7か月児相談や育児相談などの母子健康相談、妊婦健診や3歳6か月児健診などの母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児訪問の母子訪問指導など母子の健康の保持増進のための指導を実施いたしました。報酬は、健診や講習会、育児相談等の実施に伴う栄養士、看護師、歯科衛生士等の会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費は、4年度から母子栄養相談の充実に伴い月額雇用とした会計年度任用職員の期末勤勉手当及び共済費負担金等を支出したものでございます。旅費は、会計年度任用職員の費用弁償で、職員の普通旅費について

は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修等がオンライン開催となったため支出はありませんでした。需用費の消耗品費は、母子健康手帳やブックスタート用絵本と離乳食講習会等の食材料、乳幼児健診で配布する歯科リーフレット等を購入したものでございます。印刷製本費は、各種健診の記録票や妊産婦健診及び新生児聴覚検査受診券の印刷代、医薬材料費は、乳幼児健診で使用する使い捨て手袋や消毒液等を購入したものでございます。役務費は、各種健診の受診案内や未受診者への勧奨通知等郵送のための通信運搬費と未熟児養育医療費に係る国保連合会等の審査支払いの手数料を支出いたしました。委託料は、妊産婦健診や乳幼児健診等の各種健診事業に係るもので、神奈川県産科婦人科医会や茅ヶ崎医師会等へ委託して実施いたしました。使用料及び賃借料は、乳幼児健診の中の歯科健診で使用する器具の借上料でございます。備品購入費は、健診で使用する体重計を購入したもので、負担金補助及び交付金は、妊産婦健診や新生児聴覚検査で町の受診券が使用できなかった方に対する受診費用の助成金、扶助費は、母子保健法の規定に基づき町が負担する未熟児養育医療費を支出したものでございます。償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度の母子保健衛生費国庫補助金などの精算に伴う返納金でございます。不用額の主な理由は、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページの未熟児養育医療費等国庫負担金60万1,000円と、1行飛びまして、歳入番号③、決算書37、38ページの母子保健衛生費等県負担金30万500円は、母子保健法に基づき市町村が支出する未熟児養育医療費に対する国、県の負担金で、負担率は国が2分の1、県が4分の1でございます。

続いて、歳入番号②、決算書35、36ページの母子保健衛生費国庫補助金253万7,000円は、国の母子保健医療総合対策支援事業費のうち総合支援事業実施要綱に基づき実施する事業に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。産婦健診の委託料及び償還払いのための財源として115万1,000円を充当しており、このほかに子育て世代包括支援センター事業費へ101万7,000円を充当しております。

続いて、歳入番号④、決算書43、44ページのまちづくり基金繰入金は、財政課にてご説明したもので、乳幼児健診で使用する体重計の購入費として8万850円を充当しております。

次に、歳入番号⑤、決算書47、48ページの未熟児養育医療費等国庫負担金過年度収入6,301円は、令和3年度の未熟児養育医療費等国庫負担金の精算に伴う追加交付でございます。これらの充当額合計213万9,651円を除いた3,795万1,702円が一般財源でございます。

続いて、資料の21ページ、う蝕予防対策事業費は、乳幼児時期からのう蝕予防対策として、食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に、歯科健診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を実施するとともに、父親・母親教室や様々な健診、相談などの機会を捉え、歯科保健指導や食育指導を行うなど妊娠期から幼児期を通じての意識啓発に取り組みました。報酬と旅費は、歯科保健指導や食育指導などに当たる歯科衛生士や栄養士等の会計年度任用職員報酬と費用弁償、需用費の消耗品費は、教材として使用する歯の健康パンフレットを購入、医薬材料費は、ブラッシング指導時に配布する幼児用歯みがきと歯ブラシを購入したものです。役務費は、2歳児歯科健診の案内と問診票を郵送した通信運搬費、委託料は、2歳児歯科健診の実施について茅ヶ崎歯科医師会に委託したものでございます。使用料及び賃借料は、健診時に使用する器具の借上料を支出したものでございます。不用額の理由は備考欄記載のとおりで全額一般財源でございます。

次に、資料の22ページ、子育て世代包括支援センター事業費でございます。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、助産師がきめ細やかに対応し、その人その人に応じた相談支援を提供する母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が受けられない母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を実施いたしました。報酬、職員手当等、共済費及び旅費につきましては、令和3年度に2人いた母子保健コーディネーターのうち1人がご家庭の事情により退職したため、後任の人材を募集したところ、令和5年1月から会計年度任用職員として配置できたことに伴い、3か月分の雇用経費を支出したものでございます。委託料は、産後ケア事業の実施について、医療機関や助産院等へ委託したものでございます。償還金、利子及び割引料は、令和3年度の母子保健衛生費国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。令和4年度の実績としましては、妊娠届出時の窓口での面接が291人、その後の妊娠期間中や出産後を通じての継続支援件数は延べ2,094件となっており、届出数は昨年より4人の減、継続支援件数は973件の減という状況でした。また、産後ケア事業につきましては、助産師、保健師が継続した支援を行う中で産後ケアを利用したほうがよいと判断した産婦やご利用を希望された産婦、計41人にご利用いただきました。母子保健コーディネーターが1人退職したことに伴い9か月間1人体制であったことが影響し、継続支援件数が大きく減となりましたが、ここにつきましては、令和5年1月から会計年度任用職員として1人雇用し、その後も今後を見据えた体制を強化する必要性から、令和5年度当初において会計年度任用職員1人を含めた2人の助産師を新たに任期付職員として採用し、従来からいる任期付職員1人と合わせて現在は母子保健コーディネーター3人体制として取り組んでいるところでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①の子ども・子育て支援交付金と、1行飛びまして、歳入番号③の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、子育て支援事業費のところでご説明したもので、母子保健コーディネーターの会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費及び旅費にそれぞれ充当額の欄に記載の額を充当しております。

戻りまして、歳入番号②、決算書35、36ページの母子保健衛生費国庫補助金253万7,000円は、母子保健事業費のところでご説明したもので、101万7,000円を産後ケア事業の委託料に充当しております。これらの充当額を除いた138万4,538円が一般財源でございます。

続いて、決算書は79、80ページから81、82ページをご覧ください。2目予防費でございます。タブレットの資料は23ページ、母子予防接種事業費でございます。子どもにかかる個別予防接種等の実施に加え、国の風疹の追加的対策など成人の風疹抗体検査及び風疹予防接種を実施いたしました。報酬は、マイナポータルでの閲覧や自治体間での情報連携に必要な個人の接種データを健康情報システムに入力する会計年度任用職員の報酬、旅費は、会計年度任用職員の費用弁償と予防接種事務に従事する職員の研修会出席に伴う普通旅費を支出したもので、需用費の消耗品費は、予防接種必携の購入費用及び窓口で配布する説明用小冊子と子宮がんワクチン予防接種の積極的勧奨が控えられていた期間に接種機会を逃した方を対象とするキャッチアップ接種の実施に伴い、対象者への案内送付用封筒及び宛名ラベルを購入したものでございます。印刷製本費は、予防接種で使用する予診票の印刷代でございます。役務費の内訳は、通信運搬費と手数料で、通信運搬費につきましては、予防接種未接種者等への勧奨用はがきや子宮頸がんのワクチンに関する情報を定期接種対象者へ周知するための案内用はがきを購入するととも

に、風疹の追加的対策のクーポン券の対象者への送付、キャッチアップ接種のための予診票の医療機関への送付を行ったものでございます。手数料は、風疹の追加的対策の実施に当たり抗体検査委託料や予防接種委託料について、全国の実施医療機関等と自治体との間に国保連合会が入る形で請求審査支払に関する事務を行うことに対する審査支払手数料を支払ったものでございます。委託料は、指定医療機関での予防接種について茅ヶ崎医師会等へ委託して実施したものと、風疹の追加的対策に伴う抗体検査や予防接種について全国知事会と日本医師会を代表者とする集合契約に基づき、全国の医療機関等において実施したものでございます。負担金補助及び交付金は、保護者の里帰り出産などの理由により委託外の医療機関で接種を受けた場合の接種費用と、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を控えていた期間において定期接種の機会を逃した方が、定期接種の対象年齢を過ぎてから自費で任意接種を受けた場合の接種費用について、委託医療機関で受けた場合と同程度の負担になるよう償還払いによる助成を行ったものでございます。扶助費は、定期予防接種による健康被害を受けた方の救済のための障害年金手当等を支払ったものでございます。主な不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書35、36ページの感染症予防事業費等国庫補助金131万6,000円は、風疹の追加的対策のうち風疹抗体検査の実施に要する費用に対する国の補助金で、補助率は2分の1でございます。会計年度任用職員の報酬や勧奨はがき、クーポン券郵送等の通信運搬費、国保連への手数料及び委託料に充当額欄記載の額を充当いたしました。

続いて、歳入番号②、決算書39、40ページの予防接種健康被害救済費補助金432万382円は、予防接種法に基づく予防接種による健康被害の救済措置に要する費用への県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

歳入番号③、決算書は同じく39、40ページの風疹予防接種事業補助金10万1,000円は、風疹の流行及び先天性風疹症候群の発生防止のために市町村が実施する事業に要する費用に対する県の補助金で、補助率3分の1でございます。町では、妊娠を希望する女性と妊娠している女性の夫またはパートナーを対象とする成人の麻疹風疹混合ワクチン接種の委託料に充当しております。これらの充当額合計488万9,382円を除いた1億918万4,550円が一般財源でございます。

次に、資料24ページをご覧ください。令和4年度歳入決算一般財源ほかの概要でございます。13款使用料及び手数料、決算書29、30ページの行政財産使用料子育て支援課8,670円につきましては、大塚児童遊び場の敷地内の電柱の行政財産使用料で、令和5年度から7年度までの3年度分として東京電力パワーグリッド株式会社から収入したものでございます。

次に、19款繰越金、決算書43、44ページの繰越明許費繰越額繰越金7,973万1,205円は、令和3年度からの繰越明許に伴う一般財源の繰越金で、資料18ページの子育て世帯臨時特別給付金給付事業費町単独事業分の繰越明許予算分に対し60万3,000円を充当しております。

最後に20款諸収入、決算書45、46ページの実習生受入謝礼2万円は、ひまわり教室において保育実習生を受け入れたことに伴い鎌倉女子大学より収入したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【関口委員長】 子育て支援課の説明が終わりました。ちょっと長かったですけども、ご苦労さまでした。

それでは、これから質疑に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。質疑のある方。

柳田委員。

【柳田委員】 3ページの子育て支援事業費に関しては、福祉対策が十分に効果を上げられているといった観点で2点ほどお伺いします。1点目なんですけど、令和4年度事務事業評価において、子育て支援センター利用者が実績値610人、基準値8,521人、目標値が9,540人よりも下回ってしまい、向上率はマイナス246.4%でございましたが、委託料約1,800万円の予算の効果を考える上で目標値を下回る要因は何だったのか、コロナの影響で人数制限とか時間制限とかがあったと思うんですけど、分析された中で要因は何だったのかお伺いします。

2点目なんですけど、ファミリー・サポート・センター事業委託料に関して、令和4年度はお願い会員636人、任せて会員120人と令和4年度は4対1の比率だったと思うんですけど、5対1と、乖離している傾向がある中で、さらに車で送迎できる任せて会員に需要が集中することも勘案すると、実際5対1以上の乖離があるのかなと、ますます予約が取れない現状なのかなと思います。先ほど66件でしたっけ、増加したということもあると思いますので、そういった増加傾向でなかなか予約が取れないのかなと思います。

しかも、お願い会員と任せて会員の方がミスマッチだった場合って、たしか件数とかは取っていないと思うので、実際に困った人がいても統計上に出なくて証明できないという中で、決算においてその事業が住民のためになっているかどうか、福祉対策の行政効果を客観的に評価しなければいけない中で、統計がないので困った人がいることを証明できない、そういった中で待機児童、未入所児童の受皿となっているファミリー・サポート・センター事業の現状を踏まえて、約1,100万円のファミリー・サポート・センター事業委託料に関して、次年度以降予算編成をどう改善していくのか、何かお考えがあればお伺いします。

【関口委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 2点いただきました。まず1点目でございますが、支援センターの利用者が下回っている要因はということで、ご質問の中でもお言葉がありましたとおり、コロナの影響ということはもちろんあると思っています。コロナの影響で利用者自体に制限をかけている状況でございましたので、それが要因だと考えております。

それから、2点目のファミリー・サポート・センターの任せて会員とお願い会員の乖離がさらに開いているという中で、利用できない人の困っている状況をどのようにつかんで分析するのかというところ、これについては、予算委員会のときにご質問いただいたかと思っております。これにつきましては、まだ具体的にどうしていこうというような策を今検討できていない状況でございます。引き続きこれについては、我々としましても、そもそも任せて会員さんの確保というところが課題であるという認識はずっと持っておりますので、それについて早急に検討していくようなことで考えたいと思っております。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 まず、2点目のファミサポに関しては検討していただいて、次年度以降の予算につなげていただけたらなと思います。1点目に関して、要因が、先ほど答弁にあったとおりということでご

ございますので、そういった点でそれを踏まえて、次年度以降予算編成でどのように改善していくのか何かお考えがあればお伺いします。

【関口委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 支援センターの利用の制限につきましては、予算委員会のときにも、たしかコロナの状況を見ながら検討していきたいというお話を申し上げました。ここにつきましては、5月にコロナが5類になって以降、8月が山場みたいな形で、茅ヶ崎保健所管内の定点観測の中でも感染者数がピークを迎えていたということもありましたが、それ以降非常に急速に減少傾向を示しているということがありますので、実を申しますと、今週16日から利用の制限を解除させていただいております。ですので、予約せず利用の制限もなくということで、お越しいただければ利用できる状況ということで、体制としては進めさせていただいておりますので、ここについては来年度以降の予算の中でも、状況さえ変わらなければ体制としてはそういう形で進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず、4ページの小児医療費の助成制度のところなんですけど、今回4年度は所得制限が撤廃されていますけど、これに関して補正予算でもちゃんと追加で補正を組んだということがありますが、これに関して利用者の方からのいろんな声とかが届いているのかどうか確認します。

次、23ページの予防接種事業のところなんですけど、これに関して委託料がかなり減って、不用額が出ているわけなんですけど、見込みを下回った要因というのはどのようなものがあるのかお伺いします。

【関口委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、1点目の小児医療費の関係で利用者のお声ということでしたけれども、直接お声として特別届けていただいたということはないですけども、窓口の中で申請のやり取りとかをする中では、ありがとうございますとか、そういったお声はいただいているところでございます。

それから、2点目の予防接種で見込みを下回っている部分の大きな要因としましては、備考欄に書かせていただいたかと思えますけれども、キャッチアップ接種の実績ですとか、それからロタウイルスの接種の関係ですね、そちらが予算のときに想定した数ほどいっていないというところがありまして、その2つが非常に大きな要因かなと分析しております。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず1点目の小児医療費の関係ですね。窓口では感謝の言葉というようなことがあったということで了解しました。今年度は高校3年生まで無償化が始まりましたので、これからまたやっていただきたいと思えます。

それと次、23ページの接種事業のところなんですけど、ロタウイルスの接種者数が見込みより少なかったということなんですけど、これは接種を受けなかった要因というか、何か原因というか、何か把握されているでしょうか。

【関口委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 こちらのロタウイルスをはじめとした予防接種なんですけれども、零歳のときに受ける予防接種が非常に多くなっております。接種控えというよりは、出生数が下がってしまったことが要因ではないかなと判断しております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 総花的な話になってしまうんですけども、今いろいろと項目とかを聞いていて、キーワードじゃないんですけど、特にコロナの関係もあったからかもしれないんですけども、ひとり親とか、低所得というところ、いわゆる貧困という言葉が出てくるのかなと思ったんですけども、これは様々な補助をやって、当然憲法でも認められている健康で文化的な最低限の生活を営む権利というものをしっかりと維持するというのも必要なんだろうけども、補助をいろいろとこういう方たちにやっていった中で、正直なところ、じゃ、この苦しい状態から抜けられたのかということって、感覚値でどう思われているのかということ、それから、こういう対象になった方たちの、こうなった原因、要因みたいなのところっていうのは、ある程度分析はされていたりするんでしょうか。

【関口委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 一概に何とも申し上げようがなくて恐縮ではございますけれども、様々今回ご説明させていただいたような低所得の給付金ですとか、国の施策に基づいた部分によってやってきた部分、あと町独自にやった部分もございまして、そのことによって今おっしゃっていたような状況の人たちが、その状況を脱したのかどうかとか、そういった部分については、正直申し上げて、そこまで肌感として、この世帯が貧困から脱したとか、そういったものを肌で感じるということは窓口業務をやっている中では、正直申し上げてあまり状況としては、もちろんそういったご家庭等には別の観点で、例えば訪問したりとか、いろんなことで関わりを持っておりますので、その中でいく部分についても、訪問していく中でその家庭に必要な支援というのは、例えば本当に貧困とかであれば、生活保護とか、そういったものにつないだりということは日頃からしていることですので、今回の給付金とか、そういうものを子育て支援課として行ったから、そのご家庭の状況が改善したとかということには直結しないのかなと思っています。関連してくるのかもしれませんが、その要因とか、そういった部分ということについても、じゃ、そういう世帯がどうして発生してしまうのかということ、私どもの部分で今一概に何かこういう要因があるからですねとか、ストレートに何か一言で言えるものというのは多分なくて、いろんな様々な要因、よく貧困の連鎖とかという言葉もあつたりしますし、ずっとその家庭に関わってきた環境といえますか、そういったものもいろいろ要因としてはあるんだろうと思いますので、そういった部分の分析ということでは、町の子育て家庭の状況を全部踏まえた中でどうだというのは今持っておりませんので、個々の心配なご家庭に個々に対応していくというのが現状の中ではやれていることかなと思っています。お答えになっているかどうか、申し訳ございません。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 伴走支援というのが今割とはやりのキーワードみたいになっている中で、そうなる

くると、本当に伴走支援するんだったら、その方たちを、マンツーマンとは言いません。でも、子育てのメンターみたいな方がいて、子育て支援をしていくって、結果、子育て支援って子どものためのものではあるんですけども、親を育てていくという感覚も持たなきゃいけないのかなと思っています。お金の使い方のところ、もちろん国の使い方、県の使い方、これが正しいのかというと、相当クエスチョンなところもありますし、来たものをやらざるを得ないという状況はよく分かっています。なんですけど、もう少し大人、要するに親というところに着眼して、彼らをもっと教育するといいますか、例えば貧困から抜け出せない、どうしてなのか、何が必要なのかとか、もう少し広くしっかりと深く、広く深くというのも大変だと思うんですけど、分析を行って本当に子育て支援の在り方というのを、子育て支援ナンバー1の自治体を目指すのだったら、そこまで分析して、実際の政策を立案、実行、実現していくべきだと思っているんですけども、そこについては今の僕の考え方、令和4年度の施策を総括して言わせていただいているんですけども、それについては感想というか、お考えになることとかあってありますか。感じられることとか、そういうのがあったら教えていただきたいんですけども。

【関口委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 ありがとうございます。今2つ目のご質問の前段でおっしゃっていただいていたような部分ですね。親御さんの、教育というところまでいくと、おこがましいんですけども、親を伴走型で支援していくという部分に関しては、当然伴走型支援でやるというような面談とかという部分は、8か月の面談は別としましても、従来からの子育て世代包括支援センターを設置したことによって、対応はしてきた部分でございます。そういった中で各心配なご家庭とかには、保健師が訪問したりとかという形で虐待防止にも努めているところでございます。また、そういった部分では、今度子ども家庭センターの中で、今町としては事実上は取り組んでいる状況はありますけれども、より一層体制的にはきちっともって人を整えていかなきゃいけないなという認識は持っておりますので、そういった部分で対応していければと思っております。

また、町全体の子育て家庭の状況を分析して、政策立案をとおっしゃっている部分については、全くそのとおりだなという認識は持っております。ただ、いかんせん、全体の状況をどのように把握しているかなというところについては、またそれなりの調査とか、そういったものが必要になってくるかと思っておりますので、そこについては課題として取り組ませていただきたいなと思っております。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 この言い方が正しいかどうか、コロナというのがあったからこそ、低所得の方たちだったり、いわゆるひとり親の方たちにしっかりと、本当は働く場がなくなったり、いろいろあったので、支援してきたと思うんです。これから通常の生活に戻っていく中で、それがなくなっていく可能性が大いにあると思うんですね。必ずしもパーフェクトに彼らを支援できるような状況がないというときは、置き去りにされるのは子どもだと思っていて、そうならないためにどうするかというのと、それから、どうしても、これはどこ国の研究でも出ているんですけども、アメリカのノースウエスタン大学だったか、子ども発達研究所みたいなのがやっていたのは、貧困とか、生活保護を受けているとか、それから低所得という家庭の子どもって、どうしても学力の部分について、非常に劣ってしまうところがあるという、これはすごく僕はおかしな話だと思っているんですね。そこは親がどうであろうと、本来は

平等であるべきだと思っていて、そこを考えたときに、子育て支援と教育、教育委員会なのか、だとは思いますが、をちゃんともっとくっつけて、連携してやってきているのかということ、それからこれからやるのかということ、今まで令和4年について例えば教育委員会、教育部門とも連携、つながりというのがどうだったのか。そうやって子どもをちゃんと守れたのか、それから今後どうしていくのかということ、もしお考えがあったら、令和4年を振り返って教えていただきたいのと、これからの考えを教えていただきたいと思います。

【関口委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 これまでの部分というところでは、教育委員会等とも当然その子その子の状況については連携して取組を進めてきたと認識しております。今後の部分についても、引き続き連携というのは重要でございますので、引き続き連携については密にしてやっていきたいなと思っております。

【関口委員長】 他にございますか。

山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、何点かお伺いしたいと思います。まず、説明資料の3ページに子育てサポートセンターの関係が掲載されているんですが、令和3年11月の保健福祉の集約施設の件の報告の中で、借上げが継続できるという報告がございましたが、これは結局いつまで継続できるのかということ、将来を見据えた計画、そういったものがきちっとあるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、説明資料の8ページの児童発達支援事業費のひまわり教室の利用人数21人と、定員20人ということですので、ほぼその人数かなとは思いますが、ひまわり教室の職員数を教えていただくことと、その職員の職種、それと療育相談を受けたということを書いてあるんですが、療育相談はどなたが関わったのかということをお伺いしたいと思います。

それともう一件、先ほど収入の部分ですね。利用者負担ということで、お話がありましたが、結局これは3歳未満の方の利用者負担だとは思いますが、3歳未満の方は何人いらっしゃるのかということをお伺いいたします。

【関口委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、私から1点目の子育てサポートセンターの借上げの関係についてお答え申し上げます。借上げについては、いつまで継続できるのかというお尋ねですが、ここについては今所有者の方とは単年で契約しているところがございます。以前は債務負担の関係もあって継続的に年数がありますけども、それ以降は単年でという中で、そのオーナーさんに意向を確認する中では基本的には借りていただける分には、いつまで借りてもらってもいいということはおっしゃっていただいておりますが、当然建物の耐用年数等いろんな問題も出てこようかと思っておりますし、また、ご質問にもありました将来的なお話ということ、いつまであそこの場所ですと続けていけるのかということ、一旦白紙になった複合施設の関係のときにもサポートセンター機能の話は出ましたので、そこについてはまた今後そういうお話が出ることもある中では、そこに移転していくとか、機能を集約するとか、入れていくという話が、いずれそういう話がまたどこかで出たときには、なっていくのかなと思っております。

以前からサポートセンターの場所のことも過去にはご質問等をいろいろいただいたこともあったり、ほかにも場所が要るんじゃないかと言われたこともございますので、一番いいのは、多分役場なりのそばに何かそういうものができる、やっぱり集まってきやすい、いろんな交通の便も考えれば、あるのかなと思います。将来的な部分はまだはっきりこうですと今申し上げられない状況がございますので、お答えとしてはそこまでかなと、申し訳ございません。

【関口委員長】 加藤副主幹。

【加藤副主幹】 児童発達支援事業所ひまわり教室につきまして回答させていただきます。児童発達支援事業所ひまわり教室の職員数でございますが、正職員が私を含め2名でございます。正職員と任期付の職員1名です。そのほかに週30時間勤務の会計年度任用職員が2名、週18時間勤務の会計年度任用職員が2名、そのほか時間給で随時必要なときに来ていただく保育士またヘルパー、助産師、看護師が13名おりました。さらに理学療法士1名、作業療法士1名、言語聴覚士2名、あと役場子育て支援課の相談員をしていただいている臨床心理士の大槻先生に、月に2回ほどこころの相談ということで、ひまわり教室に出向いていただきまして、相談をしていただいているということでございます。

続きまして、療育相談は誰が担当しているかというところでございますけれども、こころの相談につきましては、今申し上げましたように、臨床心理士が担当してくださっています。言葉の相談、毎週水曜日に実施しているものでございますが、こちらは言語聴覚士が2名おりまして、1名は月に1回だけなんですけれども、もう1名の言語聴覚士が月3回担当しております。それと年間で24回実施しているミニリハ教室ということで、年間16回が理学療法士、年間8回が作業療法士ということで、お子さんたちの療育に当たっております。

それとあと利用者負担の3歳未満が何人いたかということでございますが、令和4年度につきましては、8名ほど2歳以下の費用負担が発生するお子さんがおりました。

以上です。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 分かりました。まず、1点目ですね。子育てサポートセンターの関係なんです、先ほども賃貸物件だという話がありましたので、相手方の意向、いつどこでどう変わるかということもありますし、建物の耐久性を考えて、ぜひとも将来に向けた設置計画を庁内で考えていただければなと思いますので、その辺は今後の課題として言っておきます。

それから、児童発達支援センターのひまわり教室なんです、常時いる方は結局正規、任期付、会計年度で10名程度になるのかな。というのは、実は子どもたちが私の家の前をいつも手を引かれて通られていくので、見ていて、やっぱり1対1で歩かれているので、大体10人ぐらいかなというところがあって、いつもそういった姿を見せていただいています。それと自分も前職の中で児童発達支援センターの管理者をやっていたので、そういった中で、かわいいなという話も家族の中でしているところなんです、現在20人定員でやっているかと思うんですが、児童発達支援で大切なところというのは早期療育に向かわせるということが非常に大切だと思います。そういった中で現在20人定員で、町内の関わっていくということで、保護者の要望には十分応えられているのかなというところをお伺いしたいと思います。

【関口委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 ありがとうございます。まず、1点目の子育てサポートセンターの将来的な設置の計画をという部分のお言葉をいただきました。ここについては、計画という形にまでいくのかどうか、今この時点でお答えのしようがないんですけども、将来的にはどうするのかということについては、それはきちっと認識を持って取り組んでいきたいと思います。

それから、2点目につきましては、21人今利用ということで報告させていただきますが、登録上のマックスが20人ですよという中で、実際に1日1日の授業を行っていく上での利用としては、以前にも一般質問でもお答えしたとおり、10人でやっている中で、きちっと配置的には職員を置くことができていると思っております。そうした中で保護者の方の要望には応えられているのかということにつきましては、保護者の方ともお話をする機会というのはきちっと持ってやっていますし、そこについてはお応えできているのではないかという認識を持っております。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 サポートセンターは分かりましたので、よろしく願いいたします。それと事業については、以前から私も言っているとおり、児童発達支援センターが必要だということをこの場で言わせていただきたいと思います。児童発達支援センターでやっていくところ、通園、それと相談、それと保育士等訪問支援での役割がありますので、ぜひともその辺は将来に向けて考えていただきたいと思えます。

【関口委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 児童発達支援センターの部分については、センターということになってきますと、私どもだけでご返答することにはまいりませんので、何とも申し上げようがないんですけども、子どもたちの部分では考えていく必要があるのかなと認識は持っております。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 それでは、以上で子育て支援課の質疑を終結いたします。どうもご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、学び育成部保育幼稚園課の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 これより保育幼稚園課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては徳江課長より行いますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、保育幼稚園課所管の令和4年度決算について説明させていただきます。保育幼稚園課は令和5年度から新設された課になりますので、ご説明の内容としては、令和4年度の子育て支援課の保育担当部分となりますので、ご承知おきください。説明につきましては、タブレット資料020決算特別委員会説明参考資料に基づいて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、決算書につきましては77、78ページをご覧ください、タブレット資料は2ページをご覧ください。3款民生費2項児童福祉費3目保育所費でございます。保育環境充実事業費につきましては、認可保育所に委託して保育を実施するための委託料や施設型給付の認定こども園等に対する給付費や補助金等を支出し、保育所等の設備及び運営基準の維持、事業の充実や保育士の処遇改善、保育サービスの供給上増加を図るとともに、幼児教育・保育の無料化に伴う対象施設や保護者への施設等利用給付費等の支出により保護者の経済的負担の軽減を図りました。令和4年4月の保育所の利用状況につきましては、町内認可保育所と認定こども園の保育の部分、家庭的保育事業、小規模保育事業を合わせた児童数として、町外からの受託児童を含めて767人、町在住で町外の保育所を利用している管外委託児童は36人という状況でございました。待機児童につきましては、令和4年4月現在で7人でしたが、令和5年4月現在では2人という状況でございます。委託料は、認可保育所への児童保育委託料で、町内4園、町外29園、町外公立園5園の認可保育所へ支出したものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、備考欄記載の内容が主な支出で、低年齢児受入れや延長保育、一時預かり事業などに伴う運営費の補助や施設型給付の対象となる幼稚園や認定こども園、小規模保育事業や家庭的保育事業を実施する事業者への教育・保育に対する給付、また大規模修繕や小規模保育事業開所に当たっての改修など、施設の整備に対する補助などについて支出したものでございます。

令和4年度限りの新規の補助金として、物価高騰により負担が増している保育所等で提供する給食食材費に対して補助を行いました。償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休園等により、保育所などに登園していない日数を日割計算により保育料を再計算し、令和3年度出納閉鎖までに返納できなかった保育料について還付した過誤納還付金や、令和3年度の子どものための教育・保育給付費国庫負担金等の精算に伴う返納金でございます。主な不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

特定財源でございますが、全部で16件と数が多くなっておりますので、歳入番号と細節名によりご説明させていただきます。まず、①の子どものための教育・保育給付費利用者負担金は、保育所利用者の保育料で、全額委託料に充当いたしました。②、⑧の子どものための教育・保育給付費負担金は、国及び県からの負担金で、認可保育所への委託料と施設型給付の対象となる認定こども園や地域型保育事業に対する給付費として充当いたしました。補助率は対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。③と⑨の子育てのための施設等利用給付費負担金は、幼児教育・保育の無償化により対象となる施設の利用に伴って施設や保護者に支給する給付費に充当しており、補助率は対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。④の子ども・子育て支援交付金と⑩の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、一時預かりや延長保育、副食費の実費徴収に係る補給給付費等に対して充当しております。補助率はいずれも3分の1で、このほかに備考欄に記載の内容で他事業に充当しております。⑤の保育所等整備交付金は、一之宮愛児園の内装等大規模修繕工事に国の補助で、補助率は2分の1でございます。⑥の保育対策総合支援事業費補助金は、地域型保育事業所からの3歳児受入れのための連携施設となっている特定教育・保育施設への連携支援コーディネーターの配置と新型コロナウイルス感染症対策として保育所等が消耗品や備品を購入する経費、また4月に開所した小規模保育事業の改修工事及び備品購入経費に対する国の補助金で、補助率は2分の1、小規模保育事業の改修工事等に

に対する補助率は3分の2でございます。⑦の保育士等処遇改善臨時特例給付金は、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策により、保育士や幼稚園教諭等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置が令和4年2月から9月まで実施されたことに伴い交付されたもので、補助率は10分の10でございます。⑩の子どものための教育・保育給付費施設型給付費等の補助金は、施設型給付の対象となる幼稚園等を利用する児童の分に対する県の補助金で、補助率は対象となる給付費の4月から9月までの間は26.2%相当額の2分の1、後半の10月から翌年3月までの間は25.8%相当額の2分の1でございます。⑫の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士がキャリアアップのための研修を受講する際の代替保育士を雇用する経費に対する県の補助金で、補助率は4分の3でございます。⑬の保育緊急対策事業費補助金は、定員を超えて低年齢児の受入れができるよう年度当初から配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費や児童の健康管理のために看護師等を雇用する経費への県の補助金で、補助率は2分の1でございます。⑭の保育対策総合支援事業費補助金は、老朽化した施設への施設整備に対する県の補助金で、補助率は3分の2でございます。⑮の民生費雑入その他子育て支援課分は、令和2年度寒川町保育対策総合支援事業費補助金について、補助対象ではなかったことが判明したことによる返還と令和2年度保育対策総合支援事業費補助金の消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額確定に伴う返還でございます。⑯の児童福祉費県費負担金過年度収入27万6,320円のうち24万987円につきましては、令和3年度子育てのための施設等利用給付県負担金の県費分の確定額変更に伴う追加交付でございます。これら特定財源の充当額合計9億9,899万9,433円を除いた3億9,934万1,387円が一般財源でございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。保育等事務経費は、保育担当の業務に係る事務を円滑に行うための経費を支出したもので、報酬、職員手当等は、保育コンシェルジュとして雇用した会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当でございます。旅費は、職員の研修出席に伴う普通旅費、需用費の消耗品費は、参考図書を購入したもので、印刷製本費は、保育料納付書等の郵送料、窓口封筒と保育料の決定通知や督促状用の圧着はがき、保育料の納付書を購入したものでございます。役務費は、保育料決定通知や納付書等の郵送のための通信運搬費と保育料口座振替の手数料を支出したものでございます。委託料は、保育料のコンビニ収納及びモバイルレジ、モバイルクレジット収納の代行委託料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県私立幼稚園教育研究圏央地区大会の運営費に対する補助でございます。主な不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

特定財源の歳入番号①、子ども・子育て支援交付金と歳入番号②、子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、保育環境充実事業費のところでご説明したもので、保育コンシェルジュの会計年度任用職員の報酬、職員手当等に充当いたしました。補助率は国が3分の2、県が6分の1で、このほかに備考欄記載の内容で他事業に充当しております。充当額合計173万7,000円を除いた105万4,123円が一般財源でございます。

続いて、資料4ページをご覧ください。幼児教育の無償化推進事務経費につきましては、幼児教育・保育の無償化事務を推進するために必要な経費を支出したもので、報酬は、無償化事務を推進するために雇用した会計年度任用職員の報酬、職員手当は、無償化事務に伴う職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料負担金及び職員共済組合負担金

を支出したものでございます。旅費は、会計年度任用職員の費用弁償と無償化事務に係る説明会や担当者会議等のための普通旅費を計上しておりましたが、費用弁償は該当する会計年度任用職員がいなかったこと、普通旅費は、新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が開催されなかったことにより支出はございませんでした。役務費は、無償化に係る保護者や施設等への通知等の郵送に伴う通信運搬費を支出したものでございます。不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①安心こども交付金事業費補助金は、幼児教育・保育の無償化事務に対する県の補助金で、補助率10分の10でございます。補助対象が無償化事務のうちの認可外保育施設に係るものと限られていることから、事業費全体の1%程度を対象経費として2万4,000円を充当しており、これを除いた243万8,724円が一般財源でございます。

次に、資料5ページをご覧ください。令和4年度歳入決算の一般財源ほかの概要でございます。12款分担金及び負担金、決算書29から30ページの滞納繰越分158万7,240円につきましては、保育料の滞納繰越分としまして19人分57件を収納したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【関口委員長】 保育幼稚園課の説明が終わりました。これより質疑に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。質疑のある方。

山田委員。

【山田委員】 2ページのところで、待機児童のお話が出ましたけど、4年度は7名で、5年度で2名になったということでしたけど、これは空きがあったら入れるということになると思うんですけど、これに関して、いろいろ相談したけど、保育園に預けるのを諦めちゃったという、いわゆる隠れ待機児童ということですね。そういうことに関してどう把握されているのか、それと管外に36名預けているということみたいですけど、この方たちも町内の保育園に預けたいと考えているのか、この辺の状況を把握されているのかお聞きします。

【関口委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 入れなかった方で、やむなく保育園の入所を諦めた方がいらっしゃるかどうかということで、4月の入所の申込みをされると、そのまま継続であれば6か月間については自動的に審査を行いまして、入れたタイミングで入所ができるということになっているんですけども、それよりも前に諦めて申込み自体を辞退されるという方も中にはいらっしゃいます。そのときには必ず届出をさせていただくようになるので、理由とかを記載していただいた上でそれを受けることになっております。数人はそういう方もいらっしゃる。そうでない方は6か月の間入所ができるタイミングを待つということを選択される方もいらっしゃいます。町外の保育園に入所されている方もいらっしゃるんですけども、町外の保育園に入所するには要件がありまして、寒川もそうなんですけども、在勤要件があるか、在住要件があるというところで、町外にお申込みで実際入っている方については、そこでお父様かお母様がお勤めをされているという状況があって、近いところで保育園があったほうがということで、そこをあえて希望されている方もいらっしゃいますので、その中でも寒川に実は入りたいんだという方は、こちらのお申込みも受けることはできますので、そういった形で進めております。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 状況は分かりました。やっぱり諦める方もいらっしゃるということで、そういう方にもしっかり今後対応していただきたいのと、今後認定こども園が増えることになりましたけど、そこで少しは解消できるのかと思いますけど、その相談体制に関してはしっかり対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【関口委員長】 他にございますか。

山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、何点かお伺いしたいんですが、まず、保育幼稚園課の職場ですね。幼稚園課には専門職である保育士の方がいらっしゃいますでしょうか。

【関口委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 平成31年4月から保育コンシェルジュを窓口に配置しておりまして、保育士の経験がある方を配置しております。正職員ということではなくて、当時は非常勤職員という形で、今は会計年度任用職員という形で保育士の資格を持った職員を配置しております。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 コンシェルジュということで、こちらは保育園、幼稚園の内部のことではなくて、保護者の方に対するいろんなアドバイスとか、そういったことをされる方だと思うんですが、自分が今回伺いたいのは、町立保育園がないというところ、そういったところで幼稚園や保育園の現場の情報等はどのように収集しているのかなというところがありまして、例えば園長会議とか、そういったものが開かれているのかなというところをお伺いしたいんですが。

【関口委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 保育コンシェルジュにつきましては、今2名配置しておりまして、週3勤務の保育コンシェルジュ、週2勤務の保育コンシェルジュということで、月曜日から金曜日まで常に配置している状況になっております。保育コンシェルジュの本来の目的については、国で待機児童になってしまった方のご相談とか、窓口対応を主なことと考えてはいるんですけども、寒川町では実際保育担当は事務職しかおりませんので、保育の現場を知る、やっぱり知識があった方に入っていた方がいいだろうということで、月に1回保育園を訪問しておりまして、保育園の状況とか、あとお子様でも気になるお子様の状況とかを月1回は必ず行って確認するようにしております。そういったところで各園の状況を町でも把握しているという状況になっております。

あと、監査ですね。認可保育所や認定こども園については、確認に伴う監査を行いますし、認可をしております小規模保育事業、家庭的保育事業については、町が認可をしていることについての監査をしております。そのときにも保育コンシェルジュに同行していただいて、保育士の視点でもって監査をしていただいておりますので、指摘等もきちんとした形で行っております。

以上です。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 分かりました。実際自分が思っていることを今回言わせていただきたいと思うんですが、補助金や交付金を出さだけで現場のことを把握しにくい状況というところで、県下で一番子育

てしやすい町、子育てするなら寒川町というのはどうかなというところが実際寒川町に自分が戻ってきて思ったところです。実際私も前職のときに部下に10人保育士がいて、保育士特有の職場環境というのを重々経験しているんです。何よりもよりよい職場環境により、子どもたちへの愛情の注ぎ方というのも変わってくると思いますので、本来であれば公設公営の基幹的保育所等が必要であることが必要じゃないかなというところ、今体制としては変わってはいるんですけども、一議員としての意見として述べさせていただきます。

【関口委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 ありがとうございます。保育担当としても現場のことが分からないと支援とかもできないので、職員も行くようにしておりますし、あと例えば施設整備で老朽化している状況がどういう状態なのかというのは、やはり現場で見ないと分からないところがありますので、職員も、お金を出しっ放しということではなく、きちんと現場の把握をするよう努めてまいりたいと思いますので、そういったところで対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 それでは、以上をもちまして保育幼稚園課の審査を終了といたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、学び育成部学び推進課の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 続きまして、学び推進課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては芝崎課長より行いますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 それでは、学び育成部学び推進課所管令和4年度決算について、決算特別委員会説明資料により説明させていただきます。よろしく願いいたします。

決算書は57から60ページ、2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費です。タブレット資料は2ページをご覧ください。国際交流基金積立金は、基金の利子積立金です。

続きまして、下表をご覧ください。国際交流基金積立金の特定財源ですが、歳入番号①、決算書は41、42ページ、国際交流基金利子へ全額充当しております。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。生涯学習振興事業費は、学習の情報提供をはじめ様々な生涯学習事業を推進するものです。報償費は、生涯学習推進会議委員への謝礼と令和5年3月18日に開催しました文教大学出張講座の講師謝礼等となります。文教大学出張講座は、コロナ禍により健康に不安を持つ方も増えていることから、健康な体づくりの1つとして、食生活の視点から健康栄養学部の笠岡教授をお招きし、炭水化物の食事術やその効果についてお話しいただきました。当日は13名の方が参加され、皆さん積極的に質問され、アンケートの結果も多数の方によかったと感じていただくことができました。今後も受講について、受講していただく方々に満足いただける講座を実施してまいりたいと思います。旅費は、職員の普通旅費となりますが、執行はありません。需用費は、情報紙の用紙

代等の消耗品です。役務費は、事業に係る連絡用の切手代です。財源は一般財源です。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。地域間交流促進事業は、姉妹都市である寒河江市との交流促進と国際理解、国際交流活動を推進するものです。旅費は、職員の普通旅費となりますが、オンライン会議となったため執行はありません。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。外国籍町民支援事業費は、日本語による会話が難しい外国籍の町民が日常生活を送る上で必要な通訳の派遣に要する費用を支援するものです。旅費は、職員の普通旅費となりますが、オンライン会議となったため執行はありません。役務費は、県の委託事業となります。神奈川県一般通訳支援事業を利用いたしまして、通訳を小・中学校などに派遣してもらった際の手数料で、派遣依頼は5件でした。負担金補助及び交付金は、外国籍の患者が安心して医療機関で受診できるように医療通訳を派遣する事業の負担金です。財源は一般財源となります。

続きまして、決算書は77、78ページ、3款民生費2項児童福祉費4目青少年育成費、タブレット資料は6ページをご覧ください。青少年健全育成事業費です。コロナ禍により書面会議としてきた青少年問題会議や青少年指導員定例会などの活動事業が対面により実施することができました。また、小学生の体験学習など子どもたちが参加する事業については、人数制限を行いながら実施し、久しぶりに元気な子どもたちの笑顔を見ることができたこと、保護者も一緒に子どもたちと参加できる機会を持つことができ、子どもたちから楽しかったという言葉が聞くことができ、実施できてよかったと感じております。報酬は、青少年問題協議会委員への報酬、報償費は、青少年指導員への謝礼、旅費は、職員の普通旅費、需用費は、青少年指導員の改選に伴い新たに指導員となられた5人の方の被服代です。役務費は、成人式の開催に伴う郵送代、青少年指導員がけがなどをした際に対応するための保険料です。委託料は、子どもまつり委託料、小学生体験学習委託料、成人式記念事業委託料です。負担金補助及び交付金は、単位子ども会への補助金及び青少年指導員連絡協議会への交付金です。不用額は備考欄に記載のとおりです。

続きまして、下表をご覧ください。青少年健全育成事業費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書は35から38ページ、市町村事業推進交付金より子どもまつり委託料、小学生体験学習委託料、団体への補助金の合計24万7,000円を充当しております。補助率は対象事業費の2分の1です。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。ふれあい塾運営事業費は、地域の方々にご協力をいただき各小学校の体育館で放課後の児童の遊び場を提供するものです。報償費は、ふれあい塾指導員への謝礼です。ふれあい塾は新型コロナウイルス感染症の拡大防止により開催できませんでしたが、指導員会議を開き再開に向けての対策等を話し合いました。需用費の消耗品については、執行はありません。役務費は、ふれあい塾支援員の保険料です。

続きまして、下表をご覧ください。ふれあい塾運営事業費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書は39、40ページ、放課後子ども教室推進事業費補助金より、ふれあい塾指導員の保険料に充当しております。補助率は3分の2です。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。青少年広場維持管理経費は、大蔵の青少年広場の維持管理を行うものです。需用費は、賃貸借契約に伴う収入印紙代等の消耗品、電気料及び水道料の光熱水費、広場内の電気配線の修繕料です。役務費は、防犯カメラの保険料、委託料は、広場の維持管理及

び除草業務、使用料及び賃借料は、青少年広場の土地借上料、原材料費は、グラウンド整備のため砂を購入したものです。財源は一般財源です。

続きまして、9ページをご覧ください。ちびっこ広場維持管理経費は、町内にあります3か所のちびっこ広場についてとなります。需用費の修繕料は、倉見ちびっこ広場のフェンスが児童のボール遊びにより破損したため修繕を行いました。委託料は、3か所の除草委託料です。財源は一般財源です。

続きまして、10ページをご覧ください。児童クラブ運営事業費は、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。需用費は、旭小学校区児童クラブの空調機故障による修繕料です。役務費は、各児童クラブの建物火災保険料、委託料は、児童クラブの運営に伴う経費です。使用料及び賃借料は、各クラブに設置しておりますAEDの借上料です。負担金補助及び交付金は、現場で働く支援員の処遇改善に伴う補助金です。償還金、利子及び割引料は、過年度に国から補助を受けました子ども・子育て支援交付金の実績に伴う返納分です。

続きまして、下表をご覧ください。児童クラブ運営事業費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書は33、34ページ、子ども・子育て支援交付金、歳入番号③、決算書は35から40ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、児童クラブの運営に対する事業費が対象となり、子育て支援課でまとめて説明したものととなります。

歳入番号②、決算書は33から36ページ、保育士等処遇改善臨時特例交付金は、児童クラブで働く支援員等に対する処遇改善を図るもので、全額を充当しており、保育幼稚園課でまとめて説明したものととなります。

続きまして、決算書は81、82ページ、4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費、タブレット資料11ページをご覧ください。青少年広場公衆便所維持管理経費は、大蔵の青少年広場内の公衆トイレの維持管理を行うものです。需用費の光熱水費は、水道料、修繕料は、令和5年2月の大寒波により事前に取扱業者に対応を伺い、配管等を保護するなどの対策を行いました。男子トイレの配管が破損したため修繕を行ったものです。役務費は、建物災害に係る保険料、委託料は、公衆トイレの清掃委託となります。財源は一般財源です。

続きまして、決算書は105、106ページ、10款教育費4項社会教育費5目文化渉外費、タブレット資料12ページをご覧ください。地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催、17の文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援、また地域の文化振興を図り、文化を通じ交流を深めるためのものです。旅費は、職員の普通旅費となりますが、執行はありません。委託料は、3年ぶりの開催となりました文化祭開催に際し文化祭実行委員会への委託料となります。負担金補助及び交付金は、寒川町文化連盟補助金となります。財源は一般財源です。

最後となりますが、タブレット資料13ページをご覧ください。歳入決算の一般財源の概要です。決算書は29、30ページ、13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料2節児童福祉使用料行政財産使用料は、青少年広場内及び中倉見ちびっこ広場内にある電気支線及び支線柱使用料3年間分です。

次に、決算書は43から46ページ、20款諸収入4項雑入1目雑入3節民生費雑入児童クラブ水道料は、一之宮小学校区わんぱくクラブ、小谷小学校区げんきっこクラブの水道料です。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

【関口委員長】 学び推進課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
柳田委員。

【柳田委員】 1点だけお伺いします。予算が効率的に執行されているかどうかといった観点でお伺いします。令和4年度事務事業評価において、4ページだったら、地域間交流促進事業だったり、6ページだと、青少年健全育成事業だったり、12ページだと、地域文化振興事業ですね。これは事業評価において課題があると、参加者の向上率が全てマイナスだということで指摘されているんですけど、寒河江市との交流だとか、オンラインだったとか、青少年事業に対してはオンラインと対面だとか、文化祭に対しては、コロナの影響か分からないんですけど、コロナなのか、確認として何が要因だったのかお伺いします。

【関口委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 今のご質問は、青少年健全育成、そして地域文化、地域間交流についてのご質問だったかと思えます。こちらについては、新型コロナウイルスの影響で実際に実施ができなかったりしていることから、減少しているということで認識しております。

以上です。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 次年度予算に向けて、コロナが明ければ、次年度の予算は問題なく開催できるという考えでよろしいでしょうか。

【関口委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 例えば今年度ですと、現時点なんですけども、地域間交流という部分では、寒河江市と姉妹交流の関係というところで浜降祭のときに寒河江市の方がお見えになって交流というのも再開しておりますので、ほかの事業についても、5類になったということで大分状況も変わってきておりますので、昨年度に比べて異なってきていると理解しております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、学び推進課の質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、学び育成部の最後の審査になります。スポーツ課の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、学び育成部最後の審査となりますスポーツ課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては大八木課長より行いますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 それでは、学び育成部スポーツ課所管の令和4年度決算につきましてご説

明いたします。説明に当たりましては、タブレット資料040スポーツ課説明資料を基に行いますので、よろしくお願いたします。

初めに、8款土木費2項都市計画費2目公園緑地費でございます。決算書の93、94ページ、概要書は45、46ページ、タブレット資料は9分の2ページをご覧ください。スポーツ施設活性化事業費でございます。この経費は、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの利用者の利便性向上と利用促進のため指定管理者制度を活用し、自主事業や地域向けイベントの充実で多様化する住民ニーズに応えるとともに、施設の質的向上など環境整備を図るものでございます。まず、需用費の消耗品費は、老朽化した弓道場における矢を3セット18本購入いたしました。次に、修繕料は、体育館への電力引込電柱上にある高圧気中負荷開閉器の交換修繕、スポーツサウナ給湯調整設備修繕及びパンプトラック破損箇所修繕を行いました。役務費は、体育館建物災害共済保険料です。委託料は、寒川総合体育館及びパンプトラック指定管理委託料です。備品購入費は、車椅子対応型卓球台32台、視覚障害者用卓球台1台、スポーツ用車椅子10台を公益財団法人日本パラスポーツ協会の障害者スポーツ実施環境の構築支援事業委託金を活用し購入いたしました。また老朽化していた弓道場の弓8本、フットサルゴール2対を購入しております。負担金、補助及び交付金は、寒川町指定管理者制度導入施設運営持続化支援金交付要綱に基づく光熱費高騰による総合体育館運営持続化支援金でございます。不用額の理由については備考のとおりでございます。

下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号①、決算書は29、30ページの都市公園施設設置管理使用料の全額及び歳入番号②、決算書は41、42ページの施設等命名権収入のうち、シンコースポーツ寒川アリーナ分のネーミングライツ額100万円を寒川総合体育館指定管理委託料に充ててございます。他事業への充当分30万円は、HAYASHI ウォーターパーク寒川のネーミングライツの額でスポーツ施設活性化事業費へ充当してございます。

歳入番号③、決算書は47、48ページの障害者スポーツ実施環境の構築支援事業委託金につきましては、対象備品購入額全額を受け入れており、備品購入費に充てております。これらの特定財源の充当合計1,456万6,959円を事業費1億3,758万7,666円から差し引いた1億2,302万707円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、決算書は同じく93、94ページ、タブレット資料9分の3ページをご覧ください。02公共施設再編計画実施事業費でございます。この経費は、町の公共施設等総合管理計画に基づき老朽化した総合体育館各施設及び備品の長寿命化、また更新等を継続的に実施することで施設の安全で快適な利用環境の整備を図るものでございます。まず、需用費の消耗品費は、武道場の柔道畳1面分128枚を購入いたしました。なお、不用額の理由につきましては、備考に記載のとおりでございます。

次に、委託料は、総合体育館武道場及びサブアリーナ空調機設置工事設計委託及び吸収式冷温水発生機修繕工事設計委託、また本工事を実施するに当たり必要となる総合体育館建材等含有分析調査委託を実施いたしました。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。使用料及び賃借料は、総合体育館中央監視システム賃借料でございます。工事請負費は、体育館高圧引込ケーブル交換工事を実施いたしました。備品購入費は、移動式バスケットゴール一式及び移動式プロジェクター及び音響設備一式を購入いたしました。

下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号①、決算書は43、44ページのまちづくり基金繰入金のうち301万円及び②、決算書は47、48ページのスポーツ振興くじ助成金480万円は、備品購入費に充ててございます。これらの特定財源の充当額合計781万円を事業費3,199万8,120円から差し引いた2,418万8,120円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。決算書の107、108ページ、タブレット資料は9分の4ページをご覧ください。まず、職員給与費につきましては、スポーツ課職員5人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。本事業において特定財源はございません。

続きまして、決算書の107、108ページ、タブレット資料は9分の5ページをご覧ください。保健体育総務事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費に関するものでございます。まず、報酬につきましては、スポーツ推進審議会委員の報酬、担当職員が県の主催する会議等に参加するための交通費でございます。また、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。また、本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、決算書の107、108ページ、概要書は45、46ページ、タブレット資料は9分の6ページをご覧ください。スポーツ活動応援事業費につきましては、町民のスポーツ推進を図るため、スポーツ推進委員が実施する講習会により、誰でも手軽に楽しむことができるニュースポーツの普及啓発を行うための事業費、また、スポーツ活動の推進を図るため若い世代から高齢者に対してスポーツを始めるきっかけづくりと場の提供を行うとともに、ストリートスポーツ普及啓発及びあらゆる種目の競技力の向上を目指す場として各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施するものでございます。まず、報酬につきましては、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や、町のイベントの運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬です。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。報償費は、スポーツ教室等講師謝礼でありましたが、こちらも不用額の理由のとおり、無料の講師派遣制度を活用し、バドミントン教室とパラスポーツ普及事業としてブラインドサッカー教室を実施しております。旅費、費用弁償につきましては、スポーツ推進委員が指導技術等の向上のため研修会に参加するための交通費でございます。こちらも新型コロナウイルス感染症拡大防止に考慮し、参加する予定の事業及び研修会への参加人数を自粛したことに伴い予算に不用額が発生しております。

続きまして、需用費の消耗品につきましては、ホームタウンチームであるバスケットボールチーム湘南ユナイテッドBCの町内における初めての公式試合に寒川町内の小・中学生を無料で招待した際のチケット代でございます。被服費につきましては、新たにスポーツ推進委員に変更が生じた3名分のジャージ等の購入費及び県主催の神奈川駅伝競走大会町代表チームのユニフォーム代でございます。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。委託料は、神奈川駅伝競走大会派遣委託料及びストリートスポーツ普及推進事業委託費でございます。備品購入費は、屋外イベント用音響セット及びポータブル電源を購入いたしました。負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織である神奈川県スポーツ推進委員連合会への負担金、スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金、またスポーツ協会及びレクリエーション協会への事業補助、また町野球協会の川とのふれあい公園野球場管理補助となっております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページのまちづくり基

金繰入金23万2,210円は備品購入費に充ててございます。これらの特定財源の充当合計23万2,210円を事業費1,990万7,734円から差し引いた1,967万5,524円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、決算書の107ページから108ページ、概要書は45、46ページ、タブレット資料9分の7ページをご覧ください。スポーツ施設活性化事業費につきましては、田端スポーツ公園や町営プール等の利用者への利便性の向上と利用を促進するため指定管理者制度の活用を行うなど、町民がスポーツを快適に楽しむための環境を整えるものであります。消耗品は、川とのふれあい公園サッカー場のほかスポーツ施設の維持補修等を行うための各種消耗品の購入費であります。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。燃料費は、川とのふれあい公園サッカー場草刈り機の混合ガソリンの購入費であります。光熱水費は、旧さむかわ庭球場の閉鎖期間までの電気料、水道料及びプロパンガス代、倉見スポーツ公園の水道料です。役務費は、旧さむかわ庭球場閉鎖期間までの電話料及び川とのふれあい公園サッカー場芝生化整備事業に伴う苗運搬代、町営プール、田端スポーツ公園の管理棟の建物災害共済基金分担金でございます。委託料は、旧さむかわ庭球場の閉鎖期間までの施設警備委託、また旧さむかわ庭球場の閉鎖期間までの浄化槽維持管理委託、また倉見スポーツ公園、川とのふれあい公園野球場及びサッカー場のトイレの汲み取りと除草委託、それと川とのふれあい公園サッカー場芝生管理委託、町営プールウォータースライダー定期検査委託料、田端スポーツ公園指定管理委託料、町営プール施設指定管理委託料であります。使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園に係る共有地及び県有地の借地料及びAED自動体外式除細動器機器の借上料でございます。原材料は、田端スポーツ公園内グラウンドの土の購入費でございます。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。備品購入費は、田端スポーツ公園管理棟の空調機が故障してしまいまして、こちらの購入費、また川とのふれあい公園サッカー場の乗用型芝刈り機1台、台車付スプレーガン1台を購入いたしました。なお、台車付スプレーガン、これはスプリンクラーのことなのですが、の購入につきましては、都市計画課における川とのふれあい公園サッカーグラウンド芝生化整備工事の令和3年度からの繰越明許に伴う事業の一環であることから、令和4年度に購入しているものとなります。負担金補助及び交付金は、憩いの広場共有施設の維持管理経費に係る負担金、寒川町指定管理者制度導入施設運営持続化支援金交付要綱に基づく光熱水費高騰による田端スポーツ公園運営持続化支援金、町営プール運営持続化給付金となります。なお、不用額の理由については、資料記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①の庭球場使用料は、決算書の31ページから32ページになります。こちらは旧さむかわ庭球場の閉鎖された8月までの使用料で、全額委託料に充てております。歳入番号②の施設等命名権収入は、決算書の41ページから42ページになります。130万円のうちHAYASHI ウォーターパークさむかわのネーミングライセンス料は30万円で、当事業の委託料のうち町営プール施設指定管理委託料に充てております。残りの100万円はさきに説明いたしました土木費のシンコースポーツ寒川アリーナのネーミングライセンス料で、総合体育館の指定管理料に充てております。歳入番号③のまちづくり基金繰入金は、財政課で説明がございましたが、102万8,720円を備品購入費の川とのふれあい公園サッカー場乗用型の芝刈り機に充てております。歳入番号④、JFA、これは公益財団法人日本サッカー協会でございますが、サッカー施設助成事業助成金は、決算書の47から48ページになります。全体額のうち37万3,725円を本事業の備品購入費の台車付スプレーガン、スプ

リンクラーの購入に充てております。歳入番号⑤のサッカー協会分担金は、決算書の47から48ページになります。こちらは12万4,575円につきましても備品購入費の台車付スプレーガンの購入費に充ててございます。これらの特定財源の充当合計227万4,020円を事業費6,323万7,690円から差し引いた6,096万3,670円が本事業に充てる一般財源になります。

続きまして、決算書は107から108ページ、タブレット資料9分の8ページをご覧ください。こちらにつきましては、町営プール建物購入費でございます。神奈川県公営企業管理者企業庁より購入した金額の償還年数20年間のうち令和4年度は2年目の支払いに当たります。また、本事業の特定財源はございません。

最後に、歳入一般財源分でございます。こちらにつきましては、タブレット資料9分の9をご覧ください。決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料でございます。4目土木費使用料03都市計画使用料の行政財産使用料につきましては、総合体育館ロビーに設置しておりますデジタルサイネージ設置に係る使用料でございます。使用者は表示灯株式会社です。

次に、同じく1項使用料ですが、決算書は31から32ページになります。6目教育使用料04保育体育使用料の行政財産使用料につきましては、寒川町営プールの自動販売機等設置に係る使用料で、使用者はハヤシグループでございます。

以上で、スポーツ課所管の決算について説明を終わります。よろしくお願いたします。

【関口委員長】 スポーツ課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。柳田委員。

【柳田委員】 6ページのスポーツ活動応援事業費の委託料のところ、説明の中で駅伝派遣委託料とストリートスポーツだったと思いますが、それぞれの金額の内訳をお願いします。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの6ページ、スポーツ活動応援事業費に伴いまして委託料の内訳でございますが、スポーツ大会開催委託料につきましては1万4,000円、ストリートスポーツ普及推進事業委託料につきましては、1,645万4,400円となります。

以上でございます。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ストリートスポーツのTHE PARK SAMUKAWAの利用者数、令和2年、3年、4年の利用者数の推移をお願いします。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのストリートスポーツ普及事業に関する利用者数ということなんですけども、令和2年度からということでございます。令和2年度の全体の利用者数といたしましては1,861人、令和3年度は4,348人、令和4年度が3,787人でございます。

以上です。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。その中で令和2、3、4、コロナ禍の中で令和3年度から令和4年度の中で少し人数が減少していると思うんですけど、その減少の要因を分析した中で何かあるの

かお伺いします。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 3年度から4年度の減少の理由の1つといたしましては、オリンピックの開催年度が令和3年度でした。そのときには利用者、注目度も非常に浴びたということで、一時的になったのも1つの理由ではございますが、4年度に減った理由といたしましては、近隣に類似施設がかなり建設が始まりました。そういったところへの分散というものも1つの要因と考えられます。

以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 僕も人員、どれだけ来場客数があつたか聞きたいんですけども、パンプトラックなんですけれども、これは町内と町外で金額が違うので、まず令和4年度の町内と町外の、もしできれば町内の中学生以下、町内の中学生、町内の高校生以上というのと、それから町外の中学生以下、中学生、高校生以上というところで、まず人数をお伺いできればと思います。それと、この課になると、本当にずっと口を酸っぱくして言い続けているんですけども、CRM、コンシューマーリレーションマーケティング、顧客のデータベース化とそれに対する様々なサービスの提供、情報の提供みたいなものは、令和4年度何らかの形で取り組まれたのか、それについてお答えください。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 2点いただきました。1点目のパンプトラックさむかわの集計につきまして、令和4年度につきましては、町内の男性、女性については集計は取れていますけれども、年齢別の集計は私どもとしては取っていない状況ですので、よろしければ町内と町外の人数集計のみ発表させていただこうと思うんですけども、よろしいでしょうか。

【関口委員長】 取っていないんだったら、取っている数字だけでも発表してください。

【大八木スポーツ課長】 失礼しました。令和4年度につきましては、統計としまして、総合が3,394名でした。それに対しまして町内の利用人数が97名、町外の利用者が3,297名でございました。こちらについては以上でございます。

2点目につきまして、データベース化ということでお話をいただいております。私どもといたしましては、エクセルベースでデータの集計を行っております、そこによる分析について町内の利用者が少ない原因を把握はしております、それを指定管理者であるシンコースポーツさんと協議を重ねながら、どうした形が一番町内の利用が増えるのかどうかというような検討の進めはしております。

以上でございます。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 何でパンプトラックを聞いたかという、実は金額が違いますよね、町内と町外で。中学生以下は一緒だけど、中学生になったら料金が変わってくる、それで大和にお住いの方、それから座間にお住いの方、それから綾瀬にお住いの方、知り合いの方なんですけども、その方たちのお子さんがストリートスポーツ、特にスケボーをやっているパンプトラックに来るんですけども、親ももちろんできますけれども、町外なので結構するんだよねという話、たしかその倍ですものね。高々1,000円ぐら

いいじゃんかと言うかもしれませんが、それは別のところでもお金を使いたくなる世代だったりするので、そういう意味でいうと、この金額設定が本当に正しいのかというのは実はあって、たった3組の親子からのクレームなんですけども、価格の差をつけるというのは、ましてや中学生に対して価格の差をつけているというのは、もちろん分かるんですけど、今結論から言うと、全然町内は来ていないじゃないですか。町外の方たちがすごく注目してくださって、町外の方たちでもっているんだったら、もう少し価格設定を今後考えていくべきじゃないかなと思うんですね。特に親の方から言われたのは、子どもと楽しさの共有ができないんだよねって。それは分かりますかね。そういうところに寒川ってサービス精神に欠ける町ですねってはっきり言われましたので、それについてのお考えをお聞かせください。

それから、すみません。今大八木課長がおっしゃっていたのはCRMではありません。データベース化でもありません。ただデータ化しているだけです。一人一人の顧客がどういう購買行動を取って、次に何を望むかということまで分析して、今ここにある寒川の施設を一緒に売り込んでいくという考え方を僕は言っているのです、そこまでいかないとCRM、コンシュマリレーションマーケティングには達しないと思いますし、当然この程度の顧客ビジネスは、やっていくべきだと思うんですね。サブスクとまでは言いませんけど、サブスク化はしていませんけども、そういうところを多分怠ると、見えるのは10年後間違いなく顧客が少なくて衰退していく、これのスパイラルをずっと寒川町って繰り返しているだけだと思うんですよ。それについて真剣に考えていらっしゃるのかどうかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 まず、利用料金の差について、町外、町内、あるいは大人と子ども、ここについては、こちらの施設を設置したときの設定条件としては、基本的に町の考えとしては町外と町内で料金を設けて町内の方々に優遇しましょうといったような、なるべく多くの方に利用していただくためにも町内の税金を投資しているんですから、町内の方々に優遇措置を取りましょうといった基本的な考えの下にいろいろとかかった経費等を算出した中で算定した金額だと思います。

今、おっしゃられるように、金額の設定について町外の方から少し高いといったようなのはアンケートの結果にも出ております。この変更については、実際にかかる経費、これからだんだんと施設自体も古くなり、老朽化して修繕費もかかってくることも考えられるので、そういったことを総合的に鑑みながら、これから考えていかなければならないのかなとは思っております。そういった意見が入っていることは、アンケートの結果から承知しているところでございます。1点目は以上です。

続きまして、2点目、CRM、こちらについては真剣に考えているのかということでございます。こちらについては再三にわたり様々な委員会において委員よりご指摘をいただいているところでございますが、実際に私どもとしてはできていないところはあります。いろいろと券売機のシステムですとか、そういったところと連動して、この辺のデータベース化ができていないといったところが現実でありまして、そういったシステム改修から全てを含めた中で今できていないというのが現状で、できる限り意見等の聴取を受けた中で反映した中で、利用者の増加について検討していきたいと考えてこれまで管理運営を行ってまいりました。

以上でございます。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 課長がいろいろとご努力されているのは知っています。ただ、なかなかいろいろな障壁があって、特にCRMも前に進まないのも何となく分かるんですけども、もう一回だけ言っておきますですけども、こういう顧客データベース化して、顧客一人一人にアプローチできないようなサービスは、これから衰退していくということだけ言っておきます。そうすると無用の長物になるんですよ、それぞれの施設というのが。そこのところをちゃんと考えてやらなければ僕は駄目だと思っていますので、そこをしっかりと、また総括のとき改めて言わせてもらいますが、もっときつい厳しいことを言わせてもらうつもりでいますので、今この時点ではここまでにしておきます。

それと、パンプトラックについては、そういう意見があるようならば、なぜその改善に向けて動かなかったのか、何が障壁になっているのか、教えていただけますか。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 まず、利用料金、町内については利用者数も少ないので、利用料金を上げることは当然考えませんでした。また、町外につきましては、これは町内の税金を投資して造ったものなので、これからも修繕料がかなりかかってきます。そういったものも考えると、料金設定については現状維持のまま進めることによって、利用人数もそれほど4,000人程度で多くないところもありますので、また、指定管理料なども加算されることから、料金設定については現状のままできょうというような考えで進めておりました。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 まず、6ページの先ほど柳田委員が質問しましたストリートスポーツのところなんですけど、今回年間で1,645万円4,400円ということで、これを月換算すると137万1,200円になりますけど、これに関してさらに施設の賃貸料とか、いろいろあると思います。もう少し細かく数字を教えてください。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの質問でございますが、私どもは賃貸料とか、そういった部分での内訳ではなく、委託事業として業務委託となっています。業務内容としては、未経験者や初心者なんかの体験や練習の場を整えること、またSNSなどによって魅力的な動画等の配信をすること、また体験やスクール、イベントなどを開催すること、また普及促進についてはスキルアップを図ること、あと日本トップアスリートの意見を取り入れて、世界レベルのセクションの設置ですとか、更新、また初心者、中級者向けの設備の設置、更新、幅広いレベルに応じた多くの利用者が魅力を感じる施設の維持に努めること、また町民への普及に当たり施設利用料などに特典を設けることということで、こういった業務内容を月々行っていただくための委託料で、賃貸料ですとか、そういったところの内訳ではございません。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 一括して委託料として支払っているということでありませうけど、これに関しては監査とか、お金を払っている以上は、多分監査とかで言われていると思うんですけど、そこでも把握はできていないということではないでしょうか。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 毎月事業報告書を頂いております。この委託を行うときに仕様書がございまして、この仕様書が業務内容が適しているかどうかということをごちらで判断して、事業が実施されているかどうかということと、あと施設の維持が更新されているか、運営が適正に行われているかということを見るので、経費等の算出、歳入歳出については、こちらとしては事業報告書でしか求めておりませう。

以上です。

【関口委員長】 他にございませうか。

山上副委員長。

【山上副委員長】 2点ほど伺いたいと思います。まず、説明資料の2ページなんですけど、土木費の公園緑地費の委託料ということで、先ほど体育館の指定管理料ということのご説明がありました。昨年来光熱費の高騰によって電気料金等が相当な額になっていると思っております。昨年度の補正予算時にも質疑をさせてもらっているんですけど、最終的にどのような展開になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それともう一件、3ページの備品購入費なんですけど、移動式バスケットゴールの購入について伺いたいと思います。バスケットゴールの入替え後利用者の評判というのはどのような感じがございませうか。

以上です。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 2点いただきました。昨年来の光熱費の高騰による指定管理者の負担増に対する町の対応につきましては、影響を受けている指定管理者制度導入施設の適正な管理運営を支援することを目的として、町が公の施設の指定管理者に対して寒川町指定管理者制度導入施設運営持続化支援金交付要綱を制定し、これに基づく支援金を交付してございませう。支援金の交付対象といたしましては、事業にかかる電気料及びガスの利用料金に要する経費でありませう。算定基準によって額を算出し、予算科目といたしましては、2ページにございませうが、負担金補助及び交付金として、先ほどご説明させていただきました指定管理者への運営持続化支援金として交付してございませう。

あと2点目のご質問でございませう。バスケットゴールを購入しての利用者の声ということなんですけども、ゴールが26年ぶりに新しくなりました、非常に使いやすくなっております、危険性がなくなった、以前のゴールは電源コードの接触が悪かったので、新しくなって運営上の不安がなくなった、試合ができなくなるということがなくなったということでございます。また、プロバスケットに対応できる施設となつて、固定式にもなつたので、ダンクシュートですとか、激しいプレーに対しても安全面において何ら問題がなくなったということで、プロの試合を招致してもらっていることが非常にありがたい、近くで見られてうれしいという声をいただいております。また反面、バスケットボールの支柱のカバーで

すとか、そういったものが不足しておりましたので、そういったものが危険であるので、気をつけてほしいということですか、もう1対についても老朽化しているので、バランスを取るためにそちらも古くなって運営上困っている部分も出てきているので、何とかならないかというようなお話もいただいていることは現実なところですよ。全体としては非常に喜ばれておまして、稼働状況もいいところであります。

以上です。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 分かりました。指定管理者に関しての光熱水費の関係は、まだまだ電気料、そういったところはそのまま多分高いところで維持されてしまうかと思っておりますので、その辺のカバーを重々していただきたいと思っております。それともう一つ、私事のバスケットのゴールなんですけども、利用者の立場から言いますと、新しく買ったゴールは、金属部分が出ていますので、ちょっと危険かなというのがありますので、利用者のそういったところの危険度というのをぜひともなくしていただきたいというのが希望でございます。まだいろいろとお伺いしたいことがあるんですが、そちらは総括でやらせていただきます。

【関口委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 様々な利用者からの意見というのは、きちんと把握しまして、事故がないように、より安全に、しかも効率的に使えるように備品の施設ですとか、そういったものも資質向上を兼ねて行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 それでは、以上でスポーツ課の審査を終了いたします。これで学び育成部の審査は全て終了いたしましたので、ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて決算特別委員会を再開いたします。

それでは、ここからは健康福祉部の範囲に入っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まずは健康福祉部福祉課の審査に入りたいと思っております。よろしく願いいたします。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 皆さん、こんにちは。では、これより健康福祉部4課の決算審査をお願いいたします。まずは福祉課分として、ご説明は中澤福祉課長が、質疑については出席職員全員で対応させていただきます。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、健康福祉部福祉課所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

タブレット資料は2ページをご覧ください。決算書は69から72ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。まず初めに、職員給与費は、福祉課14名と高齢介護課3名、健康づくり課2名の給料、職員手当及び共済費などの人件費でございます。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の33、34ページの地域生活支援事業費補助金601万2,000円と歳入番号②、決算書の37、38ページの地域生活支援事業費補助金300万3,000円と歳入番号③、決算書39、40ページの全国在宅障害児・者実態調査費交付金10万130円及び歳入番号④、決算書の45、46ページの広域連合委託金1,023万円は、福祉課窓口に配置している精神保健福祉士と手話通訳士及び健康づくり課に配置している保健師と管理栄養士に係る給料、職員手当等、共済費に充当しております。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に関する事務経費でございます。報償費は、町地域福祉計画推進会議委員16名分の記念品の購入費でございます。旅費は、職員の普通旅費です。

タブレット資料は4ページをご覧ください。民生委員児童委員活動事業費は、地域福祉の要としての的確な相談、支援へつなげるための活動をしている民生委員児童委員の活動を推進するための経費でございます。報酬は、4年度は民生委員児童委員の一斉改選がございましたので、町民生嘱託委員91名分及び町民生委員推薦会委員の報酬でございます。なお、民生委員を推薦する機関である町民生委員推薦会につきましては、民生委員の一斉改選に向けて候補者の推薦を行うため計4回開催いたしました。報酬の不用額につきましては、備考に記載のとおりです。旅費は、職員の普通旅費でございますが、コロナ禍ということから担当者会議がオンライン開催となったため旅費の執行はございませんでした。負担金補助及び交付金は、県が負担する民生委員児童委員活動費と地区民生委員児童委員協議会活動を町経由で民生委員児童委員協議会へ補助したものでございます。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の37、38ページの民生委員児童委員活動費等負担金458万4,270円は、民生委員推薦会委員報酬と民生委員児童委員協議会補助金に充当しております。

タブレットは資料5ページをご覧ください。社会福祉協議会補助事業費は、地域福祉活動の推進を図るため様々な事業を展開している町社会福祉協議会の事業費等の補助を行ったものでございます。令和4年度は社会福祉協議会主催でフードバンクを立ち上げ、地域住民とともに食料支援の取組を開始いたしました。

タブレット資料は6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援事業費は、災害発生時において避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うために避難行動要支援者情報を提供し、避難誘導等支援体制の整備を推進していくものでございます。役務費は、対象者へ通知する際の郵送料です。使用料及び賃借料は、避難行動要支援者名簿と地図情報が検索できるシステムを導入したパソコンの借上料でございます。

続きまして、タブレット資料は7ページをご覧ください。行旅死亡人等関係経費は、身元不明や引取者のないご遺体が発見された場合、行旅病人及び行旅死亡人取扱法や墓地埋葬等に関する法律に基づき町が埋火葬を行う費用でございますが、令和4年度は2件の実績となっております。

タブレット資料は8ページをご覧ください。戦没者遺族等援護事業費は、戦没者の遺族の援護や原子爆弾の被爆者へ見舞金を支給する経費でございます。需用費の消耗品費は、町秋季慰霊祭への生花代でございます。負担金補助及び交付金は、町遺族会への補助金でございます。扶助費は、原子爆弾被爆者

14名に見舞金14万円を支給いたしました。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の39、40ページの遺族等援護事務交付金7万8,000円は扶助費に充当しております。

タブレット資料は9ページをご覧ください。福祉活動センター維持管理経費は、障害者の福祉の増進を図る施設である町福祉活動センターの建物の維持管理を社会福祉法人翔の会に指定管理委託しているものでございます。役務費は、建物保険料で、委託料は、指定管理者による維持管理業務委託費でございます。負担金補助及び交付金は、原油価格、物価高騰により影響を受けている指定管理者に対し、適正な管理運営を支援することを目的とし、寒川町指定管理者制度導入施設運営持続化支援金交付要綱に基づき支援金を支給いたしました。

タブレット資料は10ページをご覧ください。保護司会活動支援事業費は、社会を明るくする運動や保護司会会員の研修並びに更生保護や犯罪予防の推進を図る保護司会の活動を支援することを目的とした経費で、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金でございます。

タブレット資料は11ページをご覧ください。社会福祉基金積立金でございます。社会福祉の増進を図る事業の財源とするために積立てを行っているものですが、下表のとおり、利子による歳入を充てております。残高につきましては、決算書の166ページ(11)社会福祉基金をご参照ください。

次は、障害福祉関係でございます。決算書は71、72ページでございます。まず初めに、タブレット資料の34ページをご覧ください。資料1の寒川町の障害者の状況について、年度別、障害別の手帳所持者数でございます。年度当初の4月1日基準としての集計でございます。手帳所持者数としましては、身体障害者の総数は微減傾向ですが、知的と精神障害者及び精神の自立支援医療証の所持者は年々増加傾向にあります。令和4年度は障害者手帳所持者総数のうち身体障害者が57.7%、知的障害者が20.4%、精神障害者が21.8%の割合となっております。

次に、タブレットの35ページの2、障害支援区分認定状況でございます。1年間に認定した障害支援区分ごとの集計で、身体、知的、精神の計となっております。

次に、タブレットの36ページの3、支給決定状況でございます。一番下の合計欄をご覧ください。障害福祉サービスの利用を申請され、決定した件数でございますが、障害当事者の重度化や家族の高齢化、また知的、精神の手帳取得等の増に伴いまして支給決定も増加傾向にあります。

それでは、タブレットの12ページにお戻りください。2目障害福祉費でございます。障害福祉事務経費は、障害福祉事業全般にわたる事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費です。需用費の消耗品費の主なもの、全国一斉で行われた全国在宅障害児・者等実態調査に要した消耗品費と障害者差別改消法及び障害者虐待防止法に関わるリーフレットを全戸配布した際の手紙購入代等でございます。また、相談支援従事者研修受講用の教材費でございます。次の印刷製本費は、窓付封筒代でございます。役務費は、自立支援医療受給者証に関わる郵送料でございます。委託料は、障害福祉総合システムの保守作業委託料と税制改正や報酬改定に伴う障害福祉総合システムの改修委託料及び神奈川県下の市町村が導入している神奈川自立支援給付費等支払システムの再構築委託料でございます。不用額の理由は備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、コンピューター借上料でございます。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号①、決算書33、34ページの地域生活支援事業費補助金3万1,000円は、歳入番号③、決算書37、38ページの地域生活支援事業費補助金1万6,000円とともに交付され、需用費の消耗品費に充当しております。歳入番号②、決算書33、34ページの障害者総合支援事業費補助金は、障害福祉総合システム改修委託料に62万9,000円を充当しております。補助率は2分の1です。歳入番号④、決算書39、40ページの全国在宅障害児・者実態調査費交付金は、需用費の消耗品費に充当しております。補助率10分の10でございます。

続きまして、タブレットの13ページをご覧ください。障害者自立支援給付事業費は、障害者総合支援法に基づく事業で、報酬は、障害支援区分認定審査会の経費として審査会委員4人分の報酬です。報償費は、審査会委員の研修に伴う謝礼でございましたが、不用額の理由は備考に記載のとおりです。役務費は、支給決定通知等の郵送料と認定用医師意見書作成委託料及び自立支援給付費等審査支払手数料でございます。不用額の理由は備考に記載のとおりです。委託料は、障害支援区分認定調査を相談支援事業所に委託した費用でございます。不用額の理由は備考に記載のとおりです。

次に、扶助費でございますが、別紙資料でご説明いたします。タブレットの37ページをご覧ください。資料2令和4年度自立支援給付費等支払実績でございます。①介護給付費は、障害者総合支援法により障害者とその家族等に日常生活の介護を中心とした援助を行うもので、居宅介護から施設入所支援までの8事業の経費でございます。

次に②訓練等給付は、障害者の生活及び就労のための訓練を行うもので、共同生活援助やグループホームで生活されている方の支援費で、就労継続支援B型は、雇用契約のない就労の場としての事業支援費で、共同生活援助から就労定着支援までの8事業の経費でございます。

続きまして、③その他でございます。地域移行支援は、施設入所者や長期入院者の地域移行に向けての支援を行います。計画相談支援は、サービス等利用計画やそのモニタリングを作成したときに作成事業者へ支払う給付費でございます。高額障害者給付は、障害サービスを複数利用している同一世帯に対し、世帯の負担を軽減する観点から一定の基準額を超える場合、償還払いするものでございます。①から③までが全国共通の国サービスとなっております。

次に、④の県の単独事業でございますが、地域で生活する知的障害者や精神障害者の自立生活を促進するためグループホームの運営の安定化や重度障害者の介護の加算など県が上乗せをして行っている事業で、県制度とともに助成したものでございます。

次に、⑤町事業は、障害者等が円滑に外出できるよう障害者等の移動を支援した移動支援事業、日中一時的に障害児・者を預かり、障害児・者を持つ介護者の負担の軽減及び就労促進の立場から支援する日中一時支援事業、家庭において入浴の困難な重度の障害児・者に対して心身の機能の維持向上及び家族の身体的労苦の軽減を図るため実施する訪問入浴サービス事業でございます。⑥の児童通所事業につきましては、後ほどご説明いたします。

タブレットは13ページにお戻りください。扶助費の内訳は、ただいまご説明いたしましたとおり、自立支援給付費のとおりでございます。扶助費は、障害当事者の重度化や家族の高齢化等に伴い障害福祉サービスの利用が増えており、対前年度比で約5.72%の増となっております。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費への充当でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ペ

ーの障害者自立支援給付費等国庫負担金は、4億5,205万4,500円の充当で負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。歳入番号②、決算書は33、34ページの地域生活支援事業費補助金は、884万1,000円の充当で補助割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1ですが、割落としがあり、国の予算内の配分で歳入されております。歳入番号③、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金は、2億3,724万8,748円の充当で、負担割合は歳入番号①と同様です。歳入番号④、決算書は37、38ページの地域生活支援事業費補助金は、442万円の充当で、補助割合は歳入番号②と同様です。歳入番号⑤、決算書は37、38ページの市町村障害者福祉事業推進補助金は、589万8,000円の充当で、補助割合は2分の1です。

タブレットの資料は14ページをご覧ください。補装具交付等事業につきましては、障害者の更生のために必要な補装具の購入または修理を行った際の費用を支給したものでございます。交付等の実績は備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費に充当しております。歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者自立支援給付費等国庫負担金690万4,000円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金344万4,477円とともに交付され、充当してございます。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。歳入番号③、決算書は37、38ページの在宅障害者福祉対策推進事業補助金1万2,000円を充当しております。補助率は2分の1でございます。

タブレットは15ページをご覧ください。療養介護医療費助成事業費は、医療と介護を常時必要とする障害者が国で定める病院において機能訓練、療養上の管理看護、医学的な管理下で介護を受ける場合、その医療分を給付したもので、役務費は、国保連等への事務手数料で、扶助費は、7名分の医療費を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者医療費国庫負担金345万486円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金166万1,931円とともに交付され、扶助費へ充当してございます。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

タブレット資料は16ページをご覧ください。障害者虐待防止対策支援事業費は、障害者虐待防止法に基づき24時間365日障害者虐待に関わる通報、届出の受理及び緊急時の一時保護のための居室の確保といった体制整備を図ることによって障害者の権利擁護に資するもので、委託料は居室確保のための体制整備費用でございます。通報実績等は備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。全て委託料へ充当しております。歳入番号①、決算書は33、34ページの地域生活支援事業費補助金18万9,000円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの地域生活支援事業費補助金9万4,000円とともに交付され、充当してございます。補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

タブレット資料は17ページをご覧ください。更生育成医療費助成事業費は、身体障害者に対し、その障害を除去または軽減するために必要な医療を受けた場合の医療費等を給付したもので、18歳以上を対象とした更生医療費助成事業と18歳未満の児童を対象とした育成医療費助成事業を合わせて1つの事業としております。役務費は、国保連等への事務手数料で、負担金補助及び交付金は、医学的判定の業務

負担金でございます。扶助費は、更生、育成医療費を助成したものでございます。内訳は備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費に充当しております。歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者医療費国庫負担金3,865万7,500円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金1,738万3,105円とともに交付され、充当しております。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

タブレット資料は18ページをご覧ください。相談支援事業費は、障害者本人、保護者または介護を行う者等からの相談に応じ、福祉サービスの調整や必要な情報の提供、助言を行い、障害者の自立を支援する事業でございます。報酬、職員手当等、共済費は、専門職の精神保健福祉士である会計年度任用職員1名に支出したものでございます。報償費は、町地域自立支援協議会委員16名分の謝礼でございます。旅費は、会計年度任用職員の交通費及び普通旅費です。役務費は、判断能力が不十分な重度の知的障害者や精神障害者の財産や権利を守る制度で、成年後見人等を選出する必要があり、町が家庭裁判所に申立てを行うための費用を手数料として支出いたしました。委託料は、委託相談支援事業を社会福祉法人翔の会、生活相談室まいる及びNPO法人藤沢相談支援ネットワークゆいっとに委託し、実施したものでございます。また、相談支援の充実、強化を図る目的でNPO法人相談支援ネットワークに委託し、寒川機関相談支援センターを町内に1か所設置しております。扶助費は、成年後見人への報酬でございますが、被後見人に資力、財力がないことから、町で3件分を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は33、34ページの地域生活支援事業費補助金1,530万3,000円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの地域生活支援事業費補助金765万円とともに交付され、報償費以外全ての科目へ充当してございます。補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

タブレットの資料は19ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業費は、福祉課に手話通訳者士の設置及び医療機関等へ手話通訳者等を派遣することにより聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を進め、福祉の向上を図る事業でございます。報償費は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業に伴う謝礼を支出したもので、主な派遣先といたしましては医療機関となっております。不用額は、備考に記載のとおりです。需用費の消耗品費は、手話通訳者が使用する透明マスク等購入費でございます。役務費は、手話通訳者等派遣事業に伴う保険料です。また役務費の不用額は、県聴覚障害者福祉協会への通訳等派遣実績がなかったことによる派遣依頼手数料の執行残となっております。次の委託料の不用額は、備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、設置手話通訳者が派遣先で利用した際の駐車場料金ですが、実績がございませんでした。負担金補助及び交付金は、町に登録のある手話通訳者等を対象にインフルエンザ予防接種に関わる費用の一部を補助したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は33、34ページの地域生活支援事業費補助金43万7,000円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの地域生活支援事業費補助金21万9,000円とともに交付され、使用料及び賃借料以外の全てに充当しております。補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

タブレット資料は20ページをご覧ください。日常生活用具給付等事業費は、在宅の重度身体障害者等

に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図るものでございます。役務費は、郵送料で、扶助費は、ストマ用装具、紙おむつ及びその他の日常生活用具を給付したものでございます。給付件数等は備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページの地域生活支援事業費補助金456万1,000円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの地域生活支援事業費補助金228万円とともに交付され、扶助費へ充当しております。補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

タブレット資料は21ページをご覧ください。地域活動支援センター機能強化事業費は、地域の実情に応じ障害者の創作的活動や生産活動の提供、社会との交流促進等を目的として実施しているもので、委託料は、町内にあります地域活動支援センターFの運営をNPO法人ともだちに委託したものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの利用に対する町民の利用分を茅ヶ崎市と相互利用の協定に基づき支出したものでございます。不用額の理由につきましては、備考に記載のとおりです。

続きまして、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は33、34ページの地域生活支援事業費補助金61万8,000円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの地域生活支援事業費補助金30万9,000円とともに交付され、委託料へ充当しており、補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。歳入番号③、決算書は37、38ページの市町村障害者福祉事業推進補助金32万円は委託料へ充当しており、補助率は県2分の1、町2分の1でございます。歳入番号④、決算書は45、46ページの地域活動支援センター負担金30万円は、茅ヶ崎市民が寒川町内の地域活動支援センターを利用した場合の茅ヶ崎市からの負担金でございます。負担金補助及び交付金へ充当してございます。

タブレット資料は22ページをご覧ください。就業就労支援事業費は、障害者の就業就労を支援する事業で、負担金補助及び交付金は、障害者の職業能力に応じた就労の場の確保や職場定着を支援するための湘南地域就労援助センターを藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町の広域連携で行っているもので、これに関わる寒川町分の運営費負担金を支出したものでございます。負担割合は人口割で、藤沢市60%、茅ヶ崎市33%、寒川町7%となっております。令和4年度の障害者の就労実績は備考に記載のとおりで、このうち1名は町の会計年度任用職員で、学校用務員補助として新規就労しております。また扶助費は、障害のある方に施設通所交通費の助成を行いました。

ここでタブレットの38、39ページをご覧ください。資料3令和4年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達実績についてご説明いたします。物品、役務合わせて6件、調達先は主に寒川町障害者事業所連絡会で、実績は合計で270万9,616円でございます。調達目標が260万円以上でしたので、目標を達成しております。

タブレット39ページにつきましては、寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達品目の一覧となっております。町内福祉事業所からの調達できる内容の一覧となっております。

続きまして、タブレットは23ページにお戻りください。社会参加支援事業費は、障害者の社会参加を促進するため、スポーツ教室の開催、手話奉仕員の養成講習会の開催、福祉タクシー利用などの事業でございます。委託料は、手話講習会を町聴覚障害者協会に委託し、初級2コース全25回、中級コース全

15回を開催したものでございます。負担金補助及び交付金は、障害当事者、その家族の団体や支援者の団体が集まった寒川町福祉団体協議会への補助金です。扶助費は、在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合にその費用の一部を助成いたしました。なお、不用額につきましては、備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は33、34ページの地域生活支援事業費補助金20万4,000円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの地域生活支援事業費補助金10万2,000円とともに交付され、委託料へ充当しております。補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

タブレット資料は24ページをご覧ください。在宅障害者福祉サービス充実事業費でございます。在宅の障害者が安心安全な在宅生活を送る上で必要な各種サービスを提供する事業です。委託料は、障害者のためのSOSネットワーク事業委託料です。また、令和4年度は在宅重度障害者緊急通報システム委託料に関しまして、利用実績がなかったことによる不用額となっております。続いて、負担金補助及び交付金は、在宅重度障害者の生活環境の整備を図るため、既存住宅をその障害に適用するように住宅改修をする費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び福祉の向上を図る住宅設備改善費助成事業として支出いたしました。なお、委託料及び負担金補助及び交付金の不用額の理由は備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は37、38ページの在宅障害者福祉対策推進事業補助金32万3,000円は、負担金補助及び交付金へ充当しております。補助割合は県2分の1、町2分の1でございます。

タブレットの25ページをご覧ください。地域生活支援拠点充実事業費は、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、地域全体で障害者の生活を支えるため障害者の生活支援を実施する地域生活支援拠点を位置づけ、緊急時を含めたサービス提供の体制整備を図るものでございます。委託料は、保護者や介護者のけが、入院等の緊急時の受入体制としての居室の確保や支援員の派遣費用でございます。令和4年度は地域生活支援拠点事業所として新たに町外に1か所確保し、登録事業者は3事業所となっております。また、令和4年度は保護者の緊急入院により地域生活支援拠点事業所において一時障害者をお預かりして、見守り支援を行った実績が1件ございました。引き続き拠点事業所の確保に努めてまいります。なお、不用額の理由につきましては、備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は33、34ページの地域生活支援事業費補助金3万4,000円は、歳入番号②、決算書37、38ページの地域生活支援事業費補助金1万6,000円とともに交付され、委託料へ充当しております。補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

タブレット資料は26ページをご覧ください。重度障害者等医療費助成事業費は、心身障害者の健康維持と福祉の増進を図ることを目的として心身障害者が医療機関等で支払う保険診療の自己負担分を助成するものでございます。需用費の消耗品費は、医療証の用紙購入代、役務費は、郵送料と医療費の審査支払手数料を支出したものでございます。扶助費は、対象となる1、2級の身体障害者手帳所持者、3級の内部機能障害者の身体手帳所持者、A1からB1の療育手帳所持者、知的障害と認定された方のうち知能指数が50以下の方、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者の医療費を助成したものとなっております。

続きまして、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は37、38ページの重度障害者医療費給付補助事業補助金4,026万6,000円は、役務費と扶助費に充当しております。補助率は県2分の1、町2分の1でございます。歳入番号②、決算書は45、46ページの重度障害者等医療費助成金高額療養費等返戻金2,662万1,942円は、本来保険者の負担する高額療養費の返還分で、扶助費へ充当しております。

タブレットの資料は27ページをご覧ください。障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費は、医療的ケアが必要な在宅の重度障害者等で障害特性により通常のサービスでは支援困難な人や緊急的な支援が必要な人に24時間365日対応できるよう、藤沢市、寒川町、鎌倉市の広域連携により短期入所の拠点事業所を配置し、サービス提供体制の整備を図ったものでございます。内容は、寒川町分の運営費負担分を支出したもので、負担割合は人口割、登録割、利用者数で算出されております。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は37、38ページの市町村障害者福祉事業推進補助金28万8,000円を充当しております。補助率は県2分の1、町2分の1でございます。

タブレット資料は28ページをご覧ください。寒川町障害者福祉計画推進事業費は、令和6年度からの町障害者福祉計画の策定に向けたニーズ調査を行った経費でございます。需用費の消耗品費は、ニーズ調査用の用紙購入費で、役務費は、調査票の送付と回収用の郵送料を支出したものでございます。

タブレット資料は29ページをご覧ください。過年度国庫支出金等返戻金につきましては、国庫負担金の過年度精算により生じた返戻金でございます。

続きまして、決算書は73から76ページになります。タブレット資料は30ページをご覧ください。7目価格高騰緊急支援給付金給付費の価格高騰緊急支援給付金給付事業費は、国の施策の一環として電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び家計が急変した家計急変世帯の生活を支援し、生活の安定に資する観点から1世帯当たり5万円の給付を行ったものでございます。報酬は、会計年度任用職員1名分の人件費でございます。職員手当等は、職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の期末勤勉手当でございます。次の旅費は、会計年度任用職員の交通費です。需用費の消耗品費は、事務用消耗品として窓口看板、手指用アルコール消毒剤、トナーカートリッジ等購入費でございます。印刷製本費は、給付金の確認書発送用の封筒印刷や支給決定及び申請勧奨用のメールシーラーの印刷代となっております。役務費は、確認書等郵送料と口座振替事務手数料及びタウンニュース広告掲載料となっております。不用額の理由は、備考に記載のとおりです。次の委託料は、システム開発委託料、封入封緘委託料、コールセンター業務委託料です。不用額の理由は、備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、複合機借上料でございます。負担金補助及び交付金は、住民税非課税世帯4,052世帯及び家計急変世帯26世帯への給付金でございます。不用額の理由は、備考に記載のとおりです。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書35、36ページの子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金価格高騰緊急支援給付金2億1,565万4,705円は、共済費以外の全ての科目に充当しております。補助率は10分の10となっております。

続きまして、決算書は75から76ページになります。タブレット資料は31ページをご覧ください。2項児童福祉費1目児童福祉総務費児童福祉給付事業費でございます。児童福祉法に基づき身体や知的、精神障害のある児童等に対し、日常生活や社会生活を営むために移動通所支援を行うものでございます。

役務費は、国保連への通所給付費等支払運営手数料で、扶助費は、児童通所支援の給付費を支給したものでございます。給付内容の詳細につきましては、もう一度タブレット資料37ページ資料2令和4年度自立支援給付費等決算資料をご覧ください。⑥の児童通所のうち児童発達支援は、主にひまわり教室の利用に伴うサービス費についてでございますが、令和3年度に比べ利用人数の増による利用増となっております。次の放課後等デイサービスも同様に利用増となっております。児童通所給付費全体で対前年度比約6.47%の増となっております。

タブレットは31ページにお戻りください。下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は33、34ページの障害児施設措置費給付費等国庫負担金1億268万9,000円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの障害児通所給付費負担金6,545万2,690円とともに交付され、いずれも扶助費の児童通所給付費へ充当しております。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

続きまして、タブレット32ページをご覧ください。令和4年度歳入決算一般財源ほかの概要でございます。決算書は45、46ページです。民生費雑入4万7,364円でございますが、これは事業所の過誤請求に伴う障害福祉サービス費の返還金を歳入したものでございます。

次に、決算書47、48ページになります。雑入16万9,689円は、職員手当の過誤支給に伴う返納金です。

続きまして、障害福祉費国庫負担金等過年度収入5,064万4,334円は、令和3年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金と令和3年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の精算不足分として追加交付されたものを歳入したものでございます。

以上で福祉課所管の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 ご苦労さまでした。福祉課の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方。

山田委員。

【山田委員】 では、3点ほどお聞きします。まず、4ページの民生委員児童委員のところなんですけど、欠員ということでありまして、たしか毎年聞いていると思うんですけど、定員に足りないということを知っていますが、この中でうまくやってくられたのかと思うんですけど、これについて今後どうしていくのか、定員不足に対して解消をどうしていくのかお聞きします。

あと次、13ページで障害支援区分の認定委託料なんですけど、認定の委託料が少なかったということなんですけど、これに関して認定の申請とか何かがあると思うんですけど、それに対して実際認定された数は把握されているでしょうか。

次が23ページの福祉タクシー券のことなんですけど、使用率が58%ということなんですけど、これに関して使用率がこれだけの数字だったという要因というのは特に把握されているのかお聞きします。

以上です。

【関口委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 1点目の民生委員児童委員の欠員についてのご質問だと思われそうですが、こちらの欠員は現時点では定員73名に対して72名の方が民生委員児童委員で活動していただいています。残り1名については、現在私どもでも鋭意当たっているところで、これにつきましては、引き続ききちんと確保していきたいと考えております。この欠員に対してどのように対応しているかということですが、基

本的にはその地区の隣の方の民生委員さんがその欠員の部分で対象者等の見守り等もしていただくのと、あと地区の会長さんがおりますので、その地区の会長さんにもご協力いただいて民生委員としての活動を行っていただいているというのが現状です。先ほども申し上げましたとおり、まずは欠員補充を私どもはとにかく早くちゃんとして、本来の定数で民生委員さんとしての活動を行っていただきたいと考えておりますので、まずは定員補充を念頭に置いて取り組んでいるところでございます。

それから、2点目の認定件数の減ということでございますが、認定件数につきましては、年度によってばらつきがございます。基本的にはサービスを利用されたいとかという方とか、あと認定の期間がちょうど年数で切れてしまって、それで申請をしていただくという形で、基本的に申請があったものについては認定審査を行って、件数としてちゃんとこちらとしては反映させていただいている状況でございます。

それから、③のタクシーの使用率が下回った要因というのは、コロナ禍ということがあったので、外出控えというものが1つ要因として考えられていると思います。

以上になります。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 民生委員児童委員に関しては、数字は私が言い間違えたみたいで、定員73名に対して72名ということで、定員不足に関してはこれから対応していくということで、しっかりと対応していただきたいと思います。

あと、2番目の障害者の自立支援給付金の認定に関しては申請者に関してはしっかり対応しているということで、これも分かりました。あと、福祉タクシーの使用率のことなんですけど、コロナ禍で少なかったんじゃないかということなんですけど、これはたしか1回当たり500円かなと記憶しているんですけど、これに関して使い勝手が悪いという利用者の方からの声が上がっています。これに関して1回500円じゃなくて1回に2枚使えるとか、もしくはタクシーを利用したときに半額使えるようにするとか、使い勝手をよくするための手立てをするべきじゃないと思うんですけど、それについての考えをお聞きします。

【関口委員長】 1番、2番はいいのですか。

中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 タクシーは1枚当たり500円で、1回につき1枚をご利用いただけるという形で今行っております。障害者の方については、障害者手帳をお持ちの方ですと、タクシー料金という部分が割引の対象にもなりますので、現状ではこの金額、あと配布枚数というものについては、担当課としては取りあえず一部助成という意味では妥当なのかなと考えております。

以上になります。

【関口委員長】 他にございますか。

山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、何点かお伺いしたいと思います。説明資料の13ページの障害福祉費に関して伺います。それでは、説明資料37ページの自立支援給付費等支払実績の表からお伺いします。特にその中で下段にあります児童通所の児童発達支援等放課後等デイサービスについて伺いたいと思いま

す。まず、児童発達支援についてなんですが、町外の事業所を利用されている子は何人ぐらいになるかということ、それと放課後等デイサービスの利用日数が一番多い子で何日になりますか、月当たりでお願いしたいと思います。それから、説明資料17ページの更生医療と育成医療なんですが、更生医療の関係で人工透析をされている方は何人いらっしゃいますか。それと説明資料34ページの精神障害者の自立支援医療の総数が手帳取得数よりも大幅に多いということがあるんですが、手帳取得まで至らないが何らかの要因で精神科医に通院している方が手帳取得者にプラスしていらっしゃるということで理解してよろしいのかなと思います、いかがでしょうか。

【関口委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目の児童発達支援事業の町外の事業所の利用人数についてお答えいたします。こちらは令和5年8月利用月、直近ですが、22事業所で54名となっております。次の放課後等デイサービスの利用日数で一番多い子が何人になりますかというようなご質問だったかと思いますが、これにつきましては、町では障害福祉サービス支給決定基準というものを設けておまして、支給決定を行っております。当該月日の日数から8日を控除した日数がマックス、23日が上限となっております。こちらは国の基準と同じとしております。それから2点目の人工透析の患者の人数ですね、更生医療の中の、51人となっております。それから3番目のご質問ですが、こちらは資料34ページに記載のとおり、精神障害者の総数には自立支援医療の人数は含まれておりませんが、自立支援医療の総数には精神障害者の手帳所持者も含まれており、重複者がおりますということでご回答はよろしいでしょうか。以上になります。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 町外利用者、町外の児童発達支援で、行かれている方が54名で結構多いかなというところが実感としてあります。あとさらに放課後等デイサービス利用に関しては、自分としては、週5日20日前後が通常の利用の回数だなと思っておりますので、23日で増減しているというところで、その辺は安心しております。あと、陳情の関係で実は透析者の交通費の支給で陳情がございました。交通費の支給というのは基本的にはないのかなと自分は思っているんですが、近隣で送迎サービスをしている透析医療機関があったらお教え願いたいと思います。それと514人の精神障害者手帳の所持者がいるという現実から、支援体制、例えば地域活動支援センター等の充実が非常に必要かなと思います。現在でもやられていると思うんですが、なおさら必要かなと思うんですが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

【関口委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 人工透析の送迎サービスを行っている医療機関ということでございますが、こちらで把握ができていない医療機関といたしましては、近隣の医療機関になりますが、2つの医療機関において送迎サービスを人工透析の方が行われているということで把握しております。それから、2点目の精神障害者の方への支援ということで、地域活動支援センターの機能強化というか、充実という部分でのご質問だったかと思いますが、町内には地域活動支援センターの運営委託をして、Fというものがございます。同センターの支援体制の充実強化ということでは、県メニューの専門職員配置事業の活用を現在検討しておるところでございます。また、同センターの施設長が相談支援専門員の初任者研修を受

講するなどしてスキルアップにも努めているところです。さらには福祉課と同センター及び基幹相談支援センターにおいて定例会を設けまして、支援体制に関して情報共有を行っているところでございます。また加えて、先ほどもご説明させていただきましたが、茅ヶ崎市との相互利用協定を結んでおりますので、茅ヶ崎市内の地域活動支援センターに町民の方が利用できるような体制整備も図っておるところでございます。今後も引き続きセンターの周知を図りながら充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、最後にお伺いしたいんですが、先ほど聞き漏らしてしまったんですが、児童発達支援で町内ではなくて町外を利用しているその理由ですかね。そういったところを把握しているかどうかをお伺いしたいのと、あとは現在通常学級に在籍する公立小・中学校の約8.8%の子どもの発達障害の可能性があるという文部科学省の調査である程度分かっているというところなんですが、このようなことから早期療育という観点から児童発達支援の場を町内で賄える体制づくりが必要かと思うんですが、その辺の見解をお伺いできたらなと思います。実は先ほども子育て支援課でも児童発達支援の関係をお伺いしたんですが、両方の課にまたがっているものですから、その辺の見解をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【関口委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 そうしましたら1点目、放課後等デイサービスの町外利用者の方は何を求めて事業所を選んでいらっしゃるのかというようなところだったと思うんですが、具体的に町外利用者についてお伺いはしておりません。ですが、事業所を選択する際には、ご本人の状況に応じてご本人に即したサービス提供や支援が受けられる事業所を選択されていると認識しておるところです。例えば運動や学習に特化している事業所など、それぞれの事業所の特色とご本人の特性を考慮して選択されているものと認識しております。それから2点目の発達障害と言われる方々が増えている中で、町内でその支援体制を賄える場所が必要ではないかというようなご質問だと思われませんが、発達障害に関しては、委員がおっしゃるとおり、全国的には人口が減少している中でも発達障害やグレーゾーンと言われる方が増加傾向にあります。このような状況下で町では児童発達支援センターの機能の一部である保育所等に訪問して行う保育士支援を委託相談支援事業の一環として実施しておるところでございます。ただし、この実施の間でも対象園児数が年々増加しているということは把握しておるところです。ですので、この部分についてはより充実させた支援が実施できるように予算的な措置も含めて今検討を行っている状況でございます。それから町では、親子のコミュニケーション、いわゆる親がお子さんと適切な関わり方を身につけていただけることが必要だと考えておりますので、ペアレントトレーニングというものを実施しております。今年度からはさらにペアレントトレーニングに過去にもご参加いただいた方へのフォローアップについても、神奈川県発達障害者センターと連携して取り組んでいるところでございます。いずれにしても、身近であって見えづらい発達障害というものに関しては、発達のステージに応じて支援が必要でありまして、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、早期療育というものが一番重要視されているのかなと考えておりますので、今後も相談支援体制の充実も含めて様々な課題がございますので、

優先順位をつけながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

【関口委員長】 それでは、福祉課の審議を終了いたします。どうもご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここからは健康福祉部高齢介護課の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、引き続き、高齢介護課所管分となります。説明につきましては、三橋高齢介護課長から、質疑につきましては出席職員全員で対応させていただきます。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、健康福祉部高齢介護課所管の一般会計令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料一般会計により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

決算書は71ページから74ページとなります。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費です。タブレット資料は060高齢介護課一般会計2ページをご覧ください。高齢者社会活動推進事業費です。こちらは公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対する運営補助と県シルバー人材センター連合会負担金となっております。補助金の内訳は主に人件費で、そのほかに消耗品費や用具備品の修繕費となっております。シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の拡大と社会参加、生きがいの増進に努めるとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立されております。事業といたしましては、除草作業、清掃、広報紙のポスティングなどの仕事を行っております。

次に、3ページをご覧ください。敬老事業費は、高齢者に対し敬老金を支給することにより、長寿に祝意と敬意を表するとともに、住民福祉の向上に寄与することを目的としております。消耗品費は、100歳の方への町長訪問の際花束をお渡しする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問を自粛したため残となっております。扶助費は、敬老金の共通商品券購入費です。

次に、4ページをご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費は、シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくり推進のため、シニアクラブ連合会と各単位シニアクラブの活動を支援したものです。支出については、シニアクラブ連合会の補助金となっております。補助金の内訳は、シニアクラブ連合会運営費と単位クラブ14クラブへの活動補助金となっております。不用額は、新型コロナウイルス感染症対策として、総会や健康づくり事業の一部開催自粛による残及び事務局職員の時間外勤務分の人件費の残です。

下表をご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は39、40ページの在宅福祉事業費補助金43万3,000円は県補助金で、補助率は、県が定める補助基準額の3分の2です。シニア健康体操教室、スポーツ大会等を開催し、健康維持、生きがいづくり、地域交流を図っております。

次に、5ページをご覧ください。旧措置者等利用者負担軽減事業費は、障害者ホームヘルプサービスの利用者に対する利用者負担減免などにより利用者の負担軽減を図るものですが、令和4年度は対象者がおりませんでしたので、実績はありません。

次に、6ページをご覧ください。ふれあいセンター運営経費は、寒川町ふれあいセンターの運営維持管理の経費です。役務費は、建物の火災保険料、委託料については、当施設の指定管理業務を町シルバー人材センターに委託し実施した施設管理運営委託料でございます。

次に、7ページをご覧ください。高齢者在宅福祉サービス事業費は、独り暮らし高齢者等の在宅生活の支援を行うもので、こちらについては、5つの委託事業を行いました。1つ目のひとり暮らし老人緊急通報システム事業は、独り暮らしの高齢者等の緊急事態に対し迅速な救援態勢が取れるように機器を貸与する事業で、令和4年度末現在の貸与件数は9件です。なお、救急搬送に至ったものは今年度はありませんでした。2つ目の寝たきり老人等戸別じん芥収集事業は、可燃ごみを収集所まで運ぶことが困難な世帯に対してごみを運搬するとともに安否確認を行う事業です。令和4年度の利用は延べ511世帯3,568件でした。3つ目のひとり暮らし老人等給食サービス事業は、おおむね65歳以上の独り暮らしの方や食事の準備が困難な高齢者世帯、日中独居の方などに昼食の宅配サービスを行い、食生活の支援と同時に安否確認を行う事業です。令和4年度の利用は276人2,753件でした。4つ目の寝たきり高齢者等おむつ代助成事業は、在宅で常時紙おむつが必要とされている高齢者の方を介護している世帯に対し紙おむつ購入費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業です。令和4年度の利用は延べ587人でした。5つ目の生活管理指導短期宿泊事業は、身体的には自立している高齢者であるものの、生活機能の低下が見られ、在宅での生活が一時的に困難な方に対し、養護老人ホームで短期間の宿泊を提供することにより日常生活を支援することを目的とした事業です。令和4年度の利用は1人でした。

タブレットは8ページをご覧ください。老人保護措置事業費は、身寄りのない高齢者や様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場所を提供するもので、老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置費です。報償費は、入所判定委員会の謝礼ですが、令和4年度につきましては入所対象となる案件がありませんでしたので、委員会の開催はありませんでした。役務費は、入所措置費負担金の口座振替手数料、扶助費は、老人ホーム入所措置費です。扶助費の不用額は、入所措置者の措置費額変更に伴う残によるものです。

下表をご覧ください。老人保護措置事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は29、30ページの老人保護措置費負担金59万826円は、入所者からの負担金で、扶助費の入所措置費に充てております。

次に、9ページをご覧ください。老人福祉事務経費は、老人福祉事業を担当する職員の事務経費で、職員の普通旅費です。不用額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で出張による会議の開催がなかったことによる残です。

次に、10ページをご覧ください。高齢者保健福祉計画推進事業費は、令和6年度から3か年を対象とした第9次寒川町高齢者保健福祉計画策定のための基礎資料を得るため、65歳以上の方を対象にした生活状況ニーズ調査や55歳から64歳までの方を対象にセカンドライフ予備軍調査の経費となっております。需用費消耗品費は、アンケート用紙の送信返信用の封筒代、役務費は、アンケート用紙送返信用の郵送料です。

次に、11ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費は、ふれあいセンターの設備老朽化に伴う修繕費となります。

次に、12ページをご覧ください。介護施設等整備事業費は、令和3年度施設開設準備経費等支援事業費補助金の消費税仕入控除税額報告を受け、一部を返還したものです。

下表をご覧ください。介護施設等整備事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は45、46ページの介護施設等整備事業費補助金返還金は、株式会社日本アメニティライフ協会より報告のありました令和3年度寒川町介護施設等整備事業費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に基づく返還金2万9,474円となります。

次に、13ページをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険法第124条に基づき一般会計から介護保険事業特別会計の保険給付費、地域支援事業費、事務費、低所得者負担軽減分などへの負担割合に応じて繰り出したもので、支出科目は全額繰出金となっております。職員給与費と介護保険事業運営上の事務経費等につきましては、全額町の負担となっております。

下表をご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金の特定財源です。歳入番号①、決算書は33、34ページの国庫支出金の低所得者保険料軽減負担金1,755万3,690円、歳入番号②、決算書37、38ページの県支出金の低所得者保険料軽減負担金893万2,140円は、共に国、県からの交付となっており、介護保険事業特別会計繰出金低所得者保険料軽減繰出金へ充当しております。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。

次に、14ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費は、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により生活必需品等の値上がり等や令和4年度の年金受給額の減額に対し、高齢者の経済的な負担軽減及び町内経済の活性化を図ることを目的とし、65歳以上の方を対象として町内で利用できる専用の商品券を1人当たり1万円交付したものです。報酬は、会計年度任用職員1名分の報酬となります。職員手当等は会計年度任用職員1名分の期末勤勉手当です。役務費は、県外の商品券送付に生じた通信運搬費、タウンニュース掲載時の広告料2回分となっております。委託料は、商品券の印刷、封入封緘、コールセンター業務、ゆうパックを使用した配達業務、使用された商品券の回収や換金業務、加盟店の募集業務となります。

次に、15ページをご覧ください。歳入の一般財源分について説明させていただきます。決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料1節老人福祉使用料の行政財産使用料8,147円は内訳として2つございます。1つは、寒川町ふれあいセンター内にNTT東日本が設置する公衆電話1台と第1種電話柱1本分で、5,040円の収入となっております。2つ目は、同センター内に町シルバー人材センターが設置する自動販売機があり、その使用料として3,107円となっております。

次に、決算書47、48ページの20款諸収入4項1目7節自動販売機等電気使用料は、町ふれあいセンター内に設置された自動販売機の電気使用料、その他は町ふれあいセンター内に設置された公衆電話の個人使用料となります。

次に、2目過年度収入5節老人福祉費国庫負担金過年度収入73万5,357円は、令和2年度の国庫支出金低所得者保険料軽減負担金について精算したところ、負担金に不足があったため追加交付となったものです。

以上で、高齢介護課所管の一般会計の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

【関口委員長】 高齢介護課の一般会計の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑のある方。

横手委員。

【横手委員】 高齢者在宅福祉サービス事業は、5つあったと思うんですが、いろいろ挙げてくれたのはいいんですけども、そのお金の使い方が分からないので、幾ら使われたかというのをもう一回聞かせてもらっていいですか、一つ一つの事業について。

【関口委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 それでは、高齢者在宅サービスの事業費ということで、事業費ごとに昨年の決算額を報告させていただきます。ひとり暮らし老人緊急通報システム事業、こちらにつきましては、決算額が45万4,300円となります。次に、寝たきり老人等戸別ごみ回収事業につきましては、決算額が215万8,640円となります。続きまして、給食サービス事業となります。こちらにつきましては、決算額が70万4,768円となります。4つ目としまして、寝たきり高齢者等おむつ助成事業となります。こちらは決算額でいきますと、199万7,000円となります。最後となります。生活管理指導短期宿泊事業につきましては、決算額が39万3,300円となります。

以上となります。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 丁寧にお答えいただき、ありがとうございます。実は一番気になっていたのが寝たきりの方のごみなんですけども、今210万円使っていて、511世帯3,568件と出ていましたけども、これは例えば令和3年、令和2年に比べると増えているのか、増えていないのか教えていただけますか。

【関口委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 令和3年度につきましては、利用延べ世帯が505世帯、令和4年度は、先ほど課長が申しましたとおり511世帯となりまして、増えております。令和2年につきましては、486世帯になっています。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 そうすると確実に高齢化が進んでいるので、当然といえば当然なんですけど、この世帯がどんどん増えていくと見込んでいるのかというのが1点、それと、言ってしまえば戸別収集みたいなものですよね。利用者の声というのを、戸別収集に対してどのような声を言っているのか、それを2つお聞かせいただけますでしょうか。

【関口委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 まず1つ目のご質問ですが、高齢者の人口が増えていくと見込んでいるかどうかということなんですけども、答えとしては見込んでいる、多くなっていくと思っています。2番目の皆さんの声ということですが、それは顔なじみの人が収集してくれたりとか、そういう安心感がある、そういうお声をいただいています。詳しくはアンケートを取ったわけではないので、今後アンケートを取ったりとか、そういうことをして声をもう少し聞くようにしたいと思います。

以上です。

【関口委員長】 それでは、高齢介護課の一般会計についての質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。55分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、介護保険事業特別会計の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、健康福祉部高齢介護課所管の介護保険事業特別会計令和4年度の決算につきまして、決算特別委員会説明資料介護保険事業特別会計により説明させていただきます。

決算書は143、144ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。タブレット資料は61高齢介護課介護保険事業特別会計2ページをご覧ください。職員給与費は、高齢介護課介護保険担当職員13名分の人件費です。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの職員給与費等繰入金、歳入番号②、決算書は同ページ中ほどの前年度繰越金、歳入番号③、決算書は同ページ下ほどの雑入よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、3ページをご覧ください。介護保険運営事業事務経費は、介護保険事業運営のための事務経費です。報酬は、介護保険運営協議会委員の報酬、旅費は、職員の普通旅費、需用費消耗品費は、窓口説明用のパンフレットなどの購入費、印刷製本費は、被保険者証等の印刷費です。役務費は、被保険者等の郵送料や国保連合会専用回線使用料、国保連合会共同処理手数料です。使用料及び賃借料は、介護保険システム及び住基システムのコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、介護サービス情報提供システム、県町村情報システム、介護保険指定機関管理システム等の負担金です。

下表をご覧ください。介護保険運営事業事務経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は137、138ページのシステム改修費補助金、歳入番号②、決算書は139、140ページの事務費繰入金、歳入番号③、決算書は同ページの前年度繰越金よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、4ページをご覧ください。2項徴収費1目賦課徴収費の介護保険料賦課徴収事務経費は、介護保険料の賦課徴収に関わる経費です。需用費印刷製本費は、納入通知書、窓付封筒代等です。役務費は、納付書等の郵送料と口座振替及び特別徴収に係る手数料です。委託料は、コンビニやモバイルレジ等の収納代行委託料と納入通知書封入処理委託料です。

下表をご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの事務費繰入金、歳入番号②、決算書は同ページの第1号被保険者延滞金よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、決算書は143、144ページの1款総務費3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費です。タブレット資料は5ページをご覧ください。介護認定審査会の経費は、介護保険の要介護、要支援認定の申請を受けた場合に認定調査員が本人と面接調査をし、主治医の意見書を添えて認定審査会に諮り、審議し、その結果を通知するための経費です。報酬は、審査会の委員報酬で、審査会の開催回数は55回でした。また、審査判定に関わる大幅な制度改正が令和4年度はなく、その研修会の出席報酬分と新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いにより、認定の有効期間延長の対応を行えた

ため介護認定審査会における回数が70回から55回に減少し、不用額260万7,000円となりました。報償費は、委員の内定者研修の受講謝礼で、10名分を見込んでおりましたが、委員の入替えが少なかったため不用額3万5,000円となりました。旅費は、審査会委員の費用弁償と審査会委員の研修旅費、需用費の消耗品費は、プリンターのトナーカートリッジとドラムカートリッジの購入費、役務費は、認定審査結果通知書の郵送料です。

下表をご覧ください。介護認定審査会経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの前年度繰越金より財源充当しております。

続きまして、決算書は143ページから146ページの1款総務費3項介護認定審査会費2目認定調査等費です。

6ページをご覧ください。認定調査等経費は、要介護、要支援認定申請による介護認定審査会経費以外の認定調査等の事務経費です。報酬は、認定調査委員4名の報酬、職員手当等は認定調査員の期末勤勉手当、共済費は、認定調査員の社会保険料、旅費は、認定調査員の通勤手当と認定調査のための交通費、認定調査員の研修は新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン研修となり、旅費は残となりました。需用費消耗品費は、認定調査の用紙代とマスクなど購入費、印刷製本費は、認定結果通知用の封筒代です。役務費は、主治医意見書、依頼書の送付と受取人払等の郵送料の通信運搬費及び主治医意見書の作成手数料です。不用額につきましては、審査件数が見込みより少なかったことによる手数料の執行残です。委託料は、県外の施設に入所されている方の調査委託料、使用料及び賃借料は、調査時の病院等の駐車場料金と有料道路通行料です。

下表をご覧ください。認定調査等経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの事務費繰入金、歳入番号②、③、決算書は同じページの前年度繰越金雑入、決算書139から140ページ、介護状態等の審査判定人等に関する委託料よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、7ページをご覧ください。決算書は145、146ページです。2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費の介護サービス事業費は、要介護1から5の方に介護サービス費の9割、8割、7割を現物給付及び償還払いしたものです。サービス内容等につきましては、この後令和4年度介護保険事業の状況の中でご説明いたします。支出は全額負担金補助及び交付金でございます。

下表をご覧ください。介護サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの滞納繰越分普通徴収保険料、歳入番号④、決算書同じページの国庫支出金からの介護給付費負担金現年度分と歳入番号⑤、決算書は同じページの調整交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書は137、138ページの介護保険災害臨時特例補助金の現年度分、歳入番号⑦、決算書は同じページの支払基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑧、決算書は同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑨、決算書は137から140ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分、歳入番号⑩、決算書は139、140ページの低所得者保険料軽減繰入金の現年度分、歳入番号⑪、決算書は同ページの基金繰入金からの介護給付費等準備基金繰入金、歳入番号⑫、決算書は同ページの繰越金の前年度繰越金、歳入番号⑬、決算書は同ページの第三者納付金よりそれぞれ財源充当しております。保険給付費は、居宅給付費と施設等給付費に分けられ、その財源割合は居宅給

付費は国が25%、県と町がそれぞれ12.5%、施設等給付費は、国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっております。なお、国は調整交付金を含む割合となっております。残りの50%は被保険者分となり、居宅給付費、施設等給付費とともに65歳以上の第1号被保険者は23%、40歳から64歳までの第2号被保険者は27%と設定されております。

続きまして、8ページをご覧ください。介護予防サービス事業費は、要支援1、2の方に介護保険給付を行ったもので、介護サービス費の9割、8割、7割を現物給付及び償還払いしたものです。サービス内容等につきましては、さきの介護サービス事業費とともに後ほどご説明いたします。支出科目は全額負担金補助及び交付金です。

下表をご覧ください。介護予防サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書は同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号④、決算書は同ページの調整交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書は137、138ページの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑦、決算書同ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、9ページをご覧ください。2項その他諸費1目審査支払手数料は、介護サービス等諸費の請求に伴う審査手数料です。国民健康保険団体連合会へ4万9,485件分を支払いました。支出は全額役務費の手数料です。

下表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書は同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号④、決算書137、138ページの支払基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書は同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑥、決算書は同ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分よりそれぞれ役務費に充当しております。

続きまして、10ページをご覧ください。3項1目高額介護サービス等費の高額介護サービス事業費は、要介護認定者に係る介護サービス費の利用者負担額が高額な世帯に対し、所得に応じて高額介護サービス費を支給して利用者負担の軽減を図ったものです。全額負担金補助及び交付金です。

下表をご覧ください。高額介護サービス事業費の特定財源です。これらの財源歳入番号①から⑥は、前段の審査支払手数料と同一の財源構成ですので、説明を省略いたします。

続きまして、11ページをご覧ください。高額介護予防サービス事業費は、要支援1、2の方に対する利用者の負担額の軽減を図ったものです。

下表をご覧ください。高額介護予防サービス事業費の特定財源です。これらの財源歳入番号①から⑥は、前段の高額介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、説明を省略いたします。

続きまして、12ページをご覧ください。4項1目高額医療合算介護保険サービス等費の高額医療合算介護サービス事業費は、要介護1から5の方で、先ほどの高額介護サービス費のほかに医療保険と介護保険を利用されている方で、医療費と介護サービス費の両方の額を合計し、定められた年額の限度額を超えた分について介護保険該当額を高額医療介護合算介護サービス費として支給し、負担軽減を図った

ものです。支出は全額負担金補助及び交付金です。

下表をご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費の特定財源です。これらの財源歳入番号①から⑥は、前段の高額介護予防サービス事業費と同一の財源構成ですので、説明は省略いたします。

続きまして、13ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費は、介護予防サービスを利用されている方の医療費合算による負担軽減を図ったものです。

下表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費の特定財源です。これら財源歳入番号①から⑥は、前段の高額医療合算介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略いたします。

続きまして、14ページをご覧ください。決算書は145から148ページです。3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方及び事業対象者の訪問介護と通所介護総合事業移行に伴い保険給付費から地域支援事業費に移行した分で、第1号訪問事業、第1号通所事業として世帯の所得状況に応じて9割、8割、7割現物給付し、介護予防に努めていただいたものです。支出は全額負担金補助及び交付金です。

下表をご覧ください。介護予防生活支援サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分と歳入番号④、決算書同ページの保険者機能強化推進交付金、歳入番号⑤、決算書同ページの介護保険努力支援交付金、歳入番号⑥、決算書は137、138ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑦、決算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号⑧、決算書は137から140ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分、歳入番号⑨、決算書は139から140ページの前年度繰越金、歳入番号⑩、決算書同ページの訪問型サービスAに関する利用者負担金よりそれぞれ負担金補助及び交付金に充当しております。地域支援事業費の介護予防日常生活支援総合事業の財源割合は国が25%、県と町がそれぞれ12.5%で、残りの50%は保険給付費と同じに第1号被保険者が23%、第2号被保険者は27%です。

続きまして、15ページをご覧ください。決算書は147から148ページです。3款地域支援事業費1項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援1、2及び事業対象者の前段の介護予防生活支援サービス事業を利用するためのケアマネジメントの費用です。

下表をご覧ください。介護予防ケアマネジメント事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、そして歳入番号⑥、決算書139、140ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ委託料に充当しております。

続きまして、16ページをご覧ください。2項1目一般介護予防事業費の介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や心身機能の強化改善、社会参加を促し、介護予防に努めていただくための事業の実施の費用です。元気はっけん広場集合版の定員数を減らし、申込制にするなど新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策をしながらの介護予防教室を実施いたしました。また、元気はっけん広場在宅版では、

Zoomを活用し自宅での介護予防教室に参加できる取組を行いました。高齢者健康トレーニング教室や介護予防講師派遣事業についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を施したことで中止せず事業を実施いたしました。支出につきましては、報償費は、次年度の介護予防事業費選定プレゼンテーションの評価制の謝礼等です。需用費の消耗品費は、介護予防事業参加者への通知用の封筒代です。役務費は、参加申込者への通知等の郵送料、委託料は、介護予防事業の実施委託料です。

下表をご覧ください。介護予防事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業費交付金の現年度分、歳入番号④、決算書同ページの国庫支出金からの介護保険保険者努力支援交付金、歳入番号⑤、決算書は137、138ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書同ページの県支出金からの介護予防事業費等交付金の現年度分、そして歳入番号⑦、決算書139、140ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ資料記載のとおり財源充当いたしました。

続きまして、17ページをご覧ください。3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業の地域包括支援センター事業費は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントを行う寒川町地域包括支援センターを運営するための委託料です。役場本庁舎での相談業務に加え、北部公民館で毎週1回ずつ出張相談を開催いたしました。また、南部公民館では常設で相談業務を実施しております。相談は、高齢者本人やその家族だけではなく、地域の人やケアマネージャーなども受けています。介護サービス計画をつくるため本人の身体状況や課題を見つけていく過程で本人のみならず家族も問題を抱えているケースを見つけ、その対応について相談を始めることもあります。このような場合は、包括支援センターの持つネットワークを活用しながら適切な機関を案内したり、町の関係部署などと連携して課題解決を図ったりしております。高齢者に関わる相談の窓口として社会福祉士や保健師など他職種の職員を置き、それらが協働して相談に対応しております。支出科目は全額委託料で、不用額は予定人員が確保できなかったことによる残となっております。

下表をご覧ください。地域包括支援センター事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページの県支出金からの包括支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書は139、140ページの繰入金からの包括支援事業等繰入金の現年度分、歳入番号⑥、決算書同ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ委託料に充当しております。地域支援事業費の包括的支援事業任意事業費の財源割合は国が38.5%、県と町がそれぞれ19.25%、第1号被保険者が23%です。なお、第2号被保険者の費用負担はありません。

続きまして、18ページをご覧ください。2目任意事業費の任意事業費は、認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク事業や成年後見制度に係る費用、認知症啓発用チェックサイトの提供等を実施したものです。報償費は、介護相談員6名分の謝礼を計上しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大とその防止のため介護相談員の施設訪問を中止したため執行残となりました。旅費につきましては、予定してい

た介護相談員の研修が中止となり、参加しなかったことによる残となります。需用費の消耗品費は、認知症サポーター養成講座用の副読本の購入費、役務費は、成年後見申立の費用と住宅改修理由書の作成手数料、委託料は、認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク実施の委託料、使用料及び賃借料は、町ホームページに掲載中の「これって認知症？」の認知症のチェックサイトの提供を伴う使用料、扶助費は、成年後見制度の理由申立費用や報酬の支払いが困難な方に対して費用の扶助を行う成年後見人報酬費用扶助です。

下表をご覧ください。任意事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、そして歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページ、県支出金の包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書は139、140ページの繰入金の包括的支援事業等繰入金の現年度分、歳入番号⑥、決算書同ページの雑入をそれぞれ記載のとおり財源充当いたしました。

続きまして、19ページをご覧ください。3目在宅医療介護連携推進事業費の在宅医療介護連携推進事業費は、茅ヶ崎市と共同で行っている医療と介護の両方の援助が必要な人のために包括的に支援できるような仕組みの検討や研修を行う在宅医療介護連携推進事業を実施するための費用の寒川町分の負担金です。支出は、負担金補助及び交付金で、茅ヶ崎市へ支出しております。不用額は、医師らがメンバーとなる要介護連携推進部会や在宅ケア相談窓口検討グループなどの会議開催や多職種連携研修会がコロナ禍により予定どおり実施できなかったことによるものです。

下表をご覧ください。在宅医療介護連携推進事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページ、県支出金の包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書は139、140ページの繰入金の包括的支援事業等繰入金の現年度分をそれぞれ負担金補助及び交付金に充当しております。この在宅医療介護連携推進事業の多職種連携研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため人数制限し、また参加できなかった方のためユーチューブの配信を行いました。

続きまして、20ページをご覧ください。決算書は149、150ページです。4目生活支援体制整備事業費の生活支援体制整備事業費は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していくために、必要な生活支援サービスや介護予防サービスについて地域の実情に即した基盤の整備を図るために、寒川町生活支援介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、生活支援コーディネーターを配置した事業です。支出の報償費は、推進会議委員の謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーター1名を配置したものです。

下表をご覧ください。生活支援体制整備事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、そして歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書同ページの国庫支出金からの介護保険保険者努力支援交付金、歳入番号⑤、決算書は137、138ページ、県支出金の包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑥は、決算書139、140ページの繰入金

の包括的支援事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ資料記載のとおり財源充当いたしました。

続きまして、21ページをご覧ください。5目認知症総合支援事業費の認知症総合支援事業費は、認知症状のある人ができるだけ住み慣れた環境で暮らし続けられるように専門医や保健師らで構成する認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による活動を通して本人や家族の支援をしました。支出につきましては、報償費は、認知症初期集中チーム会議のサポート医への謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して認知症地域支援推進員を配置したものです。

下表をご覧ください。認知症総合支援事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの国庫支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号②、決算書同ページの国庫支出金からの介護保険保険者努力支援交付金、歳入番号③、決算書は137、138ページ、県支出金の包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④は、決算書139、140ページの繰入金の包括的支援事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ資料記載のとおり財源充当いたしました。

続きまして、22ページをご覧ください。6目地域ケア会議推進事業費の地域ケア会議推進事業費は、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ民生委員児童委員協議会や介護サービス事業所連絡会や社会福祉協議会など多職種協働による会議を開催し、個別事例から地域包括支援ネットワークの構築と地域課題の把握などについて協議し、町としての課題を検討したものです。支出の報償費は、会議出席に伴う参加者への謝礼です。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページ、県支出金の包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑤は、決算書139、140ページの繰入金の包括的支援事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ報償費に充当しております。

続きまして、23ページをご覧ください。4項その他諸費1目審査支払手数料の審査支払手数料は、要支援1、2の方が総合事業訪問介護と通所介護を利用した4,611件分の審査支払手数料です。支出科目は役務費手数料です。

下表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書139、140ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ役務費に充当しております。

続きまして、24ページをご覧ください。2目高額介護予防サービス費相当事業費の高額介護予防サービス費相当事業費は、保険給付費の高額介護サービスに準じ自己負担が高額な世帯に対し、世帯の取得状況により定められた額を超えた額について給付を行い、利用者の負担の軽減を図ったものです。支出科目は全額負担金補助及び交付金となっております。

下表をご覧ください。高額介護予防サービス費相当事業費の特定財源です。歳入番号①から⑥は、前段の審査支払手数料と同一の財源構成ですので、省略いたします。

続きまして、25ページをご覧ください。3目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費は、保険給付費に準じ医療費と総合事業費の両方の額を合計し、定められた年額の限度額を超えた部分について給付し、利用者の負担軽減を図ったものです。該当は5件でした。

下表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の特定財源です。歳入番号①から⑥は、前段の高額介護予防サービス費相当事業費と同一の財源構成ですので、省略いたします。

続きまして、26ページをご覧ください。4款1項基金積立金1目介護給付費等準備基金積立金の介護給付費等準備基金積立金は、前年度決算に伴う介護保険料の余剰金を急激な保険給付費等の増による保険料の不足の際に充当するために基金に積み立てておくもので、支出科目は積立金となっております。

下表をご覧ください。介護給付費基金積立金の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの繰越金の前年度繰越金より積立金に充当しております。

続きまして、27ページをご覧ください。5款1項公債費1目利子の一時借入金利子は、介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合において金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うものです。令和4年度は借入を行っていませんので、未執行です。

続きまして、28ページをご覧ください。決算書は149、150ページです。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金です。償還金利子及び割引料は過誤納還付金で、令和3年度以前の介護保険料過誤納還付未済分のうち104件の保険料の還付金です。主な理由といたしましては、死亡、転出等の資格消失等及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免によるものです。

下表をご覧ください。第1号被保険者保険料還付金の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ償還金利子及び割引料に充当しております。

続きまして、29ページをご覧ください。2目償還金の介護給付費過年度分償還金は、令和2年度の国庫支出金、県支出金などを精算した結果、交付が多過ぎた分を返納したものです。支出科目は全額償還金利子及び割引料です。内容につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。介護給付費過年度分返還金の特定財源です。歳入番号①、決算書は137、138ページの繰入金の介護給付費繰入金、歳入番号②、決算書は同ページの繰越金の前年度繰越金より記載の充当額を充当しております。

続きまして、30ページをご覧ください。7款1項1目予備費につきましては、充用がありませんでした。

次に、31ページからの決算特別委員会提出資料令和4年度介護保険事業の状況につきましては、決算書の説明の後にいたします。

続きまして、決算書156ページをご覧ください。介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額36億5,826万7,000円、歳出総額34億2,868万7,000円、歳入歳出差引額2億2,958万円、翌年度に繰り越すべき財源は、こちらはございません。5、実質収支額2億2,958万円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、こちらはございませんでした。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わらせていただきますが、引き続き決算特別委員会提出資料の令和4年度介護保険事業の状況についてタブレット資料31ページからをご覧ください。秋庭副主幹

より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 引き続き令和4年度介護保険事業の状況について、31ページ以降の資料にてご説明いたします。32ページの資料1をご覧ください。令和5年3月末時点での認定者数等について掲載しております。①の表は、認定者数です。全体として令和5年3月末時点で2,213人でした。昨年同時期は2,150人でしたので、比べると63人の増で2.93%の増となります。認定者数の区別分の割合としましては、要支援1、2及び要介護1の比較的軽度と言われる認定度の方は1,120人で50.6%、要介護2及び3の中度と言われる認定度の方は643人で29.1%、要介護4及び5の重度と言われる認定度の方は450人で20.3%でした。昨年同時期と比べ軽度の方で0.5ポイントの増、中度と言われる方は2.3ポイントの増、重度と言われる方は2.8ポイントの減でした。寒川町では軽度と言われる方の割合が多い傾向にあります。

次の②から④の3つの表については、介護サービスを利用した方を大きく3つのサービスごとに介護度別に利用者数で表して、令和5年3月の利用者を集計したものです。②の表は、居宅介護サービス、自宅にいて介護サービスを利用した人数です。居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスの利用者数合計の1,810人のうち1,319人の利用があり、サービス利用者の72.9%に当たりますので、大半の方が自宅でのサービス、また自宅から通いのサービスを利用しております。③は、地域密着型サービスで、グループホームなどを利用した人数です。179の方が利用した状況です。④の表は、施設介護サービスの利用者数と内訳として施設区分ごとに介護度別に利用した人数を表したものです。施設サービスの利用者は昨年度は利用者数に対し19%でしたが、今年度は17.1%と1.9ポイント減りました。⑤の表は、介護度別に利用者数と未利用者数を表したものです。令和5年3月の利用者の中で複数のサービスを使用している方もいるので、軽度、中度、重度の区分での延べ人数になります。要支援1、2及び要介護1の軽度の方は、利用者数が737人で認定者は1,120人でしたので、65.8%の方が利用していました。また、要介護2及び3の中度の方は、認定者643人のうち利用者が延べ657人でしたので、認定者のほとんどが介護サービスを利用しております。要介護4及び5の重度の方は、認定者450人のうち利用者416人でしたので、92.4%の方が利用しておりました。全体としては81.8%の利用者がありました。中度から重度の方については、何らかのサービスを利用していないと生活が成り立っていないという方も多く、そのため利用されている方が98.2%となっております。

33ページ資料2-1をご覧ください。このページでは介護サービスごと介護度別に介護給付として給付した実績を表にしています。上段には件数、下段は給付額となっております。毎月国保連合会を通して請求があったものをまとめています。

34ページ資料2-2をご覧ください。このページでは、介護保険4施設やショートステイを利用する人の食事、住居費については、本人負担が原則ですが、低所得と言われる人について負担軽減を行っています。その給付の状況についてまとめたものです。

35ページ、36ページ資料3をご覧ください。令和5年6月サービス提供の保険料段階別、要介護度別のサービス利用件数、給付額、サービス未利用者数を表にしたものです。保険料段階は、町で決めている10段階で表にしてあります。この表につきましては、国保連合会の審査後保険給付が終わったもので、

直近の月のデータの6月分までまとめたものです。

以上で、令和4年度介護保険事業の状況の資料説明を終わらせていただきます。

【山上副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
柳田委員。

【柳田委員】 2ページの職員給与費の部分で、給料と職員手当のところの不用額が、それぞれ300万円の理由をお伺いします。

【山上副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 申し訳ありません。数字を持ち合わせておりませんので、後ほど、すみません。

【山上副委員長】 三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 申し訳ございません。数字について確認が不足しております。もしよければ、お時間いただければお調べいたします。

【山上副委員長】 じゃ、後ほどお答えをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。
他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、7ページなんですけど、介護サービスの給付費の執行率が87.1%ということで、令和3年度は92.4%ですけど、これに関して件数がもし分かればお知らせください。次は介護予防サービスの給付費の執行のことで、これは増えていますが、これについてどういふ要因で増えたのかというのをお聞きします。もう一点あります。19ページの在宅医療介護連携事業ということで、会議や研修とかをやっていますけど、どのような会議、また研修だったのか、内容についてお知らせください。

以上です。

【山上副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 1点目と2点目の介護サービスの執行率の関係は、利用者の見込みで当初予算していたものが、そこまではいなかったということで執行残という形になっております。件数が伸びなかったことによる残になります。あと、在宅介護の研修なんですけど、多職種連携の研修で茅ヶ崎と寒川で介護職の皆さんと困難事例を検討したりとか、今現場での課題などを取り上げて研修をしております。年に1回住民向け説明会として11月30日が看取りの日という形で、その時期に合わせて住民向けに訪問看護のパネリストを呼んだりとか、お医者様を呼んで講座を設けております。

以上になります。

【山上副委員長】 山田委員。

【山田委員】 7ページと8ページの介護予防サービスに関しては、見込みよりも少なかったということですけど、この要因というか、もし特定できるものがあればお知らせください。それと、在宅医療介護連携のところ、会議、研修ですね。介護者とか、会議とかをやったということですけど、これに関して会議の中で介護保険に関して課題がいろいろ出ていると思うんですけど、もしあればお知らせください。

【山上副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 1問目と2問目のご質問の要因なんですけども、重度が想定より減って、中度が想定より伸びた関係がありまして、この執行率の状況になっています。3問目の在宅介護の関係は、課題等は結構周知不足のところがありまして、皆さん、在宅介護の相談窓口であったりとかの周知が不足しておりますので、今その辺のことを委員で検討したりしております。

以上です。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。以上で健康福祉部介護保険事業特別会計の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、健康福祉部保険年金課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 引き続き健康福祉部保険年金課の決算審査をお願いいたします。説明につきましては高木課長から、質疑につきましては出席職員全員で対応いたします。よろしくをお願いいたします。

【山上副委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、健康福祉部保険年金課所管の令和4年度一般会計の決算につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、決算書は71ページ、72ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。タブレット資料は070保険年金課一般会計の2ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。この繰出金は、一般会計から国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、繰出額の内訳は備考記載のとおりとなっております。

下表をご覧ください。この繰出金の特定財源ですが、歳入番号①、決算書は33ページ、34ページの国庫支出金による保険基盤安定負担金の保険料軽減分は、未就学児均等割軽減分に交付されるものです。

次に、資料は前後しますが、歳入番号②及び④、決算書は33ページ、34ページの国庫支出金及び決算書37ページ、38ページの県支出金にある保険基盤安定負担金の保険者支援分は、低所得者世帯を抱える市町村の国保財政の均衡や安定化を図るため国庫及び県費より交付されるものとなっております。補助率は国2分の1、県4分の1となっております。

資料は戻りまして、歳入番号③、決算書は37ページ、38ページの県支出金による保険基盤安定負担金の保険料軽減分は所得により保険料を軽減したものに交付されるものです。負担率は県4分の3となっております。

次に、決算書は73ページ、74ページ、3目老人福祉費でございます。タブレット資料は3ページをご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。この繰出金は一般会計から後期高齢者

医療事業特別会計へ事業費を繰り出すもので、繰出額の内訳は備考の記載のとおりとなっております。

下表をご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37ページ、38ページの県支出金の後期高齢者医療基盤安定制度負担金は、所得により保険料を軽減したものに交付されるものです。県の負担率は4分の3となっております。

次に、決算書は73ページ、74ページの4目国民年金費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。年金事務は、日本年金機構藤沢年金事務所と連携しながら国からの法定受託事務を進めており、窓口業務では年金相談による制度説明、加入創出や免除申請など、また制度への理解を深めていただくため広報紙などで普及啓発を行っております。

それでは、まず職員給与費でございます。こちらは課長を含む職員3名分の人件費でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の35ページ、36ページの国民年金協力連携事務費委託金は、制度周知や納付特例、各種情報提供などの連携事務に交付され、全ての職員給与費に充ててございます。歳入番号②、国民年金特別障害給付事務費委託金は、任意加入期間中に発生した障害給付事務に対して交付され、給料に充ててございます。歳入番号③、国民年金事務費委託金は、法定受託事務に対して交付され、全ての職員給与費に充てるほか、年金事務経費及び国民年金推進事業費に充ててございます。

続いて、タブレット資料5ページ、年金事務費でございますが、こちらは国民年金事務に係る経費でございます。旅費につきましては、説明会等出席のための普通旅費でしたが、ウェブ会議などの開催から執行はいたしませんでした。需用費は、事務用品など消耗品費、役務費は、年金事務所等事務連絡用の切手代、使用料及び賃借料は、年金システム借上料でございます。

下表をご覧ください。年金事務費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の35ページ、36ページの国民年金事務費委託金を需用費及び役務費、使用料及び賃借料に充ててございます。

一般会計最後になりますが、タブレット資料6ページをご覧ください。国民年金推進事業費です。こちらは窓口対応業務のための会計年度任用職員1名分の報酬等でございます。

下表をご覧ください。国民年金推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の35ページ、36ページの国民年金事務費委託金を本事業に充ててございます。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

【山上副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 ここで質疑を打ち切ります。

それでは、次に、国民健康保険事業特別会計の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、引き続き、令和4年度国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明させていただきます。タブレット資料071国民健康保険事業特別会計の、まず参考資料として添付しております38ページからの寒川町国民健康保険事業状況の主な内容につきましてご説明させていただきます。国保の状況につきましては、過去5年間の国民健康保険事業の概要で、今回は平成30年から

令和4年度までをまとめてございます。

タブレット資料の40ページをご覧ください。資料上段の表1国民健康保険加入状況です。表の中ほどの国保の世帯数となりますが、令和4年度が一番下段となりますが、6,198世帯、前年度比4.97%の減となっております。隣の被保険者数は9,455人で6.50%の減でございます。団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により減少傾向となっており、国保の加入率といたしましては、人口の19.27%となっております。

次に、タブレット資料は41ページをご覧ください。下段の表5、保険料現年分の推移ですが、こちらは保険料の推移と収納率を記載しております。1人当たりの調定額並びに収納額は増加され、収納率は93.26%と前年度に比べ0.20ポイントの増加となっております。

続きまして、42ページ、43ページには歳入の決算状況を記載しており、状況といたしましては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行から歳入の国民健康保険料や保険給付費、療養費や高額医療費を支出する財源でもございます県支出金が減少傾向で、全体で前年比マイナス4.22%の減少となっております。また、44ページ、45ページには歳入の決算状況をそれぞれ記載しており、状況といたしましては、歳入同様加入者の減少から保険給付費が圧縮され、支出が減少しており、健康づくり課が所管しております保険事業は、特定健診や保健指導の継続した事業強化から支出が微増を示す面もございますが、全体では前年比マイナス3.66%の減少となっております。

46ページから51ページにつきましては、医療給付費の状況で、被保険者全体では前年度の受診控えの反動で費用額、件数共増加しております。また、52ページには、高額療養費や出産育児一時金、葬祭費、傷病手当の変遷や支給状況を、53ページには、保険料率、賦課限度額の推移、財政調整基金の状況を示し、54ページには、昨年度の国民健康保険運営協議会の委員構成や開催状況を記載しております。なお、55ページ以降につきましては、参考資料といたしまして、神奈川県から提供された令和3年度の県内市町村の比較表等になりますので、後ほどご参考いただければと思います。

それでは、国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明させていただきます。決算書は117ページ、118ページ、タブレット資料は2ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費でございます。こちらは健康づくり課の国保特別会計分2名の職員分も合わせておりますので、給料及び職員手当等、共済費につきましては、全体で職員8名分の人件費となっております。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は113ページ、114ページの職員給与費等繰入金を充ててございます。これは給与費のほか国保の事務経費に要する費用を一般会計より繰り入れるものとなっております。

次に、タブレット資料3ページ、国民健康保険運営事業事務経費で、こちらは国保事務に関する事務経費でございます。旅費につきましては、研修や会議出席のための普通旅費で、ウェブ会議などの会議開催から執行残となっております。需用費は、国保総合システム用トナーカートリッジの消耗品や国民健康保険被保険者証等の印刷製本費、役務費は、被保険者証等の郵送料、委託料は、未就学児の均等割軽減に伴うシステム改修委託料、負担金補助及び交付金は、国保総合システムの改修負担金でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、歳入番号①、決算書は111ページ、112ページ、県支出

金の特別調整交付金及び歳入番号②、決算書は113ページ、114ページ、職員給与費等繰入金を充ててございます。

続いて、資料4ページ、診療報酬明細書共同電算委託事業費になります。こちらは県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して共同で電算処理する費用でございます。なお、この委託料の決算額は健康づくり課分との合計額となっております。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源として、歳入番号①、決算書は113ページ、114ページ、職員給与費等繰入金及び歳入番号②、決算書の115ページ、116ページの国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備補助金を充ててございます。

次に、タブレット資料5ページ、連合会負担金の国保連合会負担金につきましては、保険者割と被保者割を合わせた令和4年度国保連合会負担金とオンライン資格確認システム運営等負担金を支出してございます。

下表をご覧ください。本負担金の特定財源は、歳入番号①、決算書は113ページ、114ページの職員給与費等繰入金を充ててございます。

次に、タブレット資料6ページ、国保料賦課徴収事業事務経費は、国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務経費でございます。需用費は、保険証の返信用封筒の消耗品費、納付書などの印刷製本費、役務費は、納付書や督促状等の通信運搬費や口座振替の手数料、委託料は、コンビニやモバイルレジ、モバイルクレジットの収納代行委託料、使用料及び賃借料は、住民情報システムの借上料、負担金補助及び交付金は、財務会計システム共同利用負担金でございます。不用額につきましては、備考に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。本事務経費の特定財源は、歳入番号①、職員給与費等繰入金を充ててございます。

次に、タブレット資料7ページ、国保運営協議会運営経費につきましては、委員9名分の報酬等でございます。

下表をご覧ください。本経費の特定財源は、歳入番号①、職員給与費等繰入金を充ててございます。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。一般被保険者療養給付費です。こちらは一般被保険者の疾病及び負傷に対し保険給付を行ったものです。なお、備考欄の記載ですが、ここ数年被保険者数の減少等で減少傾向にありましたが、令和3年度はコロナ禍の影響による受診控えの反動から受診件数や支出額が増加してはいましたが、コロナ禍も5類に転じ、受診件数も緩やかに減少傾向を示してございます。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、歳入番号①、決算書は111ページ、112ページの県支出金の普通交付金を充ててございます。

次に、決算書は119ページ、120ページ、タブレット資料9ページ、退職被保険者等療養給付費です。こちらは退職被保険者等の疾病及び負傷に対し保険給付を行うものですが、制度の廃止に伴い対象者数の減少にから支出はございませんでした。

次に、タブレット資料10ページ、一般被保険者療養費です。こちらは一般被保険者の疾病及び負傷に対し療養の給付を受けないものの費用及び医療用装具の保険者負担費用の支給を行っております。支払

件数につきましては、備考記載のとおりとなっております。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、歳入番号①県支出金普通交付金を充ててございます。

次に、タブレット資料11ページ、退職被保険者等療養費ですが、制度廃止に伴いこちらも対象者数の減少により支出はございませんでした。

次に、タブレット資料12ページ、審査支払手数料です。こちらは医療機関の診療費請求額について国民健康保険団体連合会等に委託している審査点検手数料でございます。レセプトの点検を行うことにより医療費の適正化を図ってございます。なお、審査件数につきましては、備考記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、歳入番号①、決算書は111ページ、112ページの普通交付金及び歳入番号②、決算書の113ページ、114ページ、職員給与費等繰入金を充ててございます。

次に、タブレット資料13ページ、一般被保険者高額療養費です。一般被保険者の所得段階に応じて一部負担金が一定金額を超えた場合、現金または現物給付するものでございます。なお、支払件数については備考記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、普通交付金を充ててございます。

次に、タブレット資料14ページ、退職被保険者等高額療養費ですが、制度の廃止に伴いこちらも対象者数の減少により支出はございませんでした。

次に、タブレット資料15ページ、一般被保険者高額介護合算療養費です。こちらは一般被保険者の医療保険及び介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えた場合に支出するものでございます。

下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、普通交付金を充ててございます。

次に、タブレット資料16ページ、退職被保険者等高額介護合算療養費ですが、こちらも制度の廃止に伴い対象者数の減少により支出はございませんでした。

次に、タブレット資料17ページ、一般被保険者移送費と次の18ページの退職被保険者等移送費は、疾病等により移動が困難な患者が、緊急的な必要性から医師の指示により一時的に移送された場合に現金給付されるものですが、4年度は支出がございませんでした。

次に、決算書は121ページ、122ページ、タブレット資料は19ページをご覧ください。出産育児一時金です。こちらは被保険者が出産した場合、出産児1人につき42万円を支給するものです。なお、支払件数につきましては、備考に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。特定財源は歳入番号①、決算書の113ページ、114ページの出産育児一時金繰入金で、出産育児一時金の3分の2を法定繰入れしております。

次に、タブレット資料20ページ、決算書は121ページ、122ページの葬祭費は、被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った者に5万円を支給するものです。なお、支払件数につきましては、備考記載のとおりでございます。財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料21ページ、傷病手当金でございます。こちらは新型コロナウイルス感染等により労務に服することができなくなった被保険者に支給するものです。なお、支払件数につきましては、備考記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。特定財源は歳入番号①、決算書は111ページ、112ページの県支出金特別調整交

付金でございます。

次に、タブレット資料22ページ、一般被保険者医療給付費分につきましては、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするため県へ納付するものでございます。

下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、決算書の111ページ、112ページの県支出金の特別調整交付金、歳入番号②県支出金の県繰入金（2号分）で、保険料収納向上対策や医療費適正化対策の取組に対して交付されるものでございます。歳入番号③、決算書の113ページ、114ページになりますが、保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号④は、保険基盤安定繰入金保険者支援分でございます。歳入番号⑤、財政安定化支援事業繰入金は、高齢者が多いなど市町村の責めによらない理由による国保財政への影響を勘案して算出されるものとなっております。⑥その他一般会計繰入金は、障害者の医療費助成等の町単独事業の実施により国保負担金の減額分を一般会計から繰り入れるものでございます。歳入番号⑦、国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため積立額を確保しつつ保険料上昇抑制のため活用しております。

次に、タブレット資料23ページ、退職被保険者等医療給付費分につきましても、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものでございます。財源につきましては全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料24ページ、一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものでございます。

下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、決算書113ページ、114ページの保険基盤安定繰入金保険料軽減分及び歳入番号②、保険基盤安定繰入金保険者支援分を充てており、歳入番号③国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため活用をしております。

次に、タブレット資料25ページ、退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましても、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものであります。財源につきましては全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料26ページ、介護納付金分は、国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳までの方の方で、介護保険制度に要する費用に充てるため県へ納付するものでございます。

下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、決算書113ページ、114ページの保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号②、保険基盤安定繰入金保険者支援分、歳入番号③、国保財政調整基金繰入金を充ててございます。

次に、タブレット資料27ページ、決算書は123ページ、124ページ、年金受給権者一覧表作成経費拠出金につきましては、退職被保険者の資格確認のために年金受給者一覧表を作成する経費でございます。財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料28ページ、国民健康保険制度周知事業費につきましては、需用費は、国民健康保険制度広報用の小冊子の消耗品費、役務費は、医療費通知の郵送料でございます。この役務費の決算数値は健康づくり課との合計額になってございます。財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料29ページ、国保財政調整基金積立金は、国保財政調整基金への積立金でございます。備考のとおり、年度末基金残高は、現金債権合わせまして5億1,060万280円となっております。

下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、決算書は111ページ、112ページの国保財政調整基金積立金利子及び歳入番号②、決算書は113ページ、114ページのその他一般会計繰入金を充ててございます。

次に、タブレット資料30ページ、決算書は123ページから126ページ、一時借入金利子につきましては、国保特別会計の運営で資金不足になった場合に、一時的に借入れをしたことによる利子で、令和4年度は借入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、タブレット資料31ページ、決算書は125ページ、126ページの一般被保険者過年度保険料還付金は、過年度分の保険料の還付金でございます。財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料32ページ、退職被保険者等過年度保険料還付金ですが、制度廃止に伴いこちらも対象者数の減少により支出はございませんでした。

次に、タブレット資料33ページ、保険給付費交付金返戻金につきましても支出はございませんでした。

次に、タブレット資料34ページ、災害等臨時特例補助金返納金につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応分として交付を受けた臨時特例補助金について精算分を返納するものでございます。財源につきましては、全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料35ページ、指定公費負担医療積立金です。こちらは特例措置として一部負担金自己負担額の1割としている70歳から74歳までの被保険者の療養費の差額を一時的に町が立て替えるものでございますが、4年度は支出がありませんでした。

次に、資料36ページの予備費でございます。備考欄記載のとおり4事業へ充当してございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。こちらは健康づくり課分も合わせた国保特別会計の数値となります。

タブレット資料37ページ、決算書は111ページ、112ページ、国民健康保険料につきましては、昨年度から現年分と滞繰分の合計額について、一番下段に参考として表を追加いたしましたので、そちらの表をご覧ください。まず、現年分の調定額は9億7,761万2,960円で、収入済額は9億1,314万940円、還付未済額は139万2,460円となり、実質収入額は9億1,174万8,480円で収納率は93.26%となり、昨年度より0.20ポイントの増となっております。

次に、滞納繰越分につきましては、調定額1億5,685万9,588円で、収入済額は3,922万6,762円、還付未済額は6万3,580円となり、実質収入額は3,916万3,182円で、不納欠損額3,862万9,183円を差し引いた収納率は33.12%となり、昨年度より0.28ポイントの減となっております。合計といたしまして、調定額11億3,447万2,548円で、収入済額は9億5,236万7,702円、還付未済額は145万6,040円となり、実質収入額は9億5,091万1,662円で、不納欠損額3,862万9,183円を差し引いた収納率は86.77%となり、昨年度より0.64ポイントの増となっております。収入未済額翌年度繰越額は1億4,493万1,703円となっております。

次に、使用料及び手数料の諸証明手数料は、保険料納付状況証明書の交付手数料で、収入済額は5,100円となっております。

続いて、決算書は113ページ、114ページの繰越金の前年度繰越金は、収入済額1億7,969万8,722円となっております。

次に、7款諸収入の延滞金の収入済額は414万6,406円であり、次の雑入は、決算書が113ページから116ページにわたりますが、一般被保険者第三者納付金でございます。こちらは交通事故による納付金で、収納済額は277万8,091円となり、退職被保険者等第三者納付金につきましては、実績はございませんでした。

次に、一般被保険者返納金保険給付費返納金は、医療機関の診療報酬請求の誤りによる返戻金等でございます。収入済額51万1,924円となり、過年度分保険給付費返納金及び次の退職被保険者等返納金につきましては、実績はございませんでした。

次に、国保事業費返還金退職医療給付費分につきましては、国民健康保険事業費納付金の退職被保険者の減少に伴う精算金で、収入済額は14万6,000円となっております。

令和4年度国民健康保険事業特別会計の決算の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

【山上副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。山田委員。

【山田委員】 2点ほど伺います。まず、21ページの傷病手当金ですけど、これに関してはコロナが始まってからできたものですけど、令和4年度36件ということですけど、これに関して申請はどの程度あったのか、もし分かればお願いします。あとそれから36ページの予備費なんですけど、これは充当先は4事業とありますけど、これについてどこに充当しているのかお知らせください。

以上です。

【山上副委員長】 吉野副主幹。

【吉野副主幹】 まず、第1点目の傷病手当につきましては、36件ですが、申請件数も同じ36件となっております。続きまして、予備費の充当先となっておりますが、1つ目は健康づくり課の特定健康診査の印刷製本費に金額が3万490円、2点目が保険年金課の国保連合会負担金のところに1万8,359円、続きまして、同じく保険年金課のモバイルクレジット収納代行委託料に2,675円、4点目、同じく保険年金課の財政調整基金積立金のところに471円となっております。

以上です。

【山上副委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、傷病手当金のところに36件の申請があつて36件支給したということで了解しました。これに関してこの段階ではまだコロナの感染症に特化した傷病手当ですけど、ほかの傷病に関してもするべきじゃないかと思えますけど、それについてのお考えがあればお願いします。あと予備費に関しては了解しました。

【山上副委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 傷病手当金に関しましては、国の法律の改正によって行っておりますので、独自の展開というのは今のところ考えてはおりませんという内容となっております。よろしく申し上げます。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

それでは、次に、後期高齢者医療事業特別会計の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、引き続き令和4年度後期高齢者医療事業特別会計の決算についてご説明させていただきます。初めに、事業の概要について申し上げます。後期高齢者医療制度は、神奈川県内の全ての市町村が加入し、特別地方公共団体の神奈川県後期高齢者医療連合会が主体となり、県内市町村と連携しながら制度の運営を行っております。当広域連合では、被保険者の資格の管理、保険料の決定、医療の給付などを行い、町では、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、相談などの業務を行っております。町の被保険者は、令和5年3月末で6,970名で、前年度より320名の増となっております。

後期高齢者医療保険料につきましては、決算書では127ページ、128ページとなりますが、収入済額は5億9,367万2,710円となり、前年度と比較しますと4,428万6,490円の増となっております。現年度分の収納率は99.60%となっており、前年度より0.13ポイントの減少をしております。なお、時効等により徴収できなかった不納欠損額は60万1,120円となっております。

それでは、タブレット資料072後期高齢者医療事業特別会計2ページ、決算書は131ページ、132ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費をご覧ください。職員給与費ですが、給料、職員手当等、共済費は、後期高齢者医療事務を担当する職員2名分の人件費でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書の127ページ、128ページの一般会計繰入金事務費繰入金を充ててございます。

続いて、タブレット資料3ページ、後期高齢者医療事業事務経費です。報酬、職員手当等、旅費につきましては、会計年度任用職員1名分の人件費、役務費は、保険証や申告勸奨などの通信運搬費、使用料及び賃借料は、住民情報システム等の借上料、負担金補助及び交付金は、財務会計システム共同利用負担金でございます。

下表をご覧ください。本事務経費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書の127ページ、128ページの一般会計繰入金事務費繰入金を充ててございます。

次に、タブレット資料4ページ、診療報酬点検事業費です。こちらは診療報酬明細書、レセプトの内容点検を国保連合会へ委託した手数料でございます。保険者である後期高齢者広域連合において高額レセプトの点検は実施しておりますが、その他の全レセプト点検を専門医が行うことにより医療費の適正化を図っております。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源ですが、歳入番号①、一般会計繰入金事務費繰入金を充ててございます。

次に、タブレット資料は5ページをご覧ください。後期高齢者医療保険料徴収事務費は、後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務経費です。需用費は、保険料通知書等の印刷製本費、役務費は、納付書、督促状等の通信運搬費や口座振替の手数料、委託料は、コンビニやモバイルレジ、モバイルクレジット収納代行の委託料でございます。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書は127ページ、128ページの諸証明手数料及び歳入番号②の事務費繰入金、歳入番号③、決算書は129ページ、130ページの保険料還付

金、歳入番号④の制度見直しに関する対応事業補助金コロナリーフレットの同封等による補助金等を充ててございます。

次に、タブレット資料6ページ、後期高齢者医療広域連合納付金は、神奈川県の後期高齢者医療制度を運営するため、広域連合へ納付を行うものでございます。

下表をご覧ください。特定財源ですが、決算書は⑦まで127ページ、128ページとなります。まず、歳入番号①の現年度特別徴収保険料及び歳入番号②の現年度普通徴収保険料、歳入番号③の滞納繰越分普通徴収保険料を充てており、このうち歳入番号②の他の事業への充当額等の記載の金額につきましては、出納整理期間に納付された保険料で、翌年度へ繰り越した後広域連合納付金として支払うものでございます。次の歳入番号④は、後期高齢者医療広域連合事務費繰入金は、広域連合の事務に係る経費分として、歳入番号⑤保険基盤安定制度繰入金は、保険料の均等割に係る軽減分及び社会保険から移行してきた被扶養者の軽減分を補填するためのものとして、歳入番号⑥は、療養給付費定率負担分繰入金で、町の被保険者の療養給付費見込額の12分の1を計上して、それぞれ一般会計の繰入金を充ててございます。また歳入番号⑦の延滞金を充てており、保険料同様他の事業への充当額等記載の金額につきましては、出納整理期間に納付された延滞金で、翌年度へ繰り越した後広域連合納付金として支払うものでございます。

次に、タブレット資料7ページ、一時借入金利子ですが、令和4年度も一時借入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、タブレット資料8ページ、決算書は133ページ、134ページの償還金及び還付加算金は、過年度の保険料還付金及び還付加算金でございます。

下表をご覧ください。特定財源として、決算書は129ページ、130ページ、歳入番号①の保険料還付金を充ててございます。

次に、タブレット資料9ページ、予備費となります。備考記載のとおり、2事業へ充当してございます。

続きまして、歳入の一般財源分につきましてご説明させていただきます。タブレット資料は10ページ、決算書は129ページ、130ページの繰越金でございます。こちらは前年度からの繰越金で5,955万8,090円で、こちらは神奈川県後期高齢者医療広域連合納付金に全額充当するものでございます。

令和4年度後期高齢者医療事業特別会計の決算の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

【山上副委員長】 保険年金課の審査の途中ですが、暫時時間の延長をいたします。

説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 1点ほどお伺いします。まず、後期高齢者の場合、広域連合ということで町では自分のところしかできないと思うんですけど、これに関して保険料について今どのような状況になっているか、3年度から比べて保険料はどう変化しているのかお聞きします。それと先ほども言われましたけど、予備費の充当先は2事業ということですけど、これについてお伺いします。

以上です。

【山上副委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 後期高齢者の保険料は昨年度と比べてどのような変動があるかというところなんですけども、令和4年と3年につきましては、令和4年度から料率が変わっています。金額としましては、はっきりとした1人当たりの数字というのは申し上げられないんですが、上昇しているという現状がございます。

以上です。

【山上副委員長】 予備費に関してはいかがでしょうか。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 すみません。後期につきましてはの予備費の資料を持ってこなかったもので、今のところ資料はない状況になっております。

【山上副委員長】 後ほどご報告いただけますか。

【高木保険年金課長】 申し訳ございません。報告いたします。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。以上で健康福祉部保険年金課の審査を終わります。お疲れさまでした。

再開を17時といたします。暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほど審査をしました健康福祉部高齢介護課の給料等の減額についての説明を高齢介護課でいたしたいということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山上副委員長】 分かりました。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、健康福祉部高齢介護課の先ほどの給料等の減額についてご説明をお願いいたします。

三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 先ほどは失礼いたしました。先ほどの職員給与費の不用額についてなんですけれども、こちらについては、休職中の職員がおりまして、その職員についての給与の残額となっております。よろしくお願ひします。

【山上副委員長】 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【山上副委員長】 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、健康福祉部健康づくり課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 高齢介護課につきましては、お時間いただきまして、ありがとうございます。引き続き健康福祉部最後となります健康づくり課の決算審査をお願いいたします。説明につきましては原健康づくり課長から、質疑につきましては出席職員全員で対応いたします。よろしく願います。

【山上副委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 それでは、健康福祉部健康づくり課所管一般会計令和4年度決算につきまして決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしく願います。また、参考資料といたしまして健診や予防接種などの事業実績をまとめました令和4年度保健事業を併せてタブレット資料として提出しておりますので、よろしく願います。子育て支援課でも提出されていますが、健康づくり課所管の事業に関わる実績は81分の43ページ以降となります。

それでは、説明させていただきます。決算書は73、74ページの3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費でございます。高齢者の保健事業と介護事業を接続し、一体的に事業を実施するための費用及び75歳以上の高齢者の健康診査についての費用でございます。旅費は、担当者の研修旅費、需用費は、パンフレットを購入するための消耗品費と高齢者健診用受診券、問診票等の印刷製本費でございます。役務費は、受診券通知や訪問通知送付のための通信運搬費、国保連合会における審査支払手数料でございます。委託料につきましては、医師会等への健康診査に係る委託料でございます。

続いて、下表をご覧ください。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は45、46ページ、広域連合高齢者健康診査事業費補助金は、健康診査に係る役務費、委託料に、歳入番号②、広域連合委託金は、需用費の消耗品費、印刷製本費に充ててございます。広域連合委託金につきましては、本事業のほか備考欄に記載の事業へ充ててございます。歳入番号③、広域連合後期高齢者保健事業補助金についても、健康診査に係る委託料に充ててございます。

続きまして、決算書の79、80ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。タブレット資料は3ページをご覧ください。保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務に係る旅費、健康システムの借上料、協議会への負担金などの経費でございます。旅費は、保健師や管理栄養士といった専門職を対象とした研修に参加するための交通費、使用料及び賃借料は、健康システム借上げのためのリース料、負担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人かながわ健康財団・アイバンク臓器移植推進事業への負担金でございます。当経費において特定財源の充当はございません。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。健康づくり事業費につきましては、健康維持や生活習慣病予防に関心を持ち、適切な保健行動が取れるよう健康手帳の交付、各種健診を行うとともに、健康についての正しい知識を得ることで健康に対する心配や不安の解決を図るため、健康教育、健康相談、保健指導の各対象者へ事業の周知と勧奨を行ったものでございます。報酬は、健康教育における管理栄養士及び歯科衛生士を会計年度任用職員として雇うための賃金、報償費は、ロコモ予防教室

や運動ボランティア養成セミナーに係る講師謝礼等、旅費は、会計年度任用職員の費用弁償、消耗品費は、健康増進事業に係るパンフレットや再生紙等の購入、印刷製本費は、がん検診の記録票や窓付封筒の作成、役務費は、健康診査事業における勸奨通知等を郵送するための料金などの通信運搬費、委託料は、成人の健康診査、がん検診及び歯科健診など健診に係る委託料でございます。負担金補助及び交付金は、未病サミット神奈川への負担金でございます。償還金利子及び割引料は、国庫補助金の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金に係る返納金となっております。この返納金につきましては、補助金の受入れ後、年度末の実績報告により補助金が確定することにより令和3年度分を返納することとなったものでございます。

続いて、下表をご覧ください。健康づくり事業費の特定財源でございます。歳入番号①の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、決算書の35、36ページでございます。この補助金9万2,000円を消耗品費、役務費、委託料に充てております。補助率は2分の1となっております。

歳入番号②の市町村健康事業費補助金は、決算書の39、40ページでございます。この補助金は、報償費、消耗品費、役務費、委託料に充てており、補助率については、健康教育及び健康診査に係るものが3分の2、肝炎ウイルス検診に係るものが10分の10となっております。歳入番号③の骨髄ドナー支援事業費補助金は、対象となる支出がなかったため歳入もございません。

続きまして、決算書は79、80ページ、2目予防費でございます。タブレット資料は5ページをご覧ください。高齢者予防接種事業費につきましては、感染症の予防や蔓延を防ぐため65歳以上の方と60歳から64歳までの心臓、腎臓及び呼吸器に身体障害者手帳1級程度の障害のある方を対象としたインフルエンザ及び65歳から5歳刻みで100歳までの方を対象とした肺炎球菌感染症の予防接種を行ったものでございます。消耗品費は、予防接種に係る書籍の購入、印刷製本費は、インフルエンザ予診票の印刷代、役務費は、予防接種実施医療機関への通知に係る通信運搬費、委託料は、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種実施のための委託料、負担金補助及び交付金は、施設入所などの理由により契約医療機関以外において予防接種された方への償還金でございます。高齢者予防接種事業費の特定財源は、ございません。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。予防事務経費につきましては、予防接種健康被害調査委員会の委員に対する謝礼、予防事業に関わる会議に出席するための旅費、予防事業に係る冊子を作成するための経費でございます。報償費は、予防接種健康被害調査委員会未開催のため不用額となります。旅費は、予防接種等に係る会議に参加するための交通費、印刷製本費は、全戸配布する「健康だより」を作成するための印刷製本費でございます。

続いて、下表をご覧ください。予防事務経費の特定財源でございます。歳入番号①の広告掲載料は、決算書の45、46ページで、「健康だより」に掲載した広告の掲載料となっております。広告掲載料は、1枠3万円で10件の掲載がございました。

続きまして、決算書は79、80ページ、タブレット資料7ページをご覧ください。地域保健医療体制充実事業費につきましては、医学、医術の研さん及び地域医療の充実を図るため、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎・寒川薬剤師会の3団体に対し事業費補助を行い、また質の高い医療の確保のため看護師確保対策の一環として、茅ヶ崎市及び寒川町の2市1町が藤沢市医師会が設立した看護専門学校

に対し補助金により支援したものでございます。その他休日夜間において病気、けが等による診療手当が必要なときに、いつでも医療機関で診療が受けられるよう救急医療体制の充実を図るための負担金でございます。負担金補助及び交付金については、ただいま申し上げました3団体及び湘南看護専門学校に対する補助金でございます。また、休日及び夜間の診療については、茅ヶ崎市地域医療センターにおいて実施しており、運営母体である茅ヶ崎市に負担金として支出したものでございます。なお、負担額につきましては、前年度10月1日現在の市町の人口により案分したもので、負担率は16.617%でした。

続いて、下表をご覧ください。地域保健医療体制充実事業費の特定財源でございます。歳入番号①のまちづくり寄附金は、決算書の43、44ページに掲載しており、その一部の79万円を湘南看護専門学校への補助金に充当したもので、こちらは財政課よりまとめて説明したものととなります。

続きまして、決算書は79、80ページ、タブレット資料は8ページをご覧ください。感染症予防対策事業費につきましては、水害時等の伝染病予防や感染症発生時の蔓延防止のため床下等の消毒を委託することにより実施するものでございます。また、寒川町自治食品衛生協会会員の知識、技術の向上を通じて町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るために実施したものでございます。委託料については、消毒を必要とする事象が発生しなかったことによる不用額となります。負担金補助及び交付金は、寒川町自治食品衛生協会への補助金でございます。当事業において、特定財源はございません。

続きまして、タブレット資料9ページをご覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な体制を整備するための費用でございます。不用額につきましては、繰越額も含まれています。報酬、職員手当等、共済費は、ワクチン接種事業に伴う会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当、社会保険料負担金でございます。旅費は、会計年度任用職員の交通費、消耗品費は、ワクチンの配送で使用するバイアルホルダーやコンテナボックス等の消耗品費、修繕費は、ワクチン保管のための超低温冷凍庫の設置に伴う修繕料、医薬材料費は、集団接種会場で用いる消毒用アルコール、酸素マスク等の医薬材料費、役務費は、接種券を送付するための郵送料、集団接種会場で使用するモバイルルーターの使用料、国保連への手数料、タウンニュースの広告掲載料でございます。委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種の情報管理に対応するため既存の健康管理システムを改修、ワクチン接種券の作成、ワクチン接種専用コールセンター業務、ワクチン予約システム構築、集団接種会場や個別医療機関でのワクチン接種、ワクチン配送業務、集団接種物品等運搬、集団接種会場送迎シャトルバス、ワクチン接種予診票データ化それぞれの委託料となっております。使用料及び賃借料は、集団接種会場で使用した役場南側特設会場及び寒川神社参集殿の借上料でございます。原材料費は、役場南側特設会場の舗装修繕用材料、備品購入費は、令和3年度から4年度へ繰越明許したのですが、集団接種の運営方法を変更したため不用額となったものです。償還金利子及び割引料は、令和3年度に概算で受け入れていた国庫負担金、国庫補助金を返納したものです。

続いて、下表をご覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種事業費の特定財源でございます。決算書33、34ページになります。歳入番号①、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、委託料に充ててございます。

次に、決算書の35、36ページ、歳入番号②、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

は、償還金利子及び割引料を除く全科目に充てているほか、備考欄記載の事業に充ててございます。

次に、決算書の45、46ページ、歳入番号③、新型コロナウイルスワクチン接種費用は、委託料に充ててございます。

続きまして、決算書は81、82ページ、3目保健施設費でございます。タブレット資料10ページをご覧ください。健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理に係る経費でございます。消耗品費は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地賃貸借契約書に添付する印紙代、修繕料は、健康管理センターエレベーターの修繕、役務費は、施設の火災保険料でございます。次の委託料は、指定管理者である社会福祉協議会への指定管理料、使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料と町職員が事業のために使用するコピー機の借上料、負担金補助及び交付金は、電気代高騰に対する運営持続化支援金でございます。当経費への特定財源の充当はございません。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料11ページをご覧ください。決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料でございます。保健衛生使用料の行政財産使用料につきましては、健康管理センターの自動販売機設置に係る使用料及び年始の3日間に寒川神社参拝客を対象とした駐車場の運営に係る駐車場用地の使用料で、使用者はどちらも社会福祉協議会です。また、(仮称)健康福祉総合センター用地内の電柱設置の使用料で、参加者は東京電力パワーグリッド株式会社でございます。

続いて、決算書45、46ページの20款諸収入4項雑入1目雑入でございます。衛生費雑入につきましては、令和3年度新型コロナウイルスワクチン集団接種会場、会計年度任用職員の社会保険料として支出したものが令和4年度に確定したことにより還付されたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。山田委員。

【山田委員】 1点お伺いします。4ページの健康づくり事業で健診等をやっていると思うんですけど、これに関して不用額が出ていますけど、最初の見込みと実際に健診を受けた人数というのはどうなっているのでしょうか。お伺いします。

【山上副委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 こちらの健診につきましては、健康診査、それぞれがん集団健康診査とか、いろいろございますので、1つずつご説明したいと思います。タブレットの44ページをご覧ください。こちらが令和4年度の健康診査の内容になるんですけども、①の生活保護者等健康診査、受診者についてはこの左下男女計のところを受診者数になります。47名となります。それからタブレット45ページをご覧ください。こちらはがん集団健診それぞれの人数になるんですけども、胃がん検診につきましては40歳以上、左から4列目の一番下、集団というところの一番下の欄ですね。279名、それから下に2段進んでいただいて2大腸がん検診392名、それからその下3肺がん検診379名、それから46ページに進んでいただきまして、4子宮がん検診、これも集団健診は左から4列目、その一番下になります。231名。下の5乳がん検診、こちらの146名、その下の視触診マンモグラフィ181名、こち

らがん集団健診の受診者になります。それから、がん施設検診というのもこちらの委託料になっておりますので、今ご説明した集団健診の右側なんですけども、1つずつ説明いたします。45ページをお開きになってください。胃がん検診胃部X線検査につきましては、4年度608名、胃内視鏡検査につきましては447人、大腸がん検診につきましては3,406人、肺がん検診X線撮影のみは4,319人、X線撮影喀痰検査については53名、46ページをお開きになってください。子宮がん検診頸部のみににつきましては161名、頸部体部につきましては142名、乳がん検診マンモグラフィーのみが295名、視触診マンモグラフィーが69名となっております。

あと、こちらの健診は歯科健診委託についてもこの科目になります。タブレット48ページをお開きになってください。これの上部になります。⑤成人歯科健康診査受診者数、4年度は91名となっております。それから、肝炎ウイルス検診もこちらになります。タブレット44ページをお開きになってください。こちらも下の欄になります。②肝炎ウイルス検診、こちらは左から3列目、受診者60名となっております。それから成人の健康診査というのがございまして、タブレット50ページをお開きになってください。こちらの受診者数は令和4年度161名となっております。

健康づくり事業の中の健診委託については以上となります。

【山上副委員長】 山田委員。

【山田委員】 細かく説明ありがとうございました。それで、見込みに対して若干少ないから不用額が出たと思うんですけど、今後健診の受診者を増やすための対策というか、何か考えていることがありましたら、お願いします。

【山上副委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 がん検診については、総合計画の中でも載っている指標ですので、様々な工夫をして行っているところです。今年度も行っておるんですけども、まず、女性向け検診については女性医師に来てもらったり、それからがん検診については、今まで国民健康保険加入者のみに通知を行っていたところ、社会保険加入者についても健診の通知を送ったりというようなことをしております。今後も続ける予定であります。

以上です。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 新型コロナウイルスワクチンの件で、大分落ち着いて、まずはこの2年半、まだ続いていますけど、本当にお疲れさまでしたというところだと思います。無償化も間もなく終わりますし、皆さん本当に、寝ずとは言いませんけども、それに近い状態で働かれたことが本当に功を奏したなと思っています。ありがとうございます。

それで、とはいえ、ワクチンの廃棄の話がありましたね。これは大丈夫だったか、大体大丈夫だと聞いていたんですけど、一応念のため確認させてください。それが1つ目です。それから、今回こういう形で2年半前から、約3年間ですけど、ちょうど3年ぐらい前になりますものね。2019年、4年前になりますので、そういう意味でいうと、今まで経験したことのないような感染症であったりが流行した場合に、町民の方、特に高齢者の方たちは、テレビを信じつつも、どれが真実なのかと、メディアリテラ

シーというようなものがない中で、それは公共のところ、特に自治体なりの健康に関するところから情報を発信すべきだとずっと思って、僕も自分で自腹を切っているいろいろやりましたけれども、そういう意味でいうと、今回そのケーススタディーとしてナレッジというか、知識みたいなものは自分たちの中で集約できたとか、吸収できたのか、積み重ねることができたのかというところをお聞かせください。

それから、3つ目なんですけども、まさにそういった情報はどういう情報を流すかといったときに、今回これだけ医師会及び町内の医療機関といろいろと固く仕事をされたと思います。そういった意味でそういう情報提供のパイプみたいなものは太くなったのかどうか、そこについて、この3点をお答えいただければと思います。

【山上副委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 1点目のワクチンの廃棄についてでございます。こちらは事故等で廃棄したものはございません。2点目のメディアリテラシー、どういったことで情報を伝えられるかということなんですけども、横手委員にもいろいろご助言等をいただいて、ワクチン接種を進めてこられたかと思えますけども、1回で終わらず何回も同じ情報を続けて出すことが重要ということで理解しております。3点目のパイプなんですけども、医師会の皆さん、特に町内の医療機関の方には多大なる協力をいただきまして、コロナワクチン接種が始まる前に比べて本当に太いパイプができたこと認識しております。

以上です。

【山上副委員長】 横手委員。

【横手委員】 横範回答ありがとうございました。本当にすばらしいなと思います。最後に1点だけということで、とにかくせっかく医師会、それから医療機関はお医者様ですよ、とパイプができたということは、町民の命をしっかりと守っていく、今一番町民の皆さんの命を守っている部署だと思えますので、そういう意味では引き続きより太いパイプを築きながら、これからも町民の命を守っていただきたいと思いますので。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

次に、国民健康保険事業特別会計の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 引き続き令和4年度国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明いたします。国民健康保険事業特別会計につきましては、保険年金課と健康づくり課において実施しており、一部事業費が決算書の額と異なっている部分がございますが、よろしくお願いいたします。

決算書は117、118ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料は健康づくり課081の2ページをご覧ください。国民健康保険運営事業事務経費は、国保事務に関する事務経費でございます。旅費は、研修や会議出席のための普通旅費でございます。

下表をご覧ください。事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は113、114ページ、職員給与費等繰入金は、本事業のほか2事業へ充ててございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。診療報酬明細書共同電算委託事業費、こちらは県内保険者の共通事務を国保連合会に委託し、共同で電算処理をするための費用でございます。委託料は、ジェネリック医薬品差額通知作成委託料でございます。

下表をご覧ください。事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は111、112ページ、保険者努力支援分は、本事業のほか3事業へ充ててございます。

続きまして、決算書の123、124ページ、5款保健事業費1項保健事業費1目保健衛生普及費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。医療費適正化事業費は、医療費適正化のために実施しているもので、役務費は、ジェネリック差額通知、重複投薬通知の郵送料でございます。

下表をご覧ください。事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は111、112ページ、保険者努力支援分は、本事業のほか3事業へ充ててございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。2項1目特定健康診査事業費でございます。40歳から74歳までの被保険者を対象に6月から8月、そして2月と実施しました特定健診の費用でございます。消耗品費は、パンフレット購入代、印刷製本費は、特定健康診査受診券等の印刷製本費、役務費は、受診券発送の郵送料と国保連合会への審査支払手数料、委託料は、医師会への健康診査委託、受診率向上事業委託、特定健診等データ管理システム端末移設業務でございます。

下表をご覧ください。事業費の特定財源でございます。決算書は111、112ページ、歳入番号①、保険者努力支援分は、消耗品費、印刷製本費、委託料に充てているほか3事業に充ててございます。歳入番号②、特定健診等負担金は、印刷製本費、役務費、委託料に充てているほか1事業に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。特定保健指導事業費でございます。特定保健指導は、令和4年度特定健診受診者2,466人のうち283人が該当となり、そのうち49人に保健指導を実施しました。また、高血圧や糖尿病の重症化予防の保健指導も実施しております。報酬、職員手当等、共済費につきましては、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費、報償費は、健康教育の講師謝礼でございます。旅費は、会計年度任用職員の費用弁償、消耗品費は、保健指導用の食材、役務費は、郵送料と国保連合会へのデータ管理手数料でございます。

下表をご覧ください。事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は111、112ページ、保険者努力支援分は、報酬、報償費、消耗品費、役務費に充てているほか3事業に充ててございます。歳入番号②、特定健診等負担金は、役務費に充てているほか1事業に充ててございます。歳入番号③、決算書は113、114ページ、職員給与等繰入金は、職員手当等、共済費、旅費に充てているほか1事業に充ててございます。

続きまして、歳入番号④、決算書は115、116ページ、雑入は共済費に充ててございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。以上で健康福祉部健康づくり課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの健康福祉部保険年金課の審査でご回答いただけなかった件、回答の準備ができたということですので、ここで報告をいただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山上副委員長】 じゃ、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、先ほどの健康福祉部保険年金課の審査でご回答いただけなかった件、回答の準備ができたということですので、ご回答をよろしくお願いいたします。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 準備不足から時間を費やしまして申し訳ございません。回答の準備ができましたので、答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 先ほどは大変申し訳ございませんでした。

それでは、先ほどの山田委員からのご質問2点について回答をさせていただきます。後期高齢者医療制度の予備費の充当内容はどういうご質問をいただいております。それにつきましては、2件の事業に充当しております。まず1点目は、職員給与費、職員の移動による地域手当と扶養手当の増加から6万6,358円、もう1事業は、後期高齢者医療保険料の徴収事務経費が、コンビニ収納業務手数料の増加から12万9,715円の予備費充当をさせていただきます。

また、後期高齢者医療制度の保険料の案件につきましてご質問をいただいております。後期高齢者の保険料は、制度の安定した財政の運営を図るため法令に基づき2年ごとに見直しをされております。現在の保険料率は令和4年、5年の料率となりまして、均等割4万3,100円、所得割につきましては、8.78%でございます。その前回の保険料は令和2年、3年の料率となりまして、均等割は4万3,800円、所得割につきましては、8.74%となりまして、2年、3年の保険料率より令和4年、5年の料率につきましては、均等割で700円の減少、所得割については0.04%のポイントの増加となっております。こちらは基本的に年金収入300万円ではほかに収入がない場合というのを後期高齢者は基本としておりますので、そちらによりまして、均等割で700円の減少、所得割で112円の減少というような計算となっております。

料率については以上です。よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の予定していた部分については全て終了いたしました。これで終了といたしたいですが、よろし

いでしょうか。

(「はい」の声あり)

【山上副委員長】 それでは、まことにご苦労さまでした。

午後7時41分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年11月28日

委員長 関口 光男